

平成28年第2回那須烏山市議会3月定例会（第1日）

平成28年3月2日（水）

開会 午前10時00分

散会 午後 7時11分

◎出席議員（18名）

1番	相馬正典	2番	小堀道和
3番	滝口貴史	4番	矢板清枝
5番	望月千登勢	6番	田島信二
7番	川俣純子	8番	渋井由放
9番	久保居光一郎	10番	渡辺健寿
11番	高德正治	12番	佐藤昇市
13番	沼田邦彦	14番	樋山隆四郎
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	小森幸雄	18番	平塚英教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	羽石徳雄
総合政策課長	坂本正一
秘書政策室長	福田光宏
総務課長	清水敏夫
税務課長	小口久男
市民課長	佐藤加代子
福祉事務所長兼健康福祉課長	網野榮
こども課長	齋藤進
農政課長	糸井美智子
商工観光課長	堀江功一
環境課長	薄井時夫

都市建設課長

高 田 喜一郎

学校教育課長

岩 附 利 克

生涯学習課長

佐 藤 新 一

文化振興課長

両 方 裕

◎事務局職員出席者

事務局長

水 沼 透

書 記

大 鐘 智 夫

書 記

塩野目 庸 子

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 発議第 1 号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正について（委員長提出）
- 日程 第 4 議案第 1 8 号 那須烏山市行政不服審査会設置条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 2 3 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 2 8 号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 3 6 号 那須烏山市手数料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 1 9 号 那須烏山市職員の降給に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 2 0 号 那須烏山市庁舎整備基金設置及び管理条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 1 0 議案第 2 1 号 那須烏山市健康管理センター設置及び管理条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 1 1 議案第 2 2 号 那須烏山市消費生活センターの設置、組織及び運営等に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 1 2 議案第 2 4 号 那須烏山市監査委員条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 3 議案第 2 5 号 那須烏山市職員定数条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 4 議案第 2 6 号 那須烏山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 5 議案第 2 7 号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 6 議案第 2 9 号 那須烏山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 7 議案第 3 0 号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について（市長提出）

- 日程 第18 議案第31号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第19 議案第32号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第20 議案第33号 那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第21 議案第34号 那須烏山市土地開発基金設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第22 議案第35号 那須烏山市税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第23 議案第37号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例及び那須烏山市妊産婦医療費助成条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第24 議案第38号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第25 議案第39号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第26 議案第40号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第27 議案第41号 那須烏山市東日本大震災復興推進基金設置及び管理条例の廃止について（市長提出）
- 日程 第28 議案第42号 那須烏山市農産物等加工処理施設設置、管理及び使用料条例の廃止について（市長提出）
- 日程 第29 議案第43号 那須烏山市国見緑地公園設置、管理及び使用料条例の廃止について（市長提出）
- 日程 第30 議案第44号 那須烏山市郷土資料館設置及び管理条例の廃止について（市長提出）
- 日程 第31 議案第10号 平成27年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について（市長提出）
- 日程 第32 議案第11号 平成27年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）

- 日程 第33 議案第12号 平成27年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算
(第1号)について(市長提出)
- 日程 第34 議案第13号 平成27年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算(第
2号)について(市長提出)
- 日程 第35 議案第14号 平成27年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正
予算(第1号)について(市長提出)
- 日程 第36 議案第15号 平成27年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算
(第3号)について(市長提出)
- 日程 第37 議案第16号 平成27年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算
(第3号)について(市長提出)
- 日程 第38 議案第17号 平成27年度那須烏山市水道事業会計補正予算(第4
号)について(市長提出)
- 日程 第39 議案第 1号 平成28年度那須烏山市一般会計予算について(市長提
出)
- 日程 第40 議案第 2号 平成28年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算につ
いて(市長提出)
- 日程 第41 議案第 3号 平成28年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算につい
て(市長提出)
- 日程 第42 議案第 4号 平成28年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算に
ついて(市長提出)
- 日程 第43 議案第 5号 平成28年度那須烏山市介護保険特別会計予算につい
て(市長提出)
- 日程 第44 議案第 6号 平成28年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算
について(市長提出)
- 日程 第45 議案第 7号 平成28年度那須烏山市下水道事業特別会計予算につい
て(市長提出)
- 日程 第46 議案第 8号 平成28年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算につ
いて(市長提出)
- 日程 第47 議案第 9号 平成28年度那須烏山市水道事業会計予算について(市
長提出)
- 日程 第48 議案第45号 字の名称の変更について(市長提出)
- 日程 第49 議案第46号 那須烏山市ふれあい農園の指定管理者の指定について

(市長提出)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（佐藤昇市） 皆さん、おはようございます。平成28年第2回那須烏山市議会3月定例会初日でございます。議会傍聴に足を運んでいただきまして、大変ありがとうございます。

ただいま出席している議員は18名です。定足数に達しておりますので、平成28年第2回那須烏山市議会3月定例会を開会いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時08分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る2月23日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

◎市長挨拶

○議長（佐藤昇市） ここで、市長の挨拶とあわせ行政報告を求めます。

大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇 挨拶]

○市長（大谷範雄） 御挨拶申し上げます。平成28年第2回那須烏山市議会3月定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、年度末、何かと御多用、御多忙の中を御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

今期定例会は、当初予算案9件、補正予算案8件、条例案27件、議決案2件の計46議案を上程をさせていただきます。執行部一同誠心誠意務めさせていただきます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、ここで主たる行政報告をさせていただきます。昨年の12月から2月にかけて、市内各地区におきまして市政懇談会が開催されました。多くの市民の皆様方に御参加をいただきまして、市民の皆様からは多岐にわたる貴重な御意見、御要望等をいただきました。感謝を

申し上げる次第であります。懇談会で出されました意見、要望等につきましては、できる限り市政に反映をできるよう努力をしまいたいと存じております。

また、同時期に県内、市内各企業約20社を訪問いたしまして、定住促進、企業誘致等のトップセールスを行いました。特に、市内の企業におきましては、ふるさと応援寄附金の協力依頼を行いました。現在、12業者の方々から応募がございまして、記念品数では牛肉、地酒、カヌー体験、陶器など約40品目程度追加をすることができました。今後も市の魅力発信のためにトップセールスを実施してまいりたいと考えております。

また、1月10日には、平成28年那須烏山市成人式を風月カントリー倶楽部で開催いたしました。ことしは278人が成人を迎えられまして、うち8割に当たります216人が式典に出席をいたしました。本市の人口減少への対応は待ったなしの状況であります。新成人の皆様が那須烏山市に住みたいまち、住み続けたいまちと感じていただくために、魅力あるまちづくりの推進を改めて肝に銘じたところであります。

1月21日、2月2日には、烏山信用金庫、栃木銀行と包括連携協定を締結をいたしました。この協定は、市と金融機関において、双方が蓄積をした情報、人材、技術力などを協力し合っただけでなく、相乗効果を生み出し、地方創生を見据えた地域活性化を進めることを狙いといたしています。このことによりまして、地方創生の大きな課題であります稼ぐ力の創設につながることを大いに期待をしているところであります。

2月25日には、JR宇都宮駅でJR東日本大宮支社と那須烏山市が連携をして開発いたしましたサケ弁当とサケ天ぷらそばの販売が行われました。これはJRが主体となりまして、生産から加工、販売までを手がけ、6次産業化を目指すプロジェクトで、原則調査目的以外の捕獲は禁止をされている那珂川のサケを調査後に加工して商品化したものであります。

当日は、私も店頭立ちまして販売活動を行ってまいりました。用意した100個の弁当は完売をいたしまして、天ぷらそばも約50食販売をいたしました。これを契機に6次産業の創出による雇用の確保をさらに推進をしまっている所存であります。今後は宇都宮駅構内におきまして、3月9日までの期間限定で1日15食販売する予定となっております。議員各位もぜひ御賞味いただければと思います。

同日の25日に、烏山高校の受験志願者数が確定をし、特色選抜が50人定員のところ56人、一般選抜が150人定員のところ156人、倍率は1.04倍と、いずれも1.0倍を上回りました。このことは6年ぶりの快挙でもありまして、関係各位の並々ならぬ努力の賜物と感謝を申し上げる次第であります。文武両道教育の質的向上が認められたと同時に、交通費補助や路線バスの運行などの施策が徐々に実を結びつつあるとの実感をいたしています。

県内でも有数の伝統校でありました烏山高等学校並びに烏山女子高等学校は平成22年に統

合、再編がなされました。両校は川俣英夫先生並びに新井満吉翁の教育に対する崇高な建学精神のもと建学をされております。今後も次代を担う子供たちの教育環境の充実を推進するために、本市の重要な資源でもあります烏山高等学校の連携強化に取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、今期定例会におきまして、慎重審議を賜りますことを重ねてお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤昇市） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

7番 川俣純子議員

8番 渋井由放議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（佐藤昇市） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から3月17日までの16日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会議日程表により行いますので御協力願います。

◎日程第3 発議第1号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第3 発議第1号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正についてを議題といたします。なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。

本案について、議会運営委員会委員長の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長高德正治議員。

〔議会運営委員長 高德正治 登壇〕

○議会運営委員長（高德正治） 皆さん、おはようございます。ただいま上程されました発議第1号について、提案理由を申し上げます。

ことし1月29日の臨時会において、那須烏山市行政組織及び分掌条例の一部改正が可決され、まちづくり課が新設されました。これに伴い、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例について、所要の改正を行うものです。

改正内容は、まちづくり課の所管を総務企画常任委員会とするものです。何とぞ慎重審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 発議第1号については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第18号 那須烏山市行政不服審査会設置条例の制定について、日程第5 議案第23号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等について、日程第6 議案第28号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第7 議案第36号 那須烏山市手数料条例の一部改正については、関連がありますので、一括して議題としたいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

◎日程第4 議案第18号 那須烏山市行政不服審査会設置条例の制定について

◎日程第5 議案第23号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等について

◎日程第6 議案第28号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

◎日程第7 議案第36号 那須烏山市手数料条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） よって、議案第18号、議案第23号、議案第28号及び議案第36号の4議案については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第18号、第23号、第28号、第36号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号 那須烏山市行政不服審査会設置条例の制定についてでございます。本案は、行政不服審査法の全部改正に伴いまして、現行の不服申立制度が大きく変わり、市長の処分等に対する審査請求について、その採決の客観性、公正性を高めるために、第三者機関の設置が義務づけられますことから、市長が諮問する第三者機関として、市に行政不服審査会を設置するため、新たな条例を制定しようとするものでございます。

議案第23号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等について、本案は、行政不服審査法の全部改正等に伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第28号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案は、先に提案いたしました市に新たに設置をする行政不服審査会について、その委員を市の非常勤特別職として任命することから、その委員の報酬を定めるための本条例について、所要の改正をするものでございます。

議案第36号 那須烏山市手数料条例の一部改正について、本案は行政不服審査法の全部改正に伴い、審査請求にかかる証拠書面等の写し等に係る手数料を新たに徴収することとするため、所要の改正をするものでございます。また、そのほか、農地法施行規則等の一部改正に伴い、農地法に基づく証明手数料の引用条項について所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第18号、第23号、議案第28号及び議案第36号を一括して提案理由の説明を申し上げました。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） それでは、命によりまして詳細の説明をさせていただきます。

まず、議案第18号 那須烏山市行政不服審査会設置条例の制定について、この内容について説明をさせていただきます。本条例の制定については、行政不服審査法の改正によるものがありますので、まず、行政不服審査法の改正について御説明申し上げます。

今回、改正される行政不服審査法については、平成26年6月に公布され、ことしの4月1日から施行することになります。改正点は大きく4つあります。1つ目は、市長等の行政長が行う行政処分に対し、旧法律では大きく分けると異議申立と審査請求の2つの方法で不服申立ができる制度でしたが、これが審査請求の手續に一元化されたことです。

2つ目は、審査請求をできる期間が現行の60日以内から3カ月に延長されたことです。

3つ目は、審理員による審理員手續が導入されることです。これまで審査請求と異議申立の不服申立について、市長などの行政長が行った行政処分に関与した職員が審理を行うことがありましたが、法改正後は、職員のうちその処分に関与しない者が審理員として審査請求人と市長等の行政長との両者の主張を公平に審理することになりました。

4つ目は、第三者機関への諮問手續の導入であります。先ほど申し上げた審理委員が行った審理手續の適正化や法令解釈を含めた市長等の審査請求についての判断の妥当性をチェックし、審査請求の採決に当たっては、市長は条例で設置する付属機関に諮問しなければならないこととなりました。これを受け、本市において市長が諮問する第三者機関として行政不服審査会を設置するものであります。

続きまして、条例案の内容について御説明申し上げます。条例案の1ページをお開きください。第1条、第2条については、行政不服審査会の趣旨及び設置について定めております。第3条については、所掌事務を定めており、行政不服審査会、以下審査会と略させていただきますが、行政不服審査法の規定に基づく審査請求について、市長等の審査長からの諮問に応じて調査審議し、答申を行うものと定めています。

第4条については、組織等について定めております。学識経験を有する者を委員として任命し、その任期は2年とし、委員の定数は5人以内として定めることとしております。

第5条は、委員の服務として守秘義務を課すことや所定の政治団体の役員となることや政治

運動の制限を規定しております。

第6条は、委員の罷免について、その裏、第7条、2ページになります、は審査会の会長について定めております。

第8条は、委員会の委員のほか、専門的な事項を調査させることができる専門委員を置くことができるとしています。例えば地方税関係の事案の審査請求について、専門的な見地から調査を必要とする場合に、税理士に専門委員として調査してもらうことを想定しております。

第9条は、会議の招集、審査会の会議の要件、議事の決定等について定めております。

第10条は、審査請求の審議については、審査請求人の個人情報などの内容が含まれることから、非公開とする旨を定めております。

第11条については、委員会の委員の報酬については、この後、審議いただく非常勤特別職の報酬条例に定めることとしております。

第12条については、審査会の庶務は総務課で処理し、第13条については、この条例に定めるもののほかに必要な事項を市長及び審査会が定めることと委任事項を定めています。以上で議案第18号の説明は終了させていただきます。

続きまして、議案第23号の行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等について説明をさせていただきます。それでは、まず1ページをお開きください。

第1条については、行政手続条例において異議申立の手続は審査請求の手続に一元化されますので、文言の整理を行うものです。新たに不服申立制度として加わった再調査請求の文言を加えているものでございます。

続いて、第2条による改正で情報公開条例の一部改正でございます。

第7条の改正については、独立行政法人通則法の一部改正に伴い、これまで定めていた特定独立行政法人が行政執行法人に移行したことに伴う所要の改正となります。

次に、改正後の第19条の2の改正についてでございます。2ページになります。行政不服審査法の規定により、条例に基づく処分について、条例の特別の定めがある場合には、先ほどの行政不服審査会条例で申し上げた審理員による手続が不要となります。情報公開条例に基づく審査請求については、この規定より審理員による審理の適用を除外するものでございます。市の情報公開及び個人情報保護審査会により、これまでと同様に審議を行うこととするための改正であります。

その他の改正については、行政不服審査法の改正に伴い、文言の整理などの所要の改正をするものでございます。

続いて3ページ、第3条による改正で、個人情報保護条例の一部改正でございます。

4ページをお開きください。第18条の改正につきましては、先ほどの情報公開条例と同様

に、特定独立行政法人が特定執行法人に移行したことに伴う所要の改正となります。

第38条の改正については、いわゆるマイナンバー法の条項移動に伴う所要の改正となります。

次に、5ページ、第44条の2の改正については、先ほどの情報公開条例と同様に、個人情報保護条例に基づく審査請求については、市の情報公開及び個人情報保護審査会が審議を行うことで、審理員による審理の適用を除外するものであります。その他の改正については、行政不服審査法の改正に伴い、文言の整理などの所要の改正をするものであります。

続いて6ページをお開きください。第4条による改正で、情報公開及び個人情報保護審査会設置及び運営条例の一部改正でございます。こちらにも不服申立の文言を審査請求に改めるものなどの所要の規定の整理を行うものでございます。

続いて、第5条による改正ですが、9ページをお開きください。税条例の一部改正でございます。こちらはこれまで審査請求と異議申立の2つをあわせて不服申立てという文言で定められていましたが、審査請求に一元化されたことによる文言の整理になります。

続いて、第6条による改正で、固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。

第2条の改正については、これまで税条例で定めていた委員の定数の規定について固定資産評価審査委員会条例に移行するものであります。

第4条の改正については、今般の組織機構改革に伴い、固定資産評価審査委員会に事務局の位置づけをすることを明確にするため、条例上に位置づけるものであります。

続いて、10ページをお開きください。第5条から第7条までの改正と第13条の改正については、固定資産評価審査委員会についても、行政不服審査法の改正に伴い審査請求の手続、書面手続について、その法令の基準に合わせるものであります。

11ページでございますが、第12条の改正については、固定資産税評価審査委員会が徴収する審査請求にかかわる手数料については、この後に御審議をいただく手数料条例の定めるものによることとするものであります。

最後に附則となりますが、この条例は一部を除いて4月1日から施行するものであります。条項移動の関係を整理する改正については、公布日のものとします。また、マイナンバー法の施行にあわせた改正については、そのマイナンバー法が定める施行の日とするものであります。

次の附則第2項と第3項につきましては、情報公開条例と個人情報保護条例については、改正した条例の規定は4月1日以降の審査請求について適用する旨を定めた経過措置を定めています。

附則の第4項、12ページになります、については、先ほど説明いたしました固定資産評価審査委員会条例に税条例の委員定数を移行したことに伴い、所要の規定の整理をするものでご

ございます。以上で、議案第23号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第28号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

本条例については、議案第18号の市の行政不服審査会の委員の報酬について定めるものでございます。1ページをお開きください。委員の報酬については、市の附属機関である情報公開及び個人情報保護審査委員会の委員の報酬をもとに設定しております。弁護士である委員は2万5,000円、日額ですね。弁護士以外の委員及び専門委員については日額5,000円として、それぞれに従う報酬を定めるものでございます。

また、今回の改正にあわせて情報公開及び個人情報保護審査委員会の委員について、行政不服審査会の委員の規定と文言をあわせる改正をしてございます。以上で議案第28号の補足説明を終了させていただきます。

最後に、議案第36号 那須烏山市手数料条例の一部改正について補足説明させていただきます。先ほど市長の提案理由で申し上げたとおり、行政不服審査法の改正に伴いまして、新たに手数料を徴収するための条例を改正しようとするものです。

それでは、条例案の1ページをお開きください。第1条の改正につきましては、現行では地方自治法に手数料を徴収することができる根拠規定が定められていますが、今回の行政不服審査法に基づく規定により手数料を調整することから、他の法律の規定に基づきと根拠規定を加えるものでございます。

次に、徴収する手数料の内容について御説明申し上げます。別表1ページ、真ん中から下の改正をごらんください。行政不服審査法の規定に基づく手数料を調整することを追加しています。他の法令において準用する場合を含むとする括弧書き部分については、公職選挙法や地方自治法において、審査請求の手続について行政不服審査法の規定を準用しているため、これらの準用する法律についてもその手数料を徴収することができるように定めるものです。

続いて、別表1のほうの(1)の改正による手数料について御説明申し上げます。先ほど議案第18号の行政不服審査会設置条例の詳細説明で申し上げたとおり、市の機関の行政処分に対する審査請求については、処分に関与していない審理員による審理手続が行われることとなります。この手続において、審査請求人等や審査請求の対象となる処分を行った市の機関から提出された書類について、閲覧及び写しの交付をすることができることとなります。ただし、審査請求人やその利害関係を有する者で、審理員に審理手続に参加することを認められた者に限ります。行政不服審査法において、この写しについては市町村が実費を勘案して条例で定める額を徴収することとされております。そこで、国の行政不服審査会も同様に写しの手数を定めておりますので、その基準をもとに料金を定めております。

用紙A3判で片面1枚10円、カラーコピーについては20円としております。A3判を超えるものについては実費を勘案して、市長が別に定めて徴収することとしております。

次に、別表第1の項の(2)の手数料について御説明申し上げます。先ほどの行政不服審査会に提出された市長書面等について、審査関係人に対し、閲覧及び写しに交付ができることとなります。市長書面等とは審査請求人と市長等の処分をした市の機関の市長の書面のほか、その市長の証拠となる資料が挙げられます。こちらも先ほどと同じ考え方で、その写しの交付手数料の額を定めるものであります。

次に、2ページをお開きください。3の項の地方税法の改正については、先ほどの写しの交付手数料について片面1枚と定めておりますので、固定資産に関する公簿、地図等の写しについても片面1枚と統一するものでございます。

続いて15の項の農地法等に基づく手数料の改正については、農地法施行規則等の一部改正に伴う引用条項の整理でございます。

以上で、条例制定1つ、条例改正3つの補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(佐藤昇市) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番高田悦男議員。

○16番(高田悦男) それでは、ただいま上程中の議案第18号について質疑を行いたいと思います。

行政不服審査会の設置、時期についてお示しをいただきたいと思います。

○議長(佐藤昇市) 清水総務課長。

○総務課長(清水敏夫) この条例に伴う委員会の設置については、平成28年度速やかに設置をしていきたい。そのように考えております。

○議長(佐藤昇市) そのほか。

15番中山五男議員。

○15番(中山五男) 私、今、ちょっと疑問を持ったんですが、市の行政執行の中で市長が決定する事項がありますね。さらに、議会が議決をし決定する事項もあります。さまざまあるんですね。そういう決定した事項について、市民等から行政不服審査の請求があったとします。そうしますと、この不服審査について、審査会で審議するわけなんですけど、この審査の結果、この不服請求が認められた場合ですよ、そういうことがあるかどうかわかりませんが、認められた場合は、この市長、議長等が決定した事項についてでも覆されるものなのか。そのことについてお伺いします。

これはこの行政不服審査法をここに持っているんですが、細かく読めばその辺のところも規定されているのかどうかわかりませんが、この辺のところ、担当課長、何か勉強されていますか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 今回の行政不服審査会設置につきましては、市長の諮問機関ということになりますので、これらの委員会で出されたものについては市長に答申をいたします。ですので、その後の判断等については市長部局になるかと思えます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 市の行政不服審査会の設置条例でございますが、委員は5人以内ということでございます。これは常設として任命をして設置をするのか。それとも、不服審査の申し出があってから設置をするという考えなのか。その辺の説明をお願いしたいと思います。

さらに、弁護士が2万5,000円で、その他弁護士以外の方が5,000円と、専門委員も5,000円ということですが、この5名以内という構成はどんなふうを考えておられますか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） まず、この那須烏山市行政不服審査会につきましては、先ほども速やかに平成28年度設置をしたいということですので、これらについても委員の任期2年以内と定められているところもありますので、常設をさせていただきたいと思えます。

それと、これから委員会委員の構成等について検討を進めていくわけですが、私どものほうで考えておりますのは、那須烏山市情報公開及び個人情報保護審査会の委員を想定しております。構成人数とかそれらについても同じような構成になっておりますので、これはあくまでも私の私案でございますが、そのようなふうを考えております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） これは即決じゃないんだね。了解。

それで、その構成が弁護士が何人ぐらい入るのかちょっと今の説明ではわかりませんが、それは委員会のほうで審査すると思うので、そこで詳細はお願いしたいと思います。

それで、常設ということですが、ほかにも行政関係のいろいろな委員会が設置されて、審査会とか委員会とかありますけれども、これは総務課が事務局所管ということでいいんでしょうかね。（「はい」の声あり）そういうことですが、その5名以内という中で、何人そこで出席をすれば成立するという要件になっておりますか。

先頃、新聞報道によりますと、那須烏山市土地利用対策審議会が委員が7名の中で3名しか出席していないのに、しかもその規定では過半数以上でないと開けないことになっているのににもかかわらず、3名で委員会を開いて、そして決めたことを後で参加しなかった委員のところに、こう決まりましたから御了解をお願いしますと。持ち回りでやったという極めて内容の理解できないような問題がありまして、それについて違法性があるということで監査請求が出たというふうにお聞きしておりますが、こういうようないいかげんな審査会の進め方はされますか、されませんか。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 那須烏山市行政不服審査会設置条例の第9条、会議の項目がありますが、ここで委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。また、委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、会議同数のときは議長の決するところによる。そんなふうにも明確に定めさせていただいておりますので、これを遵守してまいります。

なお、先ほど人数等については、弁護士等については1名ということで考えております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） 仮に、この不服審査会を必要とするような事案が発生して、審査会ができる場合ですよ。この弁護士の先生、先ごろ下野新聞を見たら、県内市の中で、弁護士いわゆる司法書士がいないのは那須烏山市と鹿沼市のみだということになっておりまして、どなたにお願いをするのか、ちょっと疑問に思った件が1点と。

宇都宮のほうに頼めば、あるいは行政と那須烏山市と契約している弁護士先生がいるとすれば、それで結構なんです、それと弁護士は1名、どなたにお願いしようとしているのかと。あと、委員5名でありますから、任期は2年以内でお願いするといろいろな事案によって、そのケースが変わる場合があるかと思うんですよ。その場合の委員のチェンジというのはあり得るのか。1回お願いして別な人と入れ替えも可能なのか。そのままずっと2年間いっちゃって、また新たにその事案ごとをお願いするのか。この辺についてちょっとお示しいただきたい。再任も含めてですよ。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 本市においては、顧問弁護士も前の議会で御採択いただいておりますところがございますが、この行政不服審査会の委員をお願いいたします弁護士につきましては、やはり第三者の立場からということで見えていただく必要があります。中立性が求められますので、現在、先ほども言いましたように、情報公開及び個人情報保護審査会で頼んでいる弁

護士も、顧問弁護士とは別ですので、そのような考え方でお願いをしていきたい。そのようなふうに考えております。

それとやはり、任期は2年ということですが、第4条に委員の任期は2年以内において市長が定める期間とするということ、これが再任されることができるといふ条項も含まれておりますので、それらの審議に継続性が伴われる場合はそのようなことで再任、継続しての再任を可能とするということですので、その事案についての審議が途中で変わるということは想定はしておりません。再任ということに対応していきたいと考えております。

○議長（佐藤昇市） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） 2つの件については了解いたします。

最後に、この日額で差がありますが、この金額によって、この専門員とか弁護士以外の委員との権限差はないんでしょうか。それだけ聞いて、お願いします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） そちらについては、差がございません。ただし、やはり専門的な見地での判断をいただくということ、このように額とさせていただきたいと思っております。

○17番（小森幸雄） 了解。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第18号、議案第23号、議案第28号及び議案第36号の4議案については、総務企画常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号、議案第23号、議案第28号及び議案第36号は、総務企画常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第8 議案第19号 那須烏山市職員の降給に関する条例の制定について

○議長（佐藤昇市） 日程第8 議案第19号 那須烏山市職員の降給に関する条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案議第19号 那須烏山市職員の降給に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正により、人事評価制度が法律上、位置づけられ、当該人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることにされたことに伴いまして、当該人事評価の結果等により給料等を引き下げる降給の処分ができるように、その事由及び手続を定め、人事評価制度の適切な運用を図ることができるようにするものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 詳細説明をさせていただきます。

議案をめくっていただいて1ページ目をごらんください。まず、第1条の趣旨でございますが、今回の条例制定の趣旨を簡単に申し上げますと、人事評価を導入することに伴い、勤務成績がふるわない職員に対しては、給料減額などの何らかのペナルティーや奮起を促すような措置を講じることができるようにするものでございます。勤務成績がふるわない職員に対しての処遇については、地方公務員法上に降任というものがございます。この降任ですが、これは課長である者を主幹にしたり、課長補佐を係長にしたりなど、いわゆる役職を下げることでございまして、身分上の措置ということになります。この降任につきましては、地方公務員法上にその適用事由が定められており、また、手続について既に制定済みの那須烏山市職員の分限の手続及び効果に関する条例において定められておりますので、適用ができます。

しかしながら、この降任は身分上の措置であるため、給料は下げることができません。地方公務員法上はこの給料を下げる処分を降給と規定しています。さらに、この降給を適用するにはその適用事由や手続を条例で定めることを求めています。現時点では本市においてはこの降給に関する条例がないため、給料を下げる処分を適用できない状態となっております。

よって、今回、この職員の降給に関する条例を制定することにより、人事評価の成績によって給与上の措置も適切に適用できるようにするのが第1条の趣旨に込められた背景となります。

続いて、第2条でございます。降給の定義ということで、これは読んで字のごとく給料を下

げるといってでございます。そして、この降給は、その給料の下げ方によって降格と降号に分かれることになるわけでございます。まず、降格ですが、これは格を下げるということですので、給料表の給の格付を下げることでございます。職員の給料表は議員の皆様も御存じのように、職員給与条例で定めております。現在7級制の運用をとってございます。よって、7級の格付を6級に変更したりすることが降格になるわけでございます。

一方、降号とは号を下げることで、同じ級の中で号級のみを下げることでございます。基本は2号級下げることで運用してまいりますので、降号が適用になると、例えば7級の40号という給料月額を受けている者がいたとすれば、これを7級の38号に下げるとというのが降号になるわけでございます。

次に、第3条では、降格を適用する場合の具体的な適用事由を定めてございます。この1ページ下段から2ページ目上段にかけて書かれておりますが、簡単に申し上げますと、4つの事由に分かれます。

まず、1つ目ですが、人事評価または勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合でございます。具体的には人事評価の結果が最下位の段階である状態が複数年続いている、指導を行ったにもかかわらず勤務実績がよくない状態が改善されない状況を想定しております。これが1つ目の事由でございます。

次の2つ目ですが、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えない場合でございます。この場合には、医師2名によって、よりの確かつ公平な診断を求めまして適用することになります。

続いて3つ目ですが、その職に必要な適格性を欠く場合でございます。これは具体的には人事評価の結果からは得られなかった他の勤務の状況に基づく適格性を欠くと認められるに至った状況を想定しております。当然この場合にも、指導を行ったにもかかわらず勤務実績がよくない状態が改善されない状況に適用することになります。

そして、最後の4つ目が職制もしくは定数の改廃または予算の減少により、職員の属する職務の級の定数が減少した場合において、その減少後の定数に対し過員が生じた場合でございます。これは現段階ではあまり適用することを想定しておりません。以上が、降格の適用事由になります。

次に、第4号では、降号を適用する場合の具体的な適用事由を定めてございます。降号もやはり降格と同じように、人事評価の結果が最下位の段階である状態が複数年続いている、指導を行ったにもかかわらず勤務実績がよくない状態が改善されない状況を想定しております。ただ、降格まではさせない。要は勤務実績がよくないが、引き続き現在の職務を遂行させることが可能、降格の必要までは認めない場合に適用することを予定してございます。

以降、第5条、第6条は、通知書の交付や受診命令に従う義務など、降給を適用する場合の
手続を規定してございます。そして、末尾の第7条、2ページでございますが、委任規定とな
ってございます。

最後の附則でございます。本条例は人事評価の導入とあわせて平成28年4月1日から適用
するものでございます。なお、附則の第2項で那須烏山市職員の分限の手続及び効果に関する
条例を一部改正することとしておりますが、これは冒頭でも御説明しましたとおり、地方公務
員法上には既に降任の事由が定められており、現段階でも適用が可能であります。具体的か
つ詳細な事由が法律上に定められていない実情にあります。

よって、降給に関する条例で定める詳細な適用事由を降任や免職にかかわる事由としても適
用できるように、2ページ目の下段から3ページ目にかけて職員分限の手続及び効果に
関する条例の第2条を改正し、同様のものを規定することとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほう、お願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま上程されております那須烏山市職員の降給に関する条例
でございますけれども、職員がその職務に耐えられない。人事評価等について最下位の段階で
ある。それが2年間続くというようなことかと思うんですが、それはそれで降格になるんだと
私も思います。

しかし、初めからその人がなぜそういう状態になったかというそういう経過もよく踏まえて
検討をするべきじゃないのかなと。もちろんその辺のところは考えているのかと思いますけれ
ども、その点についてお聞きしたい。

それから、本当にわかりやすく言えば、みずからの職務を遂行できない。そういう人的資質
というか、それが無い者であれば、最初から役場の職員には採用されないわけでありまして、
それが採用されたときは、当然市の職員として求めたい人物として採用されるわけでありま
すから、それがそういうふうになる、職務が遂行できなくなった。そういう過程やそれにつ
いては、本人だけじゃなくて、任命権者も含めて上司、それからその周りの職場環境、業務の過
大負担によって、いろいろなそういうプレッシャーによって、そういう状態に陥るとい
うようなこともあるかと思うんですが、その辺についての考慮といいますか、その辺はどの
ように考えているのか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） この降給に関するものについては、先ほど人事評価の成績によ

てということですが、やはりしゃくし定規にやるのではなく、立ち直す機会、また指導する機会も設けて、十分にそういう指導も進めていって、その上で改善されなければということで、またこれらにつきましても、人事評価、平成28年度から進めてまいります、まだまだ始まったばかりで、その評価のちゃんとした適正な評価が各課ともできるかという問題も出てきますので、それらの点も十分に加味して、この適用は慎重に進めていきたいと思えます。

なお、この人事評価で最下位の評価をされたとか、そういうものに関しては、先ほども最後に出ましたように個人の責任ではないと思うんですよね。仕事というのは組織でやっていくものでございますので、そういうような職員が評価されるようなものが出る場合は、その個人だけでなく、その上司並びにその監督する者、それらについても責任が問われて当然、そのような覚悟のもと、決意のもとにやっていかなければいけない。そのようなふうに私は考えます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 今、総務課長が言われたとおりだと思うので、これは職員がその人事評価で最低なままだと降格、降号のあれなんだということを決めるのはもちろん任命権者を含め上司が決めるものだと思うんですが、その辺のことも今までのこの行政の中で、いろいろ長期休職をしている人とかいますけれども、それが短絡的にその個人の資質によるものなのか。それとも、その積み重なった職場環境とか、上司の指導とか、上司の対応とか、そういうものも含めてそういうふうになったのかということ判断するのは大変難しいことだと思いますけれども、その辺のことも降格をさせるということは、自分たちの部下であれば指導能力がないということでもあるわけですから、そういうこともよく勘案してこれを実施されるように要望しておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） お尋ねしたいんですが、こういう降格というシステムが入ってくるとすると、それに対する職員の不服申立の組織というものは機能しているのでしょうか。やはり第三者的なサポートをする形というものがなければ、この降格、降号についての運用は非常に危険ではないかと思えますので、その当たりのお考えを持っていらっしゃるかどうかお聞きしたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） この降給に関する条例の中では、今言いましたように不服申立、それら等についての規定は定められておりません。ちょっと私も詳細までは勉強不足で申しわけないんですが、これらについてはやはりそういう機会も設けなければいけないというのは当然のことであるので、ちょっと調査をさせていただきたいと思えます。よろしく願いし

ます。

○議長（佐藤昇市） 5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） 皆さん、やはりそれぞれの生き方があるわけで、職場の中でそれなりにいろいろなトラブルが発生するだろうし、いろいろな考え方もありますので、担当の総務の課長にお話しやすい場をつくっていらっしゃるのわかるんですが、やはり声を聞くというのは別の組織があるほうが望まれますので、御検討をお願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） その件に関しましては、やはり私どもは人事給与関係のほうを司っておりますので、そこは一緒に評価して的確な評価ができるかというようなことも出てきますので、十分に考慮はしていきたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） これは評価する側と評価される側、あとどのような方法で評価をするのかという、この3つがしっかりしていないと、当然評価されるほうはそのままされるわけですが、するほうは、じゃあどういう点に注意してするんだ。どういうことなんだというのをしっかりみんなで公平平等にやる。これはもちろんそうなんですけれども、人間ですからなかなか揺れるところも出てくるのかなど。評価する側が、こういう方法でこういうところをよく見てという、その評価基準みたいなものがしっかりできているのか。これからまたそういうのをつくっていくのか。その辺のところをお尋ねしたいなと思うんですけれども。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 人事評価につきましては、県の人事評価の項目等も参考にさせていただきます。業績評価と姿勢評価というような2面で進めることとなります。これらについて先ほど言いましたように、しっかりとした理解ができて、公平な評価ができるかというのが一番の問題でございます。

これらについては、今月中に職員対象の人事評価の研修会を開催いたします。やはりそれについても、市役所というのは職務が多岐にわたっているわけですね。これらが一概に一定の評価で公平にできるかという問題も今後はちょっと研究を進めていきたいと思えます。

なお、まだこれらについて職員等への周知、また研修がこれからということになりますので、なかなか4月からすぐにとというのは難しいかと思いますが、そのような考え方で進めていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 民間では評価制度というのは当たり前にもう導入をされております。ですから、市の職員の方もその民間では当たり前なんですよというのを1つ認識を持っていた

だいて、場合によっては後から入った人が出世をするというようなのが民間では当たり前。今まではこの年功序列。多分あまり変わらないんだと思うんですけども、その仕事をたくさんやるばかりではなくて、例えば市民によくサービスをするとか、笑顔で対応するとか、そういう人事評価の中にどういうのがあるかわかりませんが、市民のサービスという点もそういうところも入れていただいて、優しさがあるとか、そういうのが評価になるかどうかわかりませんが、その辺のところも考慮、那須烏山市らしい評価制度みたいなものを幾らか加えてもらえればいかなと要望いたしまして、答弁は結構ですから、時間がないので。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 上程中の議案第19号について慎重に質疑を行いたいと思います。

まず、降格の事由の第3条にあります勤務成績ですね。この具体的な勤務成績という内容についてお示しをいただきたいと思います。

そして、次の（1）のア、業績評価の実施権者、誰を指すのか。この点についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） まず、勤務実績等でございますが、これらにつきましては、先ほども人事評価の概要等を説明させていただきましたが、それらで点数をつけますので、それらの達成度の基準を総合的に判断をしていくということで、具体的に定数とかというのはこれから決めていきたいと思っております。

それと、やはり人事評価の評価は誰がするのかということでございますが、まず、業績評価等については、やはり職場でまずは自分がやる仕事というものを、もちろん事務分掌に盛られている仕事を忠実にするわけですが、自己申告をしていただいて、また、それらは今後のそのグループ、総括等でしっかりと内部で協議をして、公平性、また職員に偏りがないとか、そういうものにしてまずその目標を作成します。

それをもとに、その評価についてはまず第1次評価ということで、今度つくりますグループの総括等が第1次評価者、第2次評価者については課、局長等が、また第3次評価者については副市長というようなことで、管理職の場合はどうするかというのもまた出てきますが、そのように評価をしていく。その体制で考えております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 具体的には内容がよくわからないような気がします。特に勤務成績という点に関しまして、民間なら生産性あるいは売上高とか数字でわかりますよね、本人の評価というものが。それはもう半期ごと、あるいは1年を通じての業績ということで人事評価の

対象、これは当然のことかなと思うんですね。その数字がはっきりした根拠を示すようにぜひ努力をしていただきたい。

私も民間の経験がありますから、上司が変わるたびにその評価をされる職員の評価のレベルが変わってくるんですね。つまり、評価をする上司のさじかげんによって大きく変わってしまう。これは絶対あり得ます。人間が人間を評価するわけですから、感情が入っています。ですから、その点を十分留意して、職員のモチベーションに関する重要なことだと思います。もし、降格されたら、職員、やる気ありますか。私だったら反発しますが、やめるかどうかはわかりませんが、とにかく降格というのは私なら納得できません。そういう考えですね。

そして、この公平性あるいは救済措置ということを考えなくてはならないと思うんですね。労働組合に所属している職員、労働組合に入っていない職員と二通りありますよね。ですから、労働組合に入っている職員は労働組合の組織として取り組んでいただけるかと思うんですが、この辺についてはその考えはあるのでしょうか。

それから、(1)のイの任命権者が指定する医師2名によって心身の診断とありますが、これはどこの病院を指すのか。あるいは具体的な診療科目ですね、この辺についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） まず最初に、降給ということで、最初から降給ありきということでとらえられてしまいますが、私どものほうとしては、職員のやる気を出させるための叱咤激励のための措置であるというふうに考えていきたいと思います。ですので、先ほど言われましたように、公平性とかそういう面でまだまだ始まったばかりの人事評価になりますので、それをすぐ適用させるというのはかなり難しいものですが、やはりそこら辺はしっかりと公平性が保たれるような研修を積んでいく。また、上司もそういう管理監督責任が持てるような指導をしていきたいと思います。

それとやはり、そういう措置を受けた場合の救済措置等について、議員からも質問を受けましたように、これらについてはしっかりと組合とも協議を進めていきたいと思います。

それと、その心身の状態等についてあった場合、医師2名ということでございますが、これらについてはどのような症状というか、心身のためのということで、私どもも今、産業医、カウンセラー等もお願いをしています。そちらは医師ではございません。精神科関係とかそのほうの関係になるかと思いますが、その症状等によりまして選任をしていく。そのようなことになるかと思いますが、

以上です。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 総務課長が一人矢面が立っていますので、これでやめたいと思うんですが、いずれにしても、公平性とそして職員のモチベーションを下げはだめなんですから、上げるためにぜひとも任命権者を初め管理者の皆様の努力を常にさせていただきたい。このように思います。終わります。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第19号の市職員の降給に関する条例の制定ということでございますが、ここでまず確認しておきたいのは、この任命権者、那須烏山市における任命権者とはどなたでしょうか。私が考えるには、それぞれの長というふうに思うんですが、例えば市長とか、教育委員会であれば教育長ですかね。農業委員会では農業委員会会長、監査であれば監査の代表、議会事務局であれば議会議長ですね、こういう方が任命権者ではないかなというふうに思うんですが、そのほかどなたが任命権者なのかはっきりしていただきたいなというふうに思います。

次に、この件については、職員の労働権にかかわる重大な問題でございますので、職員組合との話し合い等はされているのかどうか、お示しをいただきたいと思います。

3つ目は、先ほどこの人事評価が正当かどうかと。その公平性の問題でございますが、もし、その人事評価の結果を受けた職員が、これはどう考えても納得できないという場合には、それをどこかに訴えるわけですね。これについて、先ほどまだ詳細には理解していないというような総務課長の答弁でございましたが、私が聞いている範囲では本来は公平委員会という第三者機関をつくって、そしてそこで審議をするというのが筋ではないかなというふうに思うんです。

しかし、私どものような弱小市町ではなかなかそれを設置できないと。そういう場合には県の人事委員会のほうに委託をするというのが通例だというふうに聞いておりますが、その辺はどのようなことになっておりますか。

最後に、この任命権者及び先ほど出ました評価する事業評価の実施権者というんですかね、こういう方々はどなたが評価をしますか。その4点について御回答をお願いします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） まず、任命権者でございますが、先ほど平塚議員が言われたとおり、市においても各事務局等もありますので、出ましたようなもろもろの執行機関、そういう方も任命権者として含まれますが、市であれば市の職員、それは兼務というような状況も考えられますので、任命権者は市長である。そのように理解をしております。

それと、職員組合との協議につきましては、これらについては事前に協議をさせていただいておりまして、条例制定、議会に提案をさせていただいております。

それと、その不服申立とかについて、逆に御指導いただいて申しわけございません。そのような公平委員会を開くか、または県の人事委員会に付託するか、そのような形で詰めるものがベストかな。そのようなふうに思います。勉強不足で申しわけございません。

もう一つ、評価の関係ですが、人事評価につきましては、先ほど言いましたように、1次評価、2次評価、3次評価というようなことで考えておまして、やはり先ほどから出ている公平性とかそういう問題も含めまして、人事評価制度についてはグループの総括とそのほか園長、館長とか、出先機関の長ですね、それと、2次評価については課局長、3次評価については副市長、そのようなふうに今の人事評価では評価者は考えております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） この人事評価ですね。前の臨時議会するときにも私、ちょっと申し上げましたが、本当に市民のための全体の奉仕者としての仕事、職務をちゃんとやっているとか、あるいは市の将来に向けて大変な努力をしているという者について、正確にそれを評価するような人事評価なのか。それとも、いわゆる人事評価をする、そういう方々の気に入られる、そういう人事評価なのか。ここが問われるわけですよ。

そういう意味で、その人事評価をする方々の人事評価は今の総務課長の答弁の中にもあったように、ないんですよ。人事評価される人はいるんだけど、人事評価をする人を評価する人はいないんですよ。そこに極めて恣意的な不当性が私はあると思います。

それと、専門コンサルタント等に頼んで、その辺の恐らく1年間ぐらいかけていろいろと構築するんだろうと思うんですが、その辺のスケジュールとか内容についてちょっとお示しいただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） まず、評価の観点でございますが、先ほど言いましたように、県の評価を参考にして市でもオリジナルなところ、例えば地域貢献度とかそういうものもある程度評価の点数の中に加味していきたい。そのようなふうに考えております。

先ほど出ましたように、自分たちだけのための評価というふうに陥られないように、市民のための公務員としての活動が適正になされているか。また、しっかりとそういうような方向での仕事がなされているか。それは評価者のほうのしっかりとした見方、そういうものも必要になるかと思っております。

それと、評価、例えば参事、課長とか副市長とかあれした場合、誰が評価するのかというと、もちろん参事、課長等の場合は副市長が評価しますが、副市長、教育長等においては市長が評価することになります。じゃあ、市長は誰が評価するんだと言われてますと、これはおのずと選

挙等でのあれになるのかなということですので、それらについては私のほうでは触れさせていたしません。

3月中に、間もなく職員を対象にコンサル等を頼みまして研修会を実施します。先ほど言いましたように、その評価シートもある程度組合等にもお示ししまして、また、内部での詰めは行っておりますので、それらの詳細を確定させて、先ほど言いましたように公平性が保たれる、またしっかりとその仕事の方向づけとかそういうのが間違わないような評価をしていけるような研修は、これまた1回だけの研修でできるはずはありませんので、継続して進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 私は戦中生まれでして、当時は働かざる者食うべからずと、そのような精神教育も受けていますので、今回の降給、この条例制定は私も当然かなとは思っております。ただ、ちょっと私、この降格の理由というのを具体的に第3条の中で示されてはおりますが、毎年9月に決算審査が提案されますね。その中で、私がしばしば疑問に思っているんですが、実施した事務事業に費用対効果が明らかにないなど、失敗な事業だったなどみなされるのがしばしば感じられるんです。

そういう場合は、この今回の条例の第3条に定める成績がふるわなかったとして担当職員を降格させることができるんでしょうか。1点だけお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 後で議員の皆様にもその人事評価の内容と評価シート等、また評価の仕方等について説明はさせていただきたいと思うんですが、1つの事業のミスといたしますか、そういうので降格できるかということですが、この評価については知識や技術力、企画力、判断力、折衝力といった能力と接遇、身なり、責任感、協調性といった姿勢を総合的に判断をしますので、1事業の費用対効果の失敗での降給は考えない。そのようなことでおります。

ただし、これらについて、やらなくても済んじゃうという、そういうことはなきように、また、実際、ここにその業績評価ということで自分がやるものがこういう仕事ですよ。それに入っていない仕事はやらないとか、そういう形も出るかもしれませんが、業績、自分のやる仕事はこういうものだというのを明確に、その個人ばかりでなくてその組織で判断を決めていくわけですので、それが全てその決算とかそういうときにできたかどうかというのは厳しく評価に反映されるものでございますので、先ほど言いましたように総体的な評価であります。これらもかなり評価を落とす原因にはなると考えます。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 平成28年4月1日施行するということですから、平成28年度、即実行に入るんだと理解しております。それで、この評価の時期は年度末になるんでしょうか。あるいは上期、下期ぐらいの単位で評価されるのかどうか、お考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） これらについて今のところ、考え方ですが、やはり初年度ですね、すぐもう4月1日から目標を設定してそれに沿ってのということは難しいというふうに考えております。一応目標設定を4月中、1カ月間あれしませて、その後、中間の面談等をもろろん設けまして、11月からその成果の面談、要するにそれらの目標に対する進行状況、実施状況そういうものを面談していく。そのようなふうに業績評価のほうは考えております。

ですので、これらに沿って初年度とは言いながら、ある程度人事評価はなされなければいけないと考えておりますので、しかしながら、4月1日からすぐには最初からいかないということとはちょっと私のほうでも想定しておりますので、そのような期間を設けて実施したいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 初年度ですから、準備もまだ完璧に整っているとは思いませんので、そのような日程になるのはやむを得ないかなと思っております。しかしながら、全体評価が最下位の段階にある場合ですから、よっぽど悪くないと該当してくる方はそうはいないと思うんです。

それで、指導その他市長等の定める措置を行ったにもかかわらず、なお、勤務成績が改善されていない場合ということでもありますので、初年度はいざ知らず、2年目以降は年度中間でも評価をやっていかないと、上司からの指導改善等の指示が出せないと思います。そんなことでありますので、それらを円滑に回るように制度を使っていただきたいなと考えております。

その点、1年に1回しか評価しないで即、次年度に降格ですよということも、制度からいえばできないことはないようにもとれますので、その辺の考えはどのように考えているか、ちょっとお聞かせいただければ。簡単にしてください、総務課長。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） やはり原則は、罰するために設けるんじゃなくて、立ち直る機会

もししっかりとつくっていくということですので、その1回限りの評価でももちろん判断、降格とかそういう降給をするということは一切考えておりません。やはりそこで、立ち直る機会を、人間ですので失敗は誰でもすると思います。それを立ち直る機会をしっかりと設けて、また指導をしていくということも我々の職務だと自覚しておりますので、そのような考え方で進めていきます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） 1点だけ質問したいと思います。人が人を評価する。非常にこれ、難しい問題だと私は思うんですが、降給、いわゆる給料を下げてしまう話あるいは降格もあります。そういう中で、今、総務課長最後に言いましたけど、降給とか降格、恐らく減点法がかなりあるんだろうと思います、その考え方には。ぜひ何ぼ、へぼでも必ずいい点があると思います。これ、加点法も加味して、いわゆるトータルで評価をしてやらないと、本当にこれ、いじけちゃいますからね。慎重にこの条例の運用については、慎重性を持って短兵急に答えを出すということのないように、ぜひ意を用いて運用に当たっていただきたい。こう、希望申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） やはり人それぞれ、いい点、悪い点ございます。また、仕事も向き、不向きというのがありますので、そういう問題があれば、やはり人事異動とかそういうものでも柔軟に行っていく姿勢も必要だと思います。ですので、先ほど言われましたように、だめだ、だめだでそのまますることなく、立ち直る機会を、それは人事異動であったりとか、職場の環境改善であったりとか、やはり前向きにみんなで進めていくような雰囲気をつくっていくことが必要だと思いますので、今の御指摘のように職場が本当に前向きで、また一生懸命取り組むような環境をつくっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤昇市） 6番田島信二議員。

○6番（田島信二） 1点お聞きします。降格された人間はまたもとに戻るということはあるんですか。給料。そして、何か月ぐらいたったら戻れるとかという、それもあるんですか。1点お聞きします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） やはりその後の人事評価等で飛躍的にその評価が上がった場合は、そのような考え方もあり得ると私は考えます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第19号 那須烏山市職員の降給に関する条例の制定について反対討論を申し上げます。

この条例は、2007年6月の国家公務員法改正で導入された能力、実績主義に基づく人事評価制度を地方公務員にも導入するものであります。昨年の4月25日に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律ということで法的義務化したものでございます。

しかし、これまで地方公務員法においては、分限、また懲戒処分、こういうものに基づく処分は可能であったわけなんですけれども、そこに加えて、今回新たに、この地方公務員法の改正がされたものであります。

人事評価は、任命権者が任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用するとして、分限、免職にも適用するとしています。また、任命権者は標準職務遂行能力をその裁量で定めることができ、これを任用に適用するとしています。これは憲法第15条第2項が定める全体の奉仕者として公正、中立の立場で、国民、市民の権利と福祉の実現のためにその能力を発揮すべき地方公務員を、首長を初めとする任命権者の言いなりへと変質させかねません。

こうした人事管理は、政府が推進する総人件費削減方針のてことなるものであり、人事評価で下位評価をさせる、これは必ずつくるような中身になっております。このように下位評価落ちさせることによって、人件費削減を進めようというものであります。

先ほど総務課長のほうから、指導的な内容でこれは運用するんだというようなことは十分わかりますが、しかし、法的にそのいわゆる国の法的な改正に基づくものはそのような最下位者を必ず出して、それに基づく人事評価を与えるということになっておりますので、これは先ほど申しましたように、人事評価をされる者については評価されますが、人事評価する者についての評価はないと。極めて不当性があるということも踏まえて、この降給に関する条例の制定については反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第9 議案第20号 那須烏山市庁舎整備基金設置及び管理条例の制定について

○議長（佐藤昇市） 日程第9 議案第20号 那須烏山市庁舎整備基金設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第20号 那須烏山市庁舎整備基金設置及び管理条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、今後の庁舎整備に備え計画的な財源確保に努めることを目的といたしまして、庁舎の整備に要する経費の財源に充てる基金を新たに設置をするために本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、総合政策課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、命によりまして、詳細の説明をさせていただきます。

す。

新庁舎の整備につきましては、昨年9月定例議会におきまして、市長のほうから答弁をさせていただいたところでございますが、10年後である合併20周年を目途とした完成を目指すことといたしまして、その間、庁舎整備基金の計画的な積み立てによる財源確保に努めるという方針を示させていただいたところでございます。

今回、この方針に基づきまして基金条例を制定するものでございます。お手元の条例案をごらんいただきたいと思っております。条例の内容につきましては、基本的に市有施設整備基金の設置及び管理条例と同様の規定内容というふうになってございますが、今後の庁舎整備に備え、庁舎の整備に要する経費の財源を確保するため新たに基金を目的とするものでございます。

第8条におきまして、庁舎の整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるということといたしております。

なお、附則におきまして、条例の施行を公布の日からというふうにしておりますけれども、この後、議案第34号及び補正予算において御審議をいただきますが、土地開発基金設置及び管理条例の一部改正によりまして、土地開発基金の一部を処分いたしまして、補正予算におきまして現在にこの庁舎整備基金のほうに積み立てるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） ただいま上程されました那須烏山市庁舎整備基金設置及び管理条例について質問いたします。

今、市長の答弁の中で、今後の庁舎整備に備え計画的な財源確保を目的とすると、制定の理由とされています。庁舎整備につきましては、私、何度か一般質問でその整備のあり方について伺ってまいりました。市長から10年後の合併20周年を目途に新庁舎を整備するという答弁を今までいただいております。烏山庁舎及び南那須庁舎、最低限の耐震化補強を実施する旨も答弁をいただいております。

私は、分庁を前提とした耐震補強は全く無駄と何べんも申しておりますが、一方におきまして、県の南那須庁舎についても活用すると答弁いただいております。改めて庁舎整備の考え方を市長、再確認させていただきたいと思うんですが、いかがですか。お願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほど総合政策課長から話がありましたように、昨年の一般質問にお答えする形で、この庁舎整備基金はこの本庁舎整備のための基金を造成をするというふうに御

理解をいただきたいと思います。10年後、そのような完成の実現化に努力をしていきたいと思っています。

なお、その暫定計画についてもお示ししているところでございますが、暫定計画についてはいろいろな議員各位からも御意見がございます。また、市民からの意見もたくさん出ておりますので、今後、このことについては当初予算で庁舎のあり方についての予算を審議をいただくこととなりますが、その中で調査、研究をしながら方針を固めていきたい。このように考えています。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） では、10年後の20年ということで、今の確認なんです、私のほうで確認させていただくのは庁舎整備に関して、新庁舎に関してにしか使わないということによろしいのでしょうか、この基金を。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） この基金の処分につきましては、先ほど申し上げましたように、庁舎の整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部また一部を処分することができるということになっております。1つといたしまして、新しい庁舎を建設する場合の経費、それから、既存の施設を活用いたしまして本庁舎として整備する場合の経費、そちらいずれにも活用できるものと考えてございます。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 本庁舎ということで、新しいところにするか、また既存の庁舎を本庁舎にしてという形で両方に使えるということで確認をさせていただきました。

また、12月に我々議員に実施されましたまちづくりグランドデザイン、意見集約が先月ですか、我々にお配りいただきまして、それを見ると庁舎の整備のあり方については、本庁方式への移行を求める意見が圧倒的に多いということが見られます。

また、次の2枚目には、県の南那須庁舎の利用についてという質問もありまして、それについてもぜひ活用を望むとか、適地と判断するとかという意見が私には見た感じは多かったと思います。これに対して市長はこの結果をどのように受けとめますか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほど申し上げましたように、議員各位のアンケート調査、回収率は61%でありましたけれども、その中の意見も十分真摯に受けとめさせていただいて、今後の対応に寄与していきたいと思っていますので、ひとつ御理解いただきたいと思っています。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 今の滝口議員と同じような質問になるかと思いますが、再

度確認をさせていただきたいと思います。

市長は、私が昨年の9月の一般質問で、やはりこの本庁舎問題について質問をいたしました。そのときの答弁は、10年後、合併20年後にその20年の式典とあわせて新しい庁舎を建設するという答弁をいただいたかと思います。

これは今もその基本方針は変わりがないのか。今の答弁を聞いていると、また、これからいろいろと検討させていただくというような意味合いかと思うんですが、私はこの前いただいた答弁ですね、10年後、今から10年後ということでしたので、10年後では人口もかなり減ってまいります。今、実質市の人口は2万7,000人を切っておりますよね。それが2万2,000人とかそこらになってくるんじゃないかなと、10年後にはですよ。

その場合に、果たして本当にその時点で新庁舎が建てられるのかどうか、財政的にですよ。そういうことを勘案すると、もう少しやはり時期を早めた決断が必要かと思うんですが、何か市長の考えが、私が9月にいただいた答弁よりも軸がぶれているというような感じがするんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 一般質問の答弁では、確かに10年後、合併20周年を目途に本庁舎整備を目指すというふうにお答えをいたしましたので、その方針は揺らいでおりません。したがって、その基金を今年度から造成をしていく。このようなふうに御理解いただきたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 今、申し上げましたように、10年後ではかなり市の税收とか、市の人口とかという部分で、まことに予測しかねない状態があるかと思えます。やはりつくるのであれば、もう少し期間を短くして何年後につくるんだというような確固たる信念を近いうちに固めていただければなというふうに思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今の段階ではこれまでも合併20周年を目途にということでお答えをいたしておりますので、そのための基金造成というところでございますから、これからのこの基金の中にもありますように、剰余基金を活用するというようなことに決めておりますので、定額が積めるかどうか大変疑問でございますので、そういった意味では10年間を目途に基金造成を図りながら、その庁舎を目指していくというのは、財政状況を見ても、私は妥当な期間かなと、このように考えています。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 私は私の主観でありますけれども、10年後では遅いと思えます。

答弁は結構でございます。

○議長（佐藤昇市） 1 番相馬正典議員。

○1 番（相馬正典） 上程中の庁舎整備については、やはり一言言わないといけないかなと思っております。早速9月の一般質問に対しましての土地開発基金ですか、これを統一して積み立てていくんだということで本当にすばやい対応でいいことだと思うんですが。

まず、この管理条例の中に、庁舎を整備としか書いていないんですね。今の答弁ですと本庁舎を整備するための基金だと、今、課長も市長もそうおっしゃられましたが、この文章の中に本庁舎って全然書いてないんです。庁舎の整備としか書いてない。ということは、ちなみに烏山庁舎、南那須庁舎を何かやるときにも使えてしまうんじゃないか。今、こうやってみんな聞いていますからいいですけど、皆さんがかわったときにそんなことはなかったとか、これは整備に使えるんだとかいうような形が出てくるんじゃないかなという危惧はします。その辺についてはいかがだったんでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 先ほど申し上げましたように、庁舎の整備に要する経費ということでございますので、新庁舎を建設する場合、または既存庁舎を活用して本庁舎を整備する場合、いずれも活用できるというふうに考えてございます。

○議長（佐藤昇市） 1 番相馬正典議員。

○1 番（相馬正典） では、例えば南那須庁舎を整備するということも使えるという意味で積み立てをするんですか。そうじゃなくて、本庁舎一本に絞って使うということ。ちょっと聞き漏らしました、済みません。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 本庁舎の整備に向けた基金の積み立てということで考えてございます。

○議長（佐藤昇市） 1 番相馬正典議員。

○1 番（相馬正典） わかりました。それじゃあ、これ、積み立てということなので、ここにぜひ文言を入れていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。本庁舎整備のというふうな文言を入れていただければありがたいなというふうに思います。

○議長（佐藤昇市） 休憩します。

休憩 午後 1 時 1 4 分

再開 午後 1 時 1 6 分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

坂本総合政策課長から答弁させます。

坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） ただいまの相馬議員の御指摘でございますが、この庁舎の整備については、本庁舎の整備ということで御理解を賜ればというふうに思います。

○1番（相馬正典） 了解しました。よろしくお願いします。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） 今のに続いてなんですけど、本庁舎の整備ということは本庁舎の場所は決まっていますが、ある程度どこにするかというのは合併したときに話し合いで決まっていると思うんですけど、そういうのは尊重されるのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） はい。合併時の調整あるいはその総合計画の基本構想にも烏山市街地というふうに一部は示されておりますので、その考え方は遵守してまいりたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） 旧烏山地区ということですか。微妙な地名なので。烏山市街地。旧烏山ですよ。市長、いかがでしょうか。市長が10年後とおっしゃっているので、市長からお答えを聞きたいのですがいかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 合併協議のこの総合政策の中でもそんなことで旧烏山町市街地に本庁舎をとというようなことは方針を固めておりますので、そのように御理解いただいてよろしいと思います。

○議長（佐藤昇市） 7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） それともう一つです。基金をつくるに当たって、財源としては何かを考えているのでしょうか。毎回言っているように、幼稚園、保育園そういうものを閉鎖したり、そういうのでお金をつくっていくという考えのもとに基金でしょうか。それとも、どこから落ちてくるものをそれに充てたいと思っているのか。何か目論見とか案があるのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 基金の財源でございますが、この後、議案第34号のほうでまた御説明させていただきますが、土地開発基金の一部を処分しまして積み立てをさせていただく。あわせて、この基金条例の第3条のところに第1号ですね、毎会計年度において一

般会計の歳入歳出決算上、生じた剰余金のうち市長の定める額を積み立てをするというふうになっております。なかなか予算上、年当初に積み立ての予算を財源把握するのは難しいところでございますが、決算剰余金の中から積み立て処分をする。あるいはその年度末において、財源に余裕が生じた場合に予算で積み立てをするというようなことも考えてございます。

なお、既存施設の統廃合の関係につきましては、平成28年度公共施設の総合管理計画を策定いたしますので、その中で具体的に統廃合の方針を示してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤昇市） 11番高德正治議員。

○11番（高德正治） ただいま上程中の第20号議案についてお尋ねをいたします。

庁舎整備に関しては、市民検討委員会ですか、市民レベルの検討委員会をつくらないと形が先に見えないと思うんですが、その辺をつくる考えはあるのか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 具体的には、今後平成28年度に入りまして、庁舎の整備の基本的な構想を策定してまいりたいというふうに考えておりますが、場合によってその市民の皆さんからの御意見をいただく、そういった組織のほうも検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤昇市） 11番高德正治議員。

○11番（高德正治） あと整備に対する建設費の中で、合併特例債を使うのかどうか。それをお伺いいたします。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 昨年の一般質問の中でも市長から答弁させていただきましたけれども、基本的に合併特例債も活用してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 2点ほどお伺いをいたします。この後、提案されます3月の補正予算、総務課の総務費のほうに1億7,481万7,000円ほど計上してあります。これが平成27年度分の積み立て額かとは思っています。平成28年度予算には全く計上されておられませんね。そうしますと、平成28年度は結局平成27年度の決算剰余金を充てると、こう理解してよろしいのか。

それで、積立期間はそうしますと10年間ですね。その10年間で積み立てを幾ら考えているのか。この積み立ての計画、目標額ですね、これについてお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） まず、平成28年度分でございますが、今、御指摘のように

平成27年度の決算剰余金の中から一部積み立てを考えていきたいというふうに考えてございます。なお、先ほど申しましたように、平成28年度年度末には、ある程度財源に余裕ができた場合には一部積み立てする方法も検討させていただきたいと思っております。

なお、基金の目標額でございますけれども、これにつきましては、庁舎の規模あるいは新たな用地取得が必要になるかどうか。そういった部分で事業費が変動してくるわけでございますが、事業費につきましては、今後、庁舎整備の基本構想を策定する中で検証してまいりたいというふうに思っております。

なお、例年、現在、市有施設整備基金がございますが、決算処分によりまして1億円から1億5,000万円ほど積み立てをさせていただいておりますので、目標として毎年この程度の積み立てを考えていきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第20号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第21号 那須烏山市健康管理センター設置及び管理条例の制定について

○議長（佐藤昇市） 日程第10 議案第21号 那須烏山市健康管理センター設置及び管

理条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第21号 那須烏山市健康管理センター設置及び管理条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

総合健康管理センターは、南那須広域行政事務組合の所有する施設といたしまして昭和56年4月1日開館以来、地域の健康維持、向上の拠点といたしまして、また地域医療を支える看護師の養成機関として重要な役割を果たしてまいりました。

しかしながら、時代の変革とともに構成市町の保健施設の充実、生徒の減少によりまして、平成21年度をもって准看護学校の閉校等によりまして、広域行政事務組合で運営をする意義が薄れてまいりました。このために、平成28年4月1日付で市に移管されることに伴いまして、施設の設置及び管理をするため、那須烏山市健康管理センター設置及び管理条例を定めることとなりましたことから提案をするものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長より説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） それでは、命によりまして、ただいま上程となりました議案第21号 那須烏山市健康管理センター設置及び管理条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、先ほどありましたように、南那須地区広域行政事務組合の施設である総合健康管理センターが市に移管されることに伴い、施設の設置及び管理をするため条例を制定するものであります。

それでは、条例の主な内容について御説明申し上げます。本条例は9条からなる条例でございます。まず、第2条につきましては設置目的等でございます。市民の福祉と健康の増進を図るための事業を行うことにより、健康づくりの推進に寄与することを目的としております。名称は那須烏山市健康管理センターといたします。

第4条につきましては、センターの行う事業についての規定であり、業務内容については、保健衛生事業、高齢者福祉事業、介護保険事業等に関することとあります。

第5条以降につきましては、利用時間、休日、遵守事項等が規定されております。なお、こ

の条例の施行は、平成28年4月1日からとなります。

以上、議案第21号 那須烏山市健康管理センター設置及び管理条例の制定についての詳細説明を申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） 健康管理センターの運用が始まるという形の中で、設備に関するバリアフリー、ユニバーサルデザイン等の普及率というか、完備率はどのぐらいなのでしょう。もしくは今後、その設備の完了に向けてどのような計画になっているのか、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（佐藤昇市） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） 今度の健康管理センターのバリアフリー、それから今後の整備計画の御質問でございます。こちらの施設につきましては大変古い施設でございます、バリアフリー等にはなっていないのが現状でございます。

なお、今後の計画の御質問でございますが、これにつきましても今後、中央公園等の道路整備ですね、周辺等の道路整備計画等が都市建設課のほうでございます。その関係で、今後、近い将来、あそこが道路に引っかけるといふか、取り壊し等が想定されますので、そちらについてはその動向を見ながら最低限の維持補修という形で対応しているのが現状でございます。

以上でございます。

○5番（望月千登勢） わかりました。ありがとうございました。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま上程されております那須烏山市健康管理センター設置及び管理条例の制定についてお伺いをいたします。これは今まで、広域で那珂川町と一緒に運営していた形だったんでしょうけども、広域議会のほうで那須烏山市のほうに払い下げをすることだと思っておりますが、健康管理に関する施設はこちらの保健福祉センターにもあるわけですね。

そういう中で、この施設はかなりもう老朽化しているんじゃないかなと思うんですが、当面はこれでいくにしても、将来的にはここを解体して更地にして、健康管理センター、市の保健福祉に関する所管のセンターは1つにするというようなこともお考えなのかどうか。それについてお伺いをいたします。

○議長（佐藤昇市） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） ただいまありましたように、保健福祉センターということで

田野倉地内に現在1つございます。もう一つですね、こちらの新しく烏山地区での健康管理センターというような当面そういった位置づけになってございます。それで、当面活用する予定で考えておりますが、今後、あそこのいわゆる中央公園の整備計画が予定されておりますので、その中で今後、健康管理部門のセンター機能をどうするかという議論がその中で定まってくるかと思っておりますので、その計画の中での対応ということになりますので、当面は南那須地区、それから烏山地区というふうに身近なところで、近間でうまく利用できるような形態をとりたいということで、将来についてはその計画の中で議論する形になるかと思っております。

以上でございます。

○9番（久保居光一郎） 了解。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） この建物は今現在、那須烏山市がずっと管理をしてきて使っているというようなことでございまして、今現在、どんなようなものに使われていて、今後もそれをずっと継続的に使っていくんだとは思いますが、解体するまでですよ、それも解体するのは近い将来、多分すぐ道路ができるのかなと思うんですが、どのぐらいの時間軸があるのかなというのをちょっとお尋ねをしたいと思うんですけれども。

○議長（佐藤昇市） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） ただいまの現在の利用状況でございます。こちらにつきましては、くれよんスクール、それから、介護認定審査会、寄り合いクラブ友の会、介護予防教室や楽笑クラブ、いきいきサロン、健康講座等々、年間で約428回、約1万8,000人ぐらいの利用がある状況でございます。

また、今後の道路整備計画でございます。どのくらい先にこの道路整備計画で健康管理センターに影響があるかという部分の御質問かと思っておりますが、道路整備のほうについては都市建設課で所管しているところでございますが、そちらをいろいろな事務の調整の中で確認したところ、長くても5年以内くらいにはあの辺の道路整備が進むのではないかと、健康管理センターですね、最大でも早く進めば早く来るのかなと思っておりますが、そのぐらいの時間がかかるのかなというふうには踏んでおります。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） そうしますと、5年程度で道路になってしまうということは、今までそれを活用、利用していた場所の、先ほどこっちにもあるんだよという話がありましたけれども、中で使っている方の特にくれよんスクールというのは障害を持つ小さい子供たちなんですね。その小さい子供たちがしっかり預かれる場所、そういうのの確保を早急に検討していただ

いて、それは中央公園の整備計画の中にもあるよということかもしれませんが、逆に言うと、多分中央公園の整備計画がこの5年ぐらいで簡単にできるのかなとは思われないところもありますので、その辺のところをよろしくお願いをしたいと思います。答弁は結構です。

○議長（佐藤昇市） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第21号については、文教福祉常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は、文教福祉常任委員会に付託いたします。

◎日程第11 議案第22号 那須烏山市消費生活センターの設置、組織及び運営等に関する条例の制定について

○議長（佐藤昇市） 日程第11 議案第22号 那須烏山市消費生活センターの設置、組織及び運営等に関する条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第22号 那須烏山市消費生活センターの設置、組織及び運営等に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、不当景品類表示防止法の一部を改正する法律により、消費者安全法の一部が改正されたことに伴い、市が設置する消費生活センターの組織及び運営等に関し、内閣府令で定める基準を参酌して条例を制定することとなったことから、新たに条例の制定をしようとするものであります。

詳細につきましては、商工観光課長より説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） それでは、命によりまして、ただいま上程されました議案第22号 那須烏山市消費生活センターの設置、組織及び運営に関する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

ただいま市長が提案理由で御説明したとおり、消費生活センターは既に規則によって設置及

び運営等を定めており、平成22年度から商工観光課内において設置しておりますが、今回、不当景品類表示防止法の一部を改正する法律により、昨年、平成27年3月27日に消費者安全法の一部改正されたことに伴い、新たに消費生活センターの設置を条例上、明確に位置づけるとともに内閣府令で定める基準を参酌して、組織及び運営等に関する事項について条例を制定することになりました。

本条例は9条をもって作成してあります。それでは、1ページをお開きください。第1条は、制定の趣旨になっております。そして、第2条は、設置等についてなっておりますが、名称は那須烏山市消費生活センター、住所是那須烏山市中央1丁目1番1号ということでございます。第3条は業務を記載してあります。第4条が、開設時間ということで休日以外の日の午前9時から正午、午後1時から午後4時までとなっております。第5条につきましては、休日というようなことで記載してあります。

第6条が、職員についてということで、消費生活センターには所長、消費生活相談員、その他必要な職員を置くということで、消費生活センター所長は私、課長が兼務になっておりまして、消費生活相談員は現在1名、女性がおります。そして、その他必要な職員ということで商工担当を置いてあります。

次ページをお開きください。その中の第4項は、消費生活相談員の任用について記載しているところでございます。そして、第7条、研修の機会の確保。第8条、情報の安全管理。そして第9条の委任となっております。附則において、この条例は平成28年4月1日から施行するということになっています。

以上で、条例制定についての補足説明とさせていただきますので、何とぞ慎重御審議の上、可決、決定くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま上程中の議案について質問をいたしたいと思います。

現在はこの消費生活センター、これは商工観光課内にあるんですね。これを新たに設置するという事は、場所はやはり同じ商工観光課の中に置くのかなというふうに思うんですが、その場所についてひとつ伺いたいと思います。

それから、第6条の職員の部分で、消費生活センターに所長、消費生活相談員、その他必要な職員を置くということでありますが、現在何名なのか。また、新たにこのセンターを設置するという事になると、それが増えるのかどうか。場所とその人員等についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 設置につきましては、先ほど説明したとおり、平成22年度から商工観光課内に設置してありますので、今回、条例を制定するというので設置の場所は商工観光課内、同じでございます、職員につきましては、所長が兼務、私、相談員は女性1人、そして商工担当がその他事務を司るということで3人で5名でやっているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 今の説明でわかりました。とにかく消費者センターの名目で今までやっていたけれども、改めて名目的に消費生活センターというものを置くということですね、純粋にね。それを条例化するということですね。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 二、三お伺いします。第6条中、その中に法第10条の3第1項の規定とありますが、これはどういうことを言っているのか。この法律の内容を説明してくれませんか、ひとつ。

2点目の質問は、市職員の中にセンター職員として要件を満たした職員が何人ぐらいいるのか。誰でもなれるというわけじゃないような気がするんですが。職員はそうすると、これから何名常駐させるのか。このセンターのためにですよ。それと、給与や手当の支給というのはどうなるのか。

以上、4点についてお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 第6条にあります法第10条の3第1項の職員ということですが、これにつきましては、消費者安全法の中の条例でありまして、消費生活相談員資格試験に合格した者ということで、現行3資格があります。1つ目が消費生活専門相談員。そして、消費生活アドバイザー。そして消費生活コンサルタント。その3名を採用しようということで、本市においては、今、消費生活コンサルタントの方を採用しております。

次に、市職員の中に要件を満たした人ですが、今現在は市の職員でこの資格を持っている方はおりません。職員は何名、今というのは、先ほどありましたように、所長と相談員と担当職員で5名ということでございます。センター所長と相談員とあとは担当職員ということでございます。

給与手当等につきましては、職員手当の臨時職員に当たる手当によって、予算において計上し、支給しているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） そうしますと、今の商工観光の職員の中には、職員となれる資格のある者は1人もいないと、こういうことですね。そうしますと、新たにこの資格のある者、適格者を採用するわけなんですけど、これはいつ頃から採用し、この条例が働き出すんでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 先ほど説明申し上げたとおり、平成22年度から消費生活センターは開設しております。そのときには、研修に行つて資格をとっていた職員がおりましたが、その職員は昨年度退職しております、その間に一般から、この資格を持った人を募集してやっているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第22号については、経済建設常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よつて、議案第22号は、経済建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第12 議案第24号 那須烏山市監査委員条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第12 議案第24号 那須烏山市監査委員条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第24号 那須烏山市監査委員条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、今般の組織機構改革に伴ひまして、これまで事務局の位置づけがなかつた監査事務の執行体制を見直し、事務局の設置を明確に例規上に位置づけをし、適切な事務執行体制の構築を図ることとするために所要の改正を行うものであります。

主な内容は、監査事務の執行体制といたしまして監査委員事務局を設置するものであります。

なお、監査委員事務局の設置に伴い、事務局長及び書記が職員として置かれてますが、執務体制につきましては、これまでと同様、議会事務局に併設する体制に変わりはないことを申し添えたいと思います。慎重、御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第24号 市監査委員の条例の一部改正についてでございますが、今までこういう事務局の設置等が明確でなかったということが私は不思議だなと、このように思います。ただ、今回、これが条例化されましても、議会事務局がこの監査委員の事務局を兼ねるといふことの説明が前にありましたが、これは県内でも極めて異例ではないのかなど。ほかはほとんど総務とか違う部署でやっているのが通例ではないのかなというふうに思うんですが、これは議会の事務局が監査の事務局を兼ねるといふことは、ほかの市町村のバランスから言っても非常におかしいんじゃないかなというふうには思うんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 議会事務局に監査委員事務局を置くという議論については、これまでもなされたところではありますが、検討材料とはさせていただきたいと思っております。そのほかにも選挙管理委員会とかそういうものについても総務課がやっているという、ほかの市から比べるとちょっとあれなところもありますので、ただ、本市の規模から言えば独立した体制で臨むのはいかがなものかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） いずれにしても、今言われましたように、弱小市町だから今までの延長でいいんだということじゃなくて、やっぱり他の県内の自治体と整合性が合うように、この辺は十分検討して、改善すべきものはするということで進めていただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第24号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第25号 那須烏山市職員定数条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第13 議案第25号 那須烏山市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第25号 那須烏山市職員定数条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行うほか、今般の組織機構改革において、これまで事務局の位置づけがなかった市長部局以外の執行機関の執行体制を見直し、事務局の設置を明確に例規上に位置づけることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、農業委員会等に関する法律の一部改正により、事務局の職員の定数について定めていた同法第20条第2項が第26条第2項に繰り下がったことに伴いまして、引用条項の整理を行うほか、これまで事務局の位置づけがなかった選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に事務局を位置づけることとしたことに伴い、議会事務局の表現方法も含めて規定の整理を行うこととしたものでございます。何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第25号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第26号 那須烏山市人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第14 議案第26号 那須烏山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第26号 那須烏山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正により、人事評価制度の導入及び退職管理の適正化等が規定をされ、これにより同法第58条の2第1項に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項について、人事評価及び退職管理の状況が追加され、勤務の評定の状況が削除されたことに伴い、本市の条例についても同様の改正を行うものでございます。

具体的には、条例第2条第2項において、新たに第2号として「職員の人事評価の状況」を加え、また新たに第7号として「職員の退職管理の状況」を加えるとともに、現行の第6号中の「及び勤務成績の評定」を削るものでございます。何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第26号 市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてであります。先ほど議案第19号ですか、人事評価に基づく降給問題がありましたが、この職員の人事評価の状況についても公表すると、こういうことにするわけですが、この公表の仕方はどのような方法で公表をするというような考えでおりますか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） この公表する事項、想定される事項でございますが、まず、人事評価の実施の有無、続いて人事評価の実施内容、評価手法、評価結果など、それらを公表していく必要があるというふうに感じております。

以上です。（「違うんだ、どのような方法で公表するんだと。質問に答えてください」の声あり）申しわけございません。広報那須烏山とホームページで公表しております。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） この問題で広域行政で同じような質問がありましたが、掲示板等にも掲載するという話があったんですが、我が市はやらないんですかね。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 今までは実施しておりませんでした。

○18番（平塚英教） 了解。

○議長（佐藤昇市） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） （2）番の人事評価の状況というのと、今回は（7）番の職員の退職管理の状況というのがありますね。これが新しく入ったんですが、済みません、勉強不足で申しわけないんですけども、退職管理の状況ということがどういうことなのか、御説明をいただければなというふうに思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 退職管理の状況ということで、平成28年度から退職管理の適正化として退職職員にもろもろの規制が課せられます。規制内容ですが、離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた所属組織の職員に対して、当該営利企業等

と市との間の契約等事務について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をするように、またはしないように要求または依頼すること、いわゆる働きかけが禁止されます。

それと、在職中のポストや職務内容により規制される働きかけの対象範囲や規制される期間がこれは異なる。規制に違反した元職員は過料または刑罰が課せられます。また、元職員から働きかけを受けた職員は、人事委員会、県に委託するわけですが、にその旨を届け出る義務があります。このように、退職職員に規制が課せられるほか、市としても退職管理の適正を確保するため、再就職状況の公表など、自治体の実情に応じた措置を講じる義務が課せられます。

ですので、想定される公表事項ですが、元職員からの働きかけがあったかどうか。市が講じている退職管理の適正確保のための措置内容などが公表事項になるかと考えられます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 簡単に言うと、一般的に世の中で言われる天下り先ですね。例えば建設関係の部署にいた人が建設会社に行って、営業上こういう情報がどうのこうのとかという、簡単に言うと天下りを防止するような縛りだと思えるんですけども、うちの市は小さいので、あまりそういうことはないとは思いますが、そういうような起きる可能性は当然あるので、これやるんだと思えるんですけども、この辺、再就職をするんだといったときには、職業選択の自由というのがございますのでね、再就職するんだよ、ああ、それはいいですよというそういう判断する部署みたいなのは当然我が市で設けるわけですよ。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） それらの再就職等に関する規制というか、そういう指導はできないと思われまので、そういうのは担当する部署というのは存在しないのかなというふうに私は感じます。

○議長（佐藤昇市） 15番 中山五男議員。

○15番（中山五男） 1点お伺いします。この第2条中の任命権者についてなんですが、この市長部局以外の例えば教育委員会事務局、これは教育長。また、農業委員会については、農業委員会の会長。この者を任命権者とみなしてよろしいのでしょうか。そういう方々が市長に対して毎年6月までに、この職員の人事評価の状況等についても含めて報告すると。そう解してよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 中山議員のおっしゃるとおりでございます。これら、公表については全て市長名で条例の規定に基づく公表を実施しております。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第26号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時13分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第15 議案第27号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する
条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 次に、日程第15 議案第27号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第27号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正による条項移動及び学校教育法の一部改正による義務教育学校の学校の種類としての規定の追加に伴い、第1条の趣旨規定や第8条の2の育児または介護を行う職員の早出遅出勤務に係る規定について、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） それでは、詳細説明をさせていただきます。

まず、第1条の改正ですが、これは引用条項の修正を行うものであります。

続いて第8条の2の改正についてですが、これは現在、放課後児童クラブなどを利用する小学生の子を持つ職員は、その請求により早出遅出勤務を利用することができます。この早出遅出勤務というものは、1日の勤務時間の長さを変えずに、始業、終業の時刻を繰り上げ、または繰り下げる勤務を言います。その対象範囲に学校教育法の一部改正に伴い、いわゆる小中一貫校であります義務教育学校の小学校段階である前期課程に就学している子を新たに加えるものであります。

なお、今回の改正により、特別支援学校の小学部に就学している子も加えることとしておりますが、これはこれまで早出遅出勤務の対象として規定していた小学校に就学している子の範囲内として当然に対象になっておりましたが、今回の義務教育学校の前期課程に就学している子を追加することに伴い、規定の均衡と明確化を図るため加えることとしたものでございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第27号 市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてであります。育児または介護を行う職員の早出遅出勤務に関して、新たに義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部に就学している子のある職員というものを加えるということでございます。

現実にこれまでこれに該当する職員は何名いて、この条例改正によってこれが増えるのかどうか。その辺の状況について説明を求めます。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 該当する職員数については調べてありません。なお、この早出遅出勤務については、これまで職員が利用した実績はございません。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 要するに、こういう条項はあるけど、申請主義でこの勤務を取得するわけですよね。だけど、申請しなければ何ら一般職員と変わらないと。今まではその申請されなかったと。そういうことですね。だけど、なるべく、せつかくこういう条例を制定するわけですから、将来を担う子供たちのこともありますので、職場の中でもそういうものがとりやすい環境をつくっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 答弁はよろしいんですか。

○18番（平塚英教） はい。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 1点お伺いします。この第8条の2の（2）なんですが、この小学校で点で切っておりますね。そうしますと、小学校の6年生までもその職員は全部これに該当するのか。それとも、この義務教育学校の前期課程というんですから、たぶんこれは3年生までを言うのかなと思うんですが、そうみなしてよろしいんでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） それでは具体的にこういうような事案であれば、この早出遅出勤務の対象になる職員ということで説明をさせていただきます。

まず、小学校就学前の子を養育する職員、1つ目は。先ほど言いましたように、ここに小学校のほかに義務教育、学校の前期課程または特別支援学校の小学部へ就学している子も加わるということですから、これは小学校に就学前の子を養育する職員、それと続いて放課後児童クラブなどに通う小学校の子を迎えに行く職員ということで、それともう一つ、日常生活を営むのに支障があり、介護を要する親族を介護する職員。このような職員が対象になります。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第27号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、原案どおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第29号 那須烏山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 次に、日程第16 議案第29号 那須烏山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第29号 那須烏山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行うほか、本条例により行う実費弁償の範囲を拡大し、適切な予算の執行を行おうとするための条例の一部改正でございます。

主な内容は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、条項移動が生じた引用の整理を行うほか、講演会などを開催するに当たり、依頼する講師に対する車賃や、審議会などの附属機関に準じて設置される検討委員会などの委員が職務のため視察研修として旅行する場合の旅費を適切に支給することができるよう規定の整備を図るものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきま

して、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 詳細説明の前に、議案書差し替えをさせていただきました。これらについて、差し替えの項目、内容等について説明をさせていただきます。

まず、1ページの第1条改正後のところ、下から5行目、（市の機関）という項目なんです。この項目が実は第2条の（9）2ページの頭のところに市の機関という、こちらのほうに入っていたものですから、前にもってきました。

それと、2ページの第4条支給方法、第2条第1項と入っていたんですが、第1項は取らせていただきました。それとその下の別表でございますが、鉄道賃というところが鉄が抜けておりましたので、鉄を入れさせていただきます、鉄道賃ということで。そのようなことで差し替えをさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

それでは、議案書をめくっていただきまして、1ページをごらんください。まず、第1条の改正でございます。本条例はもともと地方自治法、公職選挙法、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、議会や委員会などに関係人、参考人として出頭を求めて意見を聞いたりする場合に、日当や車賃などの実費弁償を支給することを定めていたものでございます。

ところが、実際の事業執行の場面においては、講演会などを開催するに当たり依頼する講師に対して車賃を払う場合や、市議会などの附属機関に準じて設置される検討委員会などの委員が職務のため、視察、研修として旅行する場合に旅費を支払う場合など、いろいろな局面において実費弁償を行う必要が生じているのが実情でございます。

これまでは、こういった状況に対してはその都度、財政当局と協議をしながら、一定の基準のもとに実費弁償を行ってきたところでございます。そういった実情に対応するため、本条例にその基準や取り扱いを明確に定めて適切な予算執行を行おうとするのが、今回の改正の趣旨でございます。

よって、まず第1条の改正では、農業委員会等に関する法律の一部改正により、同法第29条第4項が第35条第4項に繰り下がったことに伴い、引用条項の整理を行うほか、本条例はこれまで法律の規定に基づき行っていた実費弁償に加え、本条例の規定に基づき市の機関からの依頼に応じて職務のための旅行した者に対して行う実費弁償も定めるものとします。そのような内容に改めるものでございます。

次に、第2条の改正でございます。これまでは本条例では第2条で実費弁償の対象を規定し、第3条でその支給する実費弁償の内容を定めておりましたが、今回の改正により法律の規定に基づき行う実費弁償については、第2条で対象から内容までを定める形をとらせていただきま

す。なお、下段の第8号において、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う引用条項の整理を行っていますが、法律の規定に基づき行う実費弁償の範囲に変更はございません。

続いて、2ページ目をごらんください。第3条の改正でございます。この第3条で定めるものが本条例の規定に基づき行う実費弁償になります。まず、その対象については、あくまで市の職員以外の者を対象とし、市の職員以外の者であって、次の各号、つまり第1号から第3号までに定める者がそれぞれに定める職務のための旅行をした場合に、実費弁償を行うことができると定めるものでございます。

第1号から第3号までに定める場合を簡単に申し上げますと、まず、第1号は、講演会などの講師として依頼した場合に、当日その会場まで来てもらう場合でございます。次に第2号に、例えば裁判などにおいて証人や鑑定人を帯同する場合でございます。最後の第3号は、審議会などの附属機関に準じて設置される検討委員会などの委員が、求めから会議や視察旅行に出張する場合でございます。これらの場合についても、第2条の実費弁償と同様の実費弁償を行うこととするのが第3条の改正でございます。なお、一部制限を設けさせていただきまして、私用車についての車賃は片道20キロメートル以上の路程がある場合に支給するほか、これらの職務に対して別途報償費が支給される時は日当は支給しないこととさせていただきます。

次に、第4条の改正でございます。本条は支給方法を定めた規定でございます。第2条の規定による実費弁償については、議会や委員会などに関係人、参考人として出頭してもらった際に、その場で支給するのに対し、第3条の規定による実費弁償については、職員の旅費支給の例により、後日の口座振替による支給処理が可能となるよう規定の整備を図るものでございます。

最後に附則でございます。本条例は平成28年4月1日から適用するものでございます。続いて、3ページ目をごらんください。附則の第2項で、那須烏山市職員等旅費条例を一部改正することとしております。これは今回、第3条第2号で定めた裁判などにおいて証人や鑑定人を帯同する場合の取り扱いについては、既に職員等旅費条例第3条第5項で定めているところですが、今回、市の職員以外の者の取り扱いを実費弁償条例のほうで整理したことに伴いまして、当該事項を旅費条例から削除するものでございます。第10条を削除とする改正も同様の理由による整理でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま上程されております那須烏山市証人等の実費弁償に関す

る条例を一部改正する条例についてでございますけれども、これの改正後の第3条の第3項（3）なんですけれども、この実費弁償は私、必要ではないのかなというふうに思っておりますけれども、「規則規定に基づき設置される委員会、協議会等の委員その他の構成員がその職務のためその住所または居所を離れて旅行したとき」というふうにありますけれども、いろいろな団体、市の関係団体が研修とか旅行といっても研修でしょうけれども、遊びじゃなくて、その場合に、研修先に行く目的地に行くまでの間に車内で飲食をしていると。酒を飲んでいるというような実態はあるのかなのか。それについて伺いたいと思います。協議会とかいろいろな団体があるかと思うんですが、研修にその日に行く前にアルコールを飲んじゃっているというような例は今までないのか、あるのか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 私どものほうで所轄しているのは、市有バスの貸し出しとかそういうものでございますが、そういうときで使用している団体等、今現在は市の主催事業でのみしか使用はさせていないんですが、市の所轄団体とかでありますと、過去にはそのような事例もあったと聞きますが、現在はもちろん車内での飲酒は禁止、厳しく飲酒を禁止させておりますし、そのようなことでの観光旅行的なものについては一切認めない。そのような厳しい措置をとっております。ですので、昔懐かしい慰安旅行的なものでの、また飲食等でのあれはほとんどないのではないのかなと私のほうでは把握しております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 過去には私もあったのではないかなというふうに思います。これ、我々議員の研修もそうでもありますけれども、これ、市有バスに限らず民間のバスを借りていく場合もあるわけですね。そういう場合にもやはり研修に行くまでは一泊泊まって、その晩に飲んで研修が終わってからだったら、あえてそこまで私は言うつもりはありませんが、その日に朝8時に出て相手方に1時ごろ着くのに、その間にアルコールが入っているというような視察研修はないように、しっかり各所管から研修に行くようなときには、所管課長もしっかりとその辺の指導をお願いしたいと思います。これは答弁は結構でございます。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第29号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第30号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第17 議案第30号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第30号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成27年8月の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の俸給や特別給（ボーナス）が引き上げられたことに鑑みまして、本市特別職である市長、副市長及び教育長の期末手当について、特別職の国家公務員に準じた引き上げを行うため所要の改正を行うものでございます。

具体的には、期末手当の支給月数を今年度分から0.05月引き上げ、年間3.10月から3.15月にするものでございます。この0.05月分の引き上げにつきましては、今年度12月分を1.625月から1.675月に引き上げ、遡及をして支給をすることとするものであります。これが第1条の改正となります。

続きまして、平成28年度以降は、6月分と12月分をそれぞれ0.025月ずつ引き上げ、

6月分を1.50月とし、12月分を1.65月にするものでございます。これが第2条の改正ということになります。

なお、本改正に伴いまして、議員各位の期末手当も連動して同様の引き上げになることを申し添えたいと思います。何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第30号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 議案第31号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第18 議案第31号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第31号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成27年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員と同様に本市職員の給料、勤勉手当、診療所医師の初任給調整手当を引き上げるほか、地方公務員法の改正に伴い、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るための措置といたしまして、等級別基準職務表を定めるなど、人事評価の導入に伴う関係条例の所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 詳細説明の前に、議案書を差し替えをさせていただきましたので、その内容を説明させていただきます。議案書の13ページをお開きください。第6条の頭のところ、期末手当のみになっていましたが、期末手当及び勤勉手当、勤勉手当を追加させていただきましたことによる差し替えでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書をめくっていただきまして1ページをごらんください。まず、第1条那須烏山市職員給与条例の一部改正でございます。本改正では、まず第17条の4の改正をごらんください。これは今年度分の勤勉手当の支給月数を0.10月引き上げることとし、その引き上げ分を既に支給済みの12月期の支給分に上乘せし対処するものでございます。

続いて1ページ目の下段から2ページの上段にかけては附則第44項の改正でございます。これは附則第11項において、55歳を超える職員の1.5%減額措置が規定されており、これらの適用を受ける職員の勤勉手当に関する取り扱いについて規定しております。

続いて3ページから7ページ目にかけては、行政職給料表の改正でございます。これは民間給与との格差考査、0.36%を埋めるため、平均改定率0.4%により給与月額を引き上げるものでございます。

以上の第1条の改正は、昨年4月にさかのぼって適用することといたしております。後の附則において再度説明いたします。

続いて、8ページ目をごらんください。第2条、同じく那須烏山市職員給与条例の一部改正でございます。まず、第1条の改正をごらんください。ここで別に条例で定めるものを除くほかを加えてございますが、これは診療所医師の給与については、那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例により、嘱託職員等の給与については那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例により定められていることを踏まえ、ごらんの表現を加えることとするものです。

次に、第3条の改正をごらんください。特に第2項の追加ですが、別に条例で定める給料表の適用がある職員とは、先ほども申しあげましたように、診療所医師を指しております。また、第18条の3に規定する職員とは、嘱託職員等を指してございます。

次に、第3条の2の改正をごらんください。これはこれまで那須烏山市職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則にて定めていた等級別基準職務表について、地方公務員法の改正により条例で定めることとされたことに伴い、本条例の別紙第2に位置づけるものでございます。

次に第3条の3の追加をごらんください。これはこれまで第4条第1項で定めていた級別定数についての規定を第4条から分離して規定することとしたものでございます。

次に、第4条の改正をごらんください。ここでは、主たる内容はこの第4条初任給昇格及び昇給の基準に関する条項とすることとでございます。また、第4条第4項においては、人事評価の導入に伴い、昇給の判定について人事評価の結果に応じて行うということを定めるものでございます。

続いて9ページ目をごらんください。第4条の2の改正、それから第15条の2から次の10ページ目にかけての第16条の4までの改正、それから第17条の改正は現行の規定を見直し、所要の規定の再整備を行うこととしたものですので、特に、給与内容やその取り扱いに変動が生じるものではございません。

次に10ページ目、下段からの第17条の4の改正をごらんください。ここでも人事評価の導入に伴い、勤勉手当の成績率の判定についても人事評価の結果に応じて行うということを定めるものでございます。

また、次の11ページ目の部分ですが、これは勤勉手当の支給月数を0.10月引き上げることとし、今年度はこれを12月期の支給分に上乘せし対処することとしますが、平成28年度においては、6月期と12月期にそれぞれ0.05月分振り分けて支給しようとするものでございます。

続いて、附則第11項及び附則第14項の改正をごらんください。附則第11項の改正は、現行の規定を見直し、所要の規定の再整備を行うものでございます。

次の附則第14項の改正は、先ほども御説明しましたが、55歳を超える職員の1.5%減額措置の適用を受ける職員の勤勉手当に関する取り扱いについて規定したものでございます。

続いて12ページ目をごらんください。この別表第2として加えるのが、これまで那須烏山市職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則にて定めていた等級別基準職務表でございます。本市は7級制の運用をしており、また、1職1級制となっております。

次に、第3条那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正でございます。まず、第2条と第3条の改正をごらんください。今回、改正により各条の見出しにおいて、

「何々の特例としていたものは」の「特例部分」を削り端的な表現に改めることとし、また、条文中の言い回しも端的なものに改めることとしたものでございます。

次の第3条の2の追加ですが、これは医療職の等級別基準職務表を追加するものでございます。

続いて、次の第3条の3の追加ですが、これは医師に対して適用する初任給、昇格及び昇給の基準については、職員給与条例第4条第6項の55歳を超える職員の昇給停止規定は適用しないこととし、また、昇給も一律4号級昇給とするものでございます。以上のことは医師の処遇を確保し、本市における地域医療の発展のための措置として特例として定めるものでございます。

続いて13ページ目をごらんください。第4条の改正は医師の初任給調整手当について、人事院勧告に伴う国の医療職に適用される初任給調整手当の引き上げに準じて、これまで月額36万6,700円を超えない範囲内の額を支給することとしていたものを、月額36万7,600円を超えない範囲に引き上げるものでございます。

次に、第6条の改正をごらんください。これは第2条の改正同様に見出しを端的な表現に改めるとともに、医師については3級以上の所長職を特定幹部職員として位置づけ、期末手当及び勤勉手当の支給を適正に行うとするものでございます。

続いて14ページから17ページにかけましては、医療職給料表の改正でございます。これは行政職給料表における給料月額引き上げとの均衡を図るため、医療職給料表における給料月額についても同様に引き上げるものでございます。以上の第3条の改正は、行政職給料表の引き上げと同様に昨年4月にさかのぼって適用することといたしております。

続いて18ページ目をごらんください。この別表第2として加えるのが医療職の等級別基準職務表でございます。以上が、第3条那須烏山市診療所医師の給与の特例に関する条例の一部改正でございます。

次の第4条那須烏山市技能労務職員給与条例の一部改正と同じく、第5条那須烏山市水道事業企業職員給与条例の一部改正については、人事評価の導入に伴い所要の規定の整備を行うものでございます。

続いて下段の第6条那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正、それから、次の19ページ目の那須烏山市職員等旅費条例の一部改正については、地方公務員法第24条第6項が同法の改正により同条第5項に繰り上げられたことに伴い、引用条項の整理を行うものでございます。

最後の附則でございます。本条例は原則として公布の日から施行するものでございます。そして、速やかに引き上げ分の支給処理を行うものでございます。なお、第2条及び第4条から

第7条までの規定は、人事評価の導入等に伴うものでございますので、平成28年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置を定めまして、既に昨年4月から支給された給料や12月分の勤勉手当については、それは内払いとして処理し、その差額のみを支給するとした取り扱いを規定したものでございます。末尾の附則第5項による改正は所要の規定の再整備を行うための改正でございます。なお、本改正条例が可決された後は、速やかに公布し、3月15日の給与支給日に合わせて引き上げ、差額分の支給処理を行っていく予定としていることを申し添えさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま上程されている議案について1点お尋ねをいたしたいと思っております。

この12ページの等級別基準職務表、基準となる職務に等級が書いてございます。7級まであるわけでありましてけれども、7級は参事または課長の職務ということでございます。これは合併当初は部長制がありましたけれども、部長制が恐らく2年ぐらいでなくなって、それから課長だけになったかと思うんですが、また、つい最近参事という肩書がまた出てきたわけですよ。

それで、ことしも今、3月ですから、この3月をもって退職される方、このひな壇の中にもいらっしゃると思います。その後、これは課長だけにとどまらず、課長補佐とかそういう方についても退職される方がいるわけでございますけれども、それでまた再雇用、市のほうに再雇用される方がいるわけでありましてけれども、そこで確認をしたいんですが、課長でおやめになる場合には7級ですね、7級の場合に、この給与表を見ると一番下に再任用職員というところになるんでしょうか、これでよろしいんですか。

そうすると、課長でおやめになった方は35万5,600円、それから、6級でおやめになる方、すなわち6級だと主幹の方、5級の場合は課長補佐または副主幹の方についてもそれぞれのその隣にある31万3,900円、28万8,500円ということで間違いはないんでしょうか。これについてお尋ねいたします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 7ページに再任用職員の給料表が入っておりますが、これにつきましては、再任用を希望している方、ほとんど主幹並びに課長クラスでございますが、その方

たちは3級ですね、主査クラスの3級の再任用給料、引き上げ額によりまして25万4,000円、これを適用させていただいております。そのようなことで、再任用に当たっては、この3級の再任用の給料額で対応させていただいております。これは定額でございまして、昇給とかそういうのはありません。

以上です。

○9番（久保居光一郎） 了解。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 今回の給与条例等の一部改正についてでございますが、基本的に昨年8月の人事院勧告に伴う一般職の国家公務員の給与制度の改定に準じて、給料表、勤勉手当等の額を引き上げるほか、地方公務員法の改正に伴う等級別新職務表を定めるなど、人事評価制度の導入を図ると、こういうことだそうですが、いわゆる人事院勧告の完全実施については当然だというふうには思いますが、1.8%平均アップでいいんではたっけね。ちょっとそのところ確認がとれなかったものですから。

それで、12ページの別表第2、第3条の2関係ですね、これの1から7までありますけれども、この職員の人数の分布図はどんなふうになっていますか。それと、今回の引き上げに伴って平均給与というのは幾らになるのか。わかればお示しいただきたいなど。

あわせて18ページの等級別基準職務表の中で医師の給与ですね。これも1級から5級までありますけれども、現在、診療所の先生はこのどこに該当になるのかを説明いただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 給与月額引き上げについては、民間との格差、0.36%を埋めるため平均改定率0.4%、給与月額を引き上げさせていただいております。

続いて、職員の分布でよろしいですかね。一般会計補正予算の39ページに級別の職員数が入っておりますので、そちらを見ていただきたいと思います。

それと、38ページに平均給与額も入っておりますので、そちらを参照していただきたいと思います。

医師、ちょっとこれは調べさせていただきます。済みません。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 4点お伺いします。今回の給与改定により、本給から手当、全部合わせて幾ら増額になるのか。増額の総額です。これが1点です。

2点目は、ここに特定幹部職員という文言が何度も出てきますが、これは現在、職員の中で何名なのか。これが2点です。

3点目は、先ほど久保居議員も質問したんですが、この再任用職員の給与ですね。先ほどの答弁ですと25万4,000円、これは課長の場合25万4,000円ということなんですが、これは幾らの給料を今まで支給されていても、全てもう再任用職員になったら同じ25万4,000円とそう解してよろしいのでしょうか。そうでしたらば、答弁は要りません。

次に、改正後の期末手当ですね。今までは4.1なんですが、これが4.2カ月になったと、そう解してよろしいんですね。そうだとすれば、別に答弁は要りませんから、1点目と2点目について御答弁をお願いします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 給与改定による増額の総額でございますが、約でございますが1,300万円でございます。特定幹部職員は39名、内訳は参事6名、課長11名、主幹19名、医師2名、教育主事1名でございます。あとは先ほどお見込みのとおりでございますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第31号 市職員の給与条例等の一部改正についてであります。これらは提案理由にもありましたように、昨年8月の人事院勧告の実施に伴う改定ということでございまして、この給与引き上げと期末手当の増額については当然賛成をするものでございます。

しかしながら、これとあわせて、地方公務員法の改定に伴う人事評価制度の導入、この点につきましては、まだまだ未整備でありますし、また、人事評価される者の一方的な評価のみということでございますので、この人事評価制度の公正、均衡な実施が図られるかどうか疑問でありますし、また、昔あった勤務表ですね、それと同じように職員を競わせる、そして、

管理者に都合のいいような職員づくり、こういうことでは困りますので、この点については同意できませんので反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第18 議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第32号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第19 議案第32号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第32号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域振興の一助を担いつつ、都市から地方への人の流れの促進を図るため、那須烏山市地域おこし協力隊を導入し、その賃金等を新たに定めるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、秘書政策室長から説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） では、命により、詳細に説明させていただきます。

お手元の議案第32号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを御参照ください。第9条の賃金の額でございます。別表の上から2行目の地域おこし協力隊、月額16万6,000円を追加するものでございます。地域おこし協力隊につきましては、総務省が平成21年度から導入した制度でございます。三大都市圏等都市地域から条件不利地域等に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱、隊員は一定期間、地域に住み、地域ブランドや地場産業の開発、販売、PR等の地域おこしの支援、農林水産業の従事、住民の生活支援など地域協力活動を行いながら、地域への定住、定着を図る取り組みでございます。

栃木県においても、既に日光市、益子町、那須塩原市、大田原市、茂木町、佐野市、那須町、那珂川町、市貝町の4市5町が導入をしております。本市における地域おこし協力隊でございますが、地域創生加速化交付金として事業名那須烏山市ローカルベンチャー育成事業を国に申請を実施しております。今回の3月補正で予算を計上し、全額繰り越しを予定をしております。この後の御審議のほうをよろしくお願いいたします。

活動内容なんです、中心市街地の空き家、空き店舗を活用した企業化に向けた取り組み、さらには移住、定住の支援等を予定しております。隊員3名を10月から雇用し、活動を計画しております。なお、地域おこし協力隊員の賃金は、県内で導入している市町村の大部分は16万円から16万6,000円でございます。

以上で説明を終わります。何とぞ慎重御審議の上、可決賜るようお願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 地域おこし協力隊員ということで、既に県内4市5町で導入をしていると。本市においては地方創生の加速化交付金を利用して、ローカルベンチャー育成事業として10月から勤務してもらおうということでございますが、3名隊員を募集するんですが、これについてはどのような募集の仕方をされますか。

先ほど課長のお話では、地域資源の発掘、開発、販売支援活動、中心市街地を中心に空き店舗を活用した企業化等に取り組んでもらうということなんですけれども、これは大田原なんか15人ぐらい地域協力隊員がいるんですけれども、一部には一生懸命やってくれているというふうな評価もあるし、一部には何をやっているんだかわからないという評価もあります。

したがって、特に我がほうはおくれておりますので、本当に活躍していただきたいと思うんですが、まずはこの方々の拠点はどこに置くのか。役場の中にそういう拠点を置いて、そこから活動されるのか。また、別なところに置いて活動するのか。その辺の考え方について説明を

求めたいと思います。

2番目には、移住、定住、交流活動の企画実施ということでございまして、これも幅が広くて大変なことでございます。この16万6,000円をお支払いして、本当にこんなすばらしい活動をやってもらえるならばありがたいんですが、その辺がどのような、この方々だけに頼むのか、それともまたどこかのボランティアグループや団体と一緒にやって取り組むようなことになるのか。その辺の中身がちょっとわかりませんので、説明をいただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 1点目の拠点と、那須烏山市のこれからの事務の担当について御説明させていただきます。

事務の担当はまちづくり課が担当して、この地域おこし協力隊を進めていきたいと思っております。地域おこし協力隊の活動内容なんですが、やはり地域のいろいろな事情を調査し、3年後を目標になりわい、つまり起業をしてもらうとかという考えがございますので、拠点を空き家等を借りて進めていく考えを持っております。

2点目が、募集の方法なんですが、募集の方法は5月から6月下旬に市のホームページとか移住交流推進機構のホームページを通じて、首都圏で説明会等を開催しながら隊員を募集したいと思っております。地域に情熱のある方を選んで、地域おこしを進めたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） そうすると、こういう方々は役場に来て、まちづくり課のどこかのデスクに事務所をはって、それから活動エリアを回るとか、そういうことじゃなくて、空き店舗の場合は空き店舗そのものが活動の拠点ということで、そこを拠点にずっと活動するというような理解でよろしいんですね。

それと、いわゆるその1人だけでやるのか、ボランティアとか各種団体とか、そういうものとの整合性は、あるいは支援を受ける気はあるのか、ないのか。その辺はどうなんでしょうか。

それとその中心市街地の対策については結構なんですけれども、移住、定住交流活動については、空き店舗を活用してというのはまたおかしなことになるのかなというふうに思うんですが、そこで活躍いただく地域おこし協力隊員はどこが事務所というか、拠点というか、になりますか。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 今の平塚議員の御質問で、1点目は空き家等で活動するかという御質問だと思います。やはり空き家等で活動もしますが、まちづくり課に来て連絡調整を

密にしないとうまくいきませんので、この件につきましては、10月から募集でございますので、詳細に検討して決めていきたいと思っています。

あと、2点目のボランティアの考え方なんですが、この地域おこし隊は、いろいろな方の御支援、御協力がないとできませんので、やはりいろいろな方のボランティアの御支援、御協力をお願いしていきたいと思っています。都会から何もわからない地域に来ますので、皆さんの御協力、御支援は必要だと思っております。

あと、定住活動につきましても、先ほど答弁したように、まちづくり課とかいろいろなどの御協力を得ないとできないと思っております。この事業、3名入れますので、各職員も担当を決めてやらないと成功しないと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） この地域おこし協力隊につきましては、過日の全員協議会の中で説明をいただき、資料もいただいておりますが、ここから見ますと、隊員の資格は相当な知識と能力、経験を必要としますね。これ、誰でもいいというわけではないですよ。そういう中で、月給、わずか16万6,000円で3名を採用できる見込みがあるのかどうか。さらにお伺いしますが、給与のほか、よそから移住してきますので住居手当を別に最高7万円支給するとされておりますが、これほどでこの那須烏山市で生活維持ができるのか。この辺のところをどう考えていますか。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 中山議員の給与、生活基本給という位置づけということで御質問だと思います。地域おこし協力隊は、任期終了後、なりわい、つまり、自分のこの地域においての職業、定着を考えておりますので、任期中から、なりわい、副業も認め、任期終了後に本業になるような仕組みづくりを進めたいと思っております。

能力と知識がある方がという御質問だと思いますが、その点につきましては、地域への思いやり、情熱があるか方を採用していきたいと思っております。先ほども説明したとおり、栃木県の県内の給料の大部分は16万円から16万6,000円、それと家賃補助等はほぼ同じでございます。やはり東京等大都市圏に行って、やる気がある方を見つけてきたいと思っております。

以上でございます。

○15番（中山五男） はい。それでは、しばらくの間見守りたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 今までのお二方の質問と同じようなことになりましたけれども、ま

ず、市は国からのこういう交付金、もらうのは大変うまい方法だなというふうに感心します。非常にそれはいいことであります。しかし、交付金をもらうけども、それを有効に使うのはあまり上手じゃないのかなというふうに私は前から思っております。

でも、今回もこの加速化交付金ですか、これに応募してもらえることになったということで、3名の方を募集するという事なんですが、この地域おこし協力隊員ですね、これ、先ほどの課長の話だと、初めて来るんだから、地域の皆さんの協力も必要だと。また、皆さん方で育てていただきたいんだというようなこともおっしゃいました。決してこれは協力しないわけじゃないし、温かく迎えて協力できる部分は協力してやるんですが、果たして本当に今、中山議員も言われたように、16万6,000円でホームページで募集するんだ。首都圏まで行ってその人材を探してくるんだと言いますけれども、いろいろ今、町の中でも、ついこの間も、まちづくり協議会の各団体の発表なんかもあったわけですね。いろいろなことをやっているわけですね。その中で課長が今、言われました地域資源の活用とか、新しいブランドの発掘とか、中心市街地の空き家の活用とか、いろいろなことをやはりやっていますよね。そういうものがみんな今、てんでんばらばらに活動して、それをまとめるあれもないし、そういうものが実際に具体的にぐっと市民たちにも実績として積み重なって評価されるものが、私はあまりないように思うんですよ。

そういう中で、またこういう方をこの16万6,000円という半端な形で入れて、我々ももちろん協力をしなくちゃならないけども、こういう人たちが本当に中心市街地の空き家の活性化とか、ブランドの創出とか、そういうことができますか、これ。3年後にここに居住してもらえますか。あんまり広げちゃうと、まとまりがなくなっちゃうんじゃないのというふうに私は心配するんですが、その辺は心配はないんですか。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 今、久保居議員の那須烏山市、いろいろな活動をしていて、それがてんでんばらばら、連携をしていないという御質問だと思います。平成28年度から、まちづくり課をつくって連携をしていくということでございます。やはり地域資源、住んでいる方は地域資源が本当にこの地域のありがたみ、よさというのがわからない部分がございます。やはりよそから見ていただく点が必要だと思っております。

今回、この地域おこし協力隊を入れるということを考えたときは、やはり視点を変えるという部分で考えております。あと、先ほど言いましたとおり、まちづくり課でいろいろな点を連携しながら詰めていきたいと思っております。この地域おこし協力隊ですね、今、全国でいろいろやっておりますが、その地方公共団体のアンケートでは、約80%がよかったよというアンケートをいただいておりますので、私はこの地域おこし協力隊、那須烏山市の地域創生の

1つとして大変期待をしております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 今の課長の答弁にちょっと反発するようで申しわけないんですが、いろいろな外からの視点、これは今までも産学官とか、大学の先生を入れたり、そういう客観的な部分でもやっているじゃないですか、さんざん。さんざんやっているじゃないですか。

それで、繰り返しになりますけども、市のホームページで募集して16万6,000円でですよ、本当に有能な人が来ますか。だから、交付金もらうのはいいですけど、これを本当に生かしてどういう成果を上げるかということなんですよね。今やっている事業も今までやっている事業もそうだと思いますよ。市がどこまでそれを受けとめて、本気になってやるのかということだと思いますよ。こういうものをどんどんどんばらばらばらばら広げていっちゃうから、よけい収束がつかなくなっちゃう。実績も上がらなくなっちゃう。みんな中途半端で終わっているような、そんな感じが、これは私だけかもしれないんですけども、そういう気がするわけですよ。

ですから、本当にやるからには、一生懸命になって本気になって、少なくともこの方たちが3年後に本市に定住してもらって、16万6,000円で妻帯者が来るのか、独身者が来るのかわかりませんが、こういう方が定住してくれるようにやっていかなきゃだめですよ。しっかりやってくださいよ。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 久保居議員のお話は、私も同感でございます。今後の那須烏山市のまちづくりのために頑張って3年後、定着して那須烏山市に新しい風が流れるように努力いたしますので、御支援のほうもよろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） 地域おこし協力隊員の方を呼ぶことに対して、勤務条件に対して副業を認めるというところをお話したかったんですね。それを認めるような形での条件を提示されたので、大変いいなど、それは移住しやすい形になるので本当にいい決断をされたなと思っています。

それはなぜかという、過去5年ぐらいの間に、県外からの若者が何人か来ていらっしゃるんです。その方たちがいろいろな思いで集まりながらも、県外に散っていつている。さらには、ここに残ろうとする若者もいる。やはりその若者たちへのできるだけ細かい調査をしていただきたいなと思います。何がよくてここに残るのか。何が悪くて県外へ出ていったのかということの調査がなければ、この地域おこし隊員の成功はないと私は思うんですね。

3年後に、やはりこれだけの税金投入されて定住を促進するわけですから、3人がやはり気持ちよく残っていただけるように、さらには家族を増やしていただけるような形、それを望んでいます。また、まちの活性化のために、誰でもではなく、まちの人がどんな人を望んでいるのかという調査もしていただいて、そのターゲットを呼び込むというような方針で募集をさせていただきたいと思います。そういうふうな内容でお伺いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 望月議員の御質問で、やはりこの市から1回来て、出ていった方とか、市民がどういう方を求めているかという調査だったと思います。この地域おこし隊、市が事業を行う以上は、やはりよかったと思われるようにしたいと思いますので、その点につきましては、今後、調査検討して、ポイントの外れないような対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 地域おこし協力隊について2点ほど質問します。

まず、募集対象なんですけど、三大都市圏を初めとする都市地域に住民票を有しとあります。ここに先だっただけの資料があるので、三大都市圏を初めとする都市地域等と書いてございます。例えばこれ以外で、ホームページを見てこのまちに住みたいといった場合、まず1点なんですけど、これは都市からではないので募集しない、隣町とかからというのではなくて、東京方面からということであれば、それは可なのか不可なのか、まず1点お願いします。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 今の東京の三大都市圏以外からという御質問だと思うんですが、この地域おこし協力隊は今回、加速化交付金で要望していますが、総務省では特別交付税の対象になる要件なものですから、その要件に合った方を呼びたいと思いますので、例えばこの隣の町とかではちょっと要件に外れることと考えております。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） じゃあ、この条件に沿った方が望ましいということで理解させていただきます。

あと、勤務形態の件なんですけど、那須烏山市地域おこし協力隊員として市長が委嘱します。嘱託職員として働きます。計算したところ、半年で99万6,000円、ボーナス等はないと書いてありますので、半年で99万6,000円という形でやると思います。先ほど副業もいいと言いましたが、何もわからない人がこの土地へ来て、いきなりこの空き家見つけてここでやって、何をやってくださいと言っても、向こうで職業を持っている方であれば、まあ、何と

か生計を立てていけるとは思います、やはり私、考えるに当たっては、3カ月ぐらいはまちづくり課と一緒に、このまちのことを勉強しなければいけないと思うんですよ、せっかくまちづくり課という新しい課ができて、嘱託職員も週38時間以内、3日間ぐらいは半分ぐらいは来ていただいて、このまちのことをよく知っていただいてからやっていただくということが必要だと思うんですが、それに対してはいかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 滝口議員がおっしゃるとおり、何もわからない方がこのまちに来て住んで、なりわい、新しい自分の将来の職業をつくるというのは大変難しいことだと思います。やはりまちづくり課が中心となって支援をしながら、地域を把握しながらやっていただかなくてはいけないと思っています。最長で3年を考えておりますので、すぐにはなかなか見つからない部分がありますが、やはり皆さんの御支援、御協力をいただきながら進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 最後にもう1点、業務系をという形で地域資源の発掘、開発、販売支援の活動、これは商業的なことでありますが、例えばこの条件にはないと思うんですが、東京から農業だと違う補助金もあると思うんですが、そういった田舎暮らし的なものでこっちへ来て、こういうことをやってみたいという方は条件はいかがなんでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 三大都市圏からお見えになって、やはりその田舎暮らしをしながらいろいろな農産物とか地域産業、特産物をつくるとか、そういう活動をする方は年齢制限は今のところ考えてございませんので、対象になるということで考えております。

○議長（佐藤昇市） 14番樋山隆四郎議員。

○14番（樋山隆四郎） 今、地域協力隊という問題ですが、これは、よそ者、ばか者、変わり者なんですよ。この視点が大切だとさっき言ったでしょう。この今までの視点と違う、私、この中で中心市街地活性化の1人、空き家と、3人ともう一つあるんですが、そこに農業が入ってないんですよ。何で農業を入れないのかと、これ、基幹産業だからね、ここの。この農業の中で先ほど16万何がしじゃ生活できないと。これはできないかもしれない。

そうじゃなくて、自分で市のほうと協力して、農地を借りて、何をやるかといったら、この辺でつくっていないもの、こういうものを商品にし、こういうものを作って、1つのまちおこしになるというのは、1つ例を挙げればホオバ、この辺だって、あれ、シズッパって言うのか。あれで十何億円売り上げるんだ。

そのものをその地域に持ってきた人はそこにいた人じゃないんだよ、全然関係ない人。今、

まさに地域協力隊なんだ。こういう人が始まってそういうものをでかくした。それと同じように、農業を指導するために来るんじゃないからね。あくまでも、よそ者、ばか者、変わり者。これらがこのまちの農業を見たとき、こういうのもあるんじゃないか、ああいうのもあるんじゃないか、自然薯なんていうものはどういふふうにしたかという、あれを深く掘るんじゃないか、下にビニールを敷いて横に持っていったんだからね。あれなんか今、とんでもないよ。ほかの地域でもやっちゃって。こういうものをこの地域でやっていないものをやるような人を見つけてきて、そういう希望者にこの問題を任せると。

結局それは選ぶほうの面接するときの立場なんだよ。こういうものを使わなければ、それだから今だめなんだよな。ばか者を連れてくると何とかなるかもしれないよ。そんなところだから、選ぶほうもちゃんと見て選んだほうがいいと。ただ、これはこれからの那須烏山市の大切なターニングポイントだから、おれはこんなこと、時間つぶして言いたくないけど、これ、ちょこっと言っておかないとだめだから言ったので、その辺のところをちょこっと考えてください。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 樋山議員のおっしゃるとおりだと思います。農業については、この地域おこし協力隊、平成28年度、平成27年度は繰り越しなんですけど、平成28年度だけでも約31年度まで8名を考えております。今回はやはり烏山市街地の疲弊、空き店舗が多い、空き家が多いという状況であったものですから、2つの視点に絞って今、検討をしております。今後、やはり那須烏山市の基幹産業、農業、林業、水産業、これにも考えていきたいと思っております。樋山議員の言うとおりの、ちょっと視点の変わった方を募集をいたしまして、地域おこしを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 14番樋山隆四郎議員。

○14番（樋山隆四郎） 農業をやらなかったというのは、水産業も林業もそうだけれども、こういうものに関しても意を用いてしっかり対応してもらわないと、やりたがっている人が来られないとか、わけのわからないやつをつかんじやったとか、まあ、豚つかんだってしようがないから、1人や2人は。全てが当たるわけじゃないから。そういうことを考えながらやってください。お願いします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに。10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 樋山さんと同じ農業部門が何で入っていないんだということでお聞きしようと思ったんですが、初年度には入っていないけれども、次年度以降、計画に入れる考えを持っていると聞きましたので、少し待つことにしようかなと思っておりますけども。

農家の場合に新たに荒廃地や何かの再利用ということでも課題があるでしょうし、あるいは立派に現在、農業経営をやっている、後継者がいないがために先細りになると、どうむしろ片づけていこうかなんていう考えもある方もあると思います。

ですから、何も新規作物、新規事業ばかりが能ではないと思いますので、地域の立派に経営されている方なんかに重点的に取り組んでもらって、あるいはその家となじみが深くなればそこのお嫁さんになったり、お婿さんになったりだつて、当然定住になるわけですし、新聞報道なんかでは8割ぐらい、アンケートではよかったと言っていると思うんですけども、そういった事例、お嫁さんになった、お婿さんになった事例も農業委員会を出している毎月の新聞、毎週ですか、農業新聞などには刻々と載っております。

ですから、ぜひ農業部門、来年度以降と言わずに、そんなことが面接の際にあったような場合には、1人でもいいですから早目に組み込んでもらうという方法も頭に置いておいてもらったらどうかと思います。これは要望しておきます。

○議長（佐藤昇市） 7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） 時間がないのにごめんなさい。渡辺さんもそうなんですけど、最近は女性が田舎に移住してくると必ず定着してくれるんです。男性は案外やめちゃうんです。結婚すると女の人が嫌だと言ったら出ていっちゃうんです。だけど、女の人がいいと思って住むと大抵定住してくれるので、できたら選ぶ段階で、すごく嫌な言い方だけど地元を愛しているとか、そういう人なら特別ですけど、そうじゃない人、男性を寄こしても夢が破れると男の人ってなかなか立ち直れないので、女の人が結構地道に農家ともやっているんですよ。

そういうのを考えると、そういう人でいい人見つけて結婚してくれたら、それこそ最高だと思うので、できたら狩猟をやる女性まで今、増えてきていると言っていますから、そういう目の見方、若い男性とか家族で来てくれるのはありがたいけど、奥さんを審査してください。奥さんが田舎で過ごせる女の人だったら、田舎にずっといてもらえる。でも、奥さんが嫌だつていって、一緒に来ないという人は絶対長続きしないと思うんです。それ、お願いします。やっぱり長くいてもらうには、結構女性が大丈夫というところは長くいてもらえると思うので、審査の中に入れていただくとありがたいと思います。

もう一つは、かつてたしか烏山の名物をつくりましょうと言って、まちの中で人員を募集して2年間ぐらいお金あげていました。10万円以上。全然できてないですね。今回はまちおこしというか、企業でやっていて製品はたくさんつくってくれて、新聞でも紹介されている割に、まちの中であまり販売されていません。何より私が言ったのは、マラソン大会の賞品にしるとまで言ったのに、いまだにそういうのも使っていません。そういうことが本当にまちでやりたいのか。熱を感じないんですね。せっかくそういうのをつくったならば、そういうまち

のアピールのときに全部出す。視察とかで来た方のお茶菓子も必ずそのつくった製品を出すとか、そういうことをしていなくて何を呼ぶんですか。

また、16万6,000円で来たとしても、大体逆に1人に50万円やってちゃんとやってくれと言ったほうがいいのか。その見極めをする、福田さん、頑張る。市長も頑張ってください。人材だと思うんです、すごく。だから、よく見て、皆さんもおっしゃっているとおり、選んで人を見つけてくれば強い戦力になるけど、うん？ という人を選んじゃうと何百万円どころじゃない損失になってしまうので、ぜひとも審査だけは丁寧に、ある意味時間をかけてこの期日というよりは選んでください、お願いします。

○議長（佐藤昇市） 答弁はよろしいですか。

16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 私は、農業プラス林業も含めて、これからの伸びる産業としてはもう地域では無理だと思います。

それともう1点、地域と人が輝いていれば、どんどん向こうから来ます。幾らこっちへ来てください、来てくださいと呼んでも、私は絶対長続きしないと思う。この那須烏山市にそういう輝いている部分があれば、必ず人は寄ってきます。そういう取り組みを念頭において頑張ってください。特に答弁はいいです。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第19 議案第32号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時51分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第20 議案第33号 那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第20 議案第33号 那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第33号 那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市営バスの運行見直しに伴い、市営バス国見わらび荘線及び滝見谷循環線の2路線を廃止するほか、障害者等の運賃割引に関する事項を追加をするため、条例の所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、秘書政策室長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 命により詳細について御説明させていただきます。

お手元の議案第33号 那須烏山市自家用有償バスの設置、管理及び使用料条例の一部改正について御参照ください。1ページをお願いいたします。第2条第2項設置等でございますが、国見わらび荘線、滝見谷循環線が廃止いたしますので、現行の烏山高部線、市埜黒田烏山線が繰り上がります。

第4条第2項の運行日でございますが、「現行の運行日を変更」を、「臨時に有償バスを運行し、または運休」に改めるものでございます。

第5条の運行回数及び運行時間並びに乗降所でございますが、現行では各路線の毎日の運行

回数を記載しておりますが、これからは改正では規則で定めると改正するものでございます。

第7条の使用料でございます。第1項は基準使用料を現金で納めること。次の2ページなんです。第2項は、小学生の利用料は半額及び就学前幼児の利用料については無料とすること。第3項は、中学生以上の利用者で身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を受けている者並びにその介護者1名について、利用料を半額とすることでございます。現行では、障害者の使用料は半額にする条項はございませんでした。

第8条定期券及び回数券ですが、通勤定期券、通学定期券、回数券の発行及び使用料額の算定基準等を記載したものでございます。3ページですが、通勤、通学定期の算定基準や障害者並びに介護人1名に対する割引について記載をしております。

以上で、市営バス2路線廃止並びに障害者に対する割引の改正についての説明とさせていただきます。何とぞ慎重審議の上、可決賜るようお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま上程されております那須烏山市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例の一部改正についてでありますけれども、私、賛成討論をここでするわけじゃないんですが、この条例については賛成でございますけれども、ただ、国見わらび荘線、滝見谷循環線を廃止することに当たっての条例改正ですよね。この今までの2路線を廃止するわけですが、当然これまで使っていた市有バスがあるかと思うんですが、これはこの後どうするのか。それについてちょっと伺いたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 市有バス2路線廃止いたしますので、2台のバスが使わなくなるのだと思います。今、学校教育課のほうからスクールバスに1台は使いたいという要望が来ておりますので、バスの状況等を調査しながら進めていきたいと思っております。学校教育課では使わなくなったということで申しわけございませんでした。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 今、使うと聞いたのでまた質問しようかなと思ったんですが、使わなくなったということなので了解です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 私どもの地域を走っております国見わらび荘線及び滝見谷線ということでございます。これについては1月25日の議員全員協議会で私のほうでも十分言ったん

ですが、なかなか聞き入れてくれませんので、今後の推移を見守りたいと思います。

同じように、この公共交通に関して那珂川町が運営しているんですかね。那珂川町のコミュニティバス、これが馬頭から小川を経由して294号線を南下して烏山の駅まで来るというようなことなんですけれども、これを利用している方がもう既に相当前から市役所等にも、例えば運行時間が一定でないとか、料金表の掲示板が動かない。アナウンスがない。発着時間に所定の場所にいない。こういうことで改善を申し入れているんだけど、一向に改善がされないと。アナウンスが壊れているので運転手が前のほうでごちよごちよ言うんだけど、裏に乗っていると聞こえないと言うんですよね。これでは改善になったとは言えないと。

こういうことなんですけども、これについて市役所のほうに苦情を申し入れているのに全く改善が見られないということで、私のところにも苦情が来ているんですが、この苦情については市役所のほうで受けていますか。また、改善についてどんな努力がされていますか。御回答をお願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 那珂川町と共同で運行しているコミュニティバスのことだと思います。私どもにも、住民のほうから今、平塚議員のおっしゃったとおり、情報は入っております。私も直接受けておまして、そのときは烏山駅にバスがとまっているものですから、運転手者さんに直接こういうふうに変更してくださいというふうに要望もしております。

あと、主体が那珂川町なものですから、那珂川町の課長にも何回かいろいろな改善する部分が多々ございますので、改善するように私、直接お話ししております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） これについては、那須烏山市の市役所のほうね、担当課のほうに例えば利用者のアンケートをとっていますかというような質問をしたら、当初はとっていますというふうに言ったと。じゃあ、どういう内容だか確認していいですかと言ったら、いや、うそです、実はとっていませんでした。こう言ったというんだよね。

こういうこと一つ一つがいわゆる住民との信頼関係を失うわけですよ。確かに共同運行だけでも、運営主体は那珂川町だというので、なかなか向こうに踏み込んでそれを実施させるのは難しいということなのかなというふうに思いますが、那珂川町の町会議員のほうにもこの問題は直接苦情を聞いてもらいまして、きょうも恐らく議会でやっていると思うんですが、そういうことでやっぱり利用者の利便にきちっと誠意をもって答えてもらいたいんですよね。

だから、那珂川町が運営主体だから、うちのほうは言えないんだという立場じゃなくて、お金はちゃんと出しているわけですから、共同運行でね。だからやはりそれだけの経営責任もあ

と思うので、きちっと公共交通としてふさわしい改善をしっかりと求めていただきたいなと思います。もう一度御回答をお願いします。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 利用者からの苦情、御提言は真摯に受けとめて改善していきたいと思っております。やはり那珂川町が主体となってやっているといっても、共同で那珂川町と那須烏山市の市民のための公共交通機関でございますので、今後も連携しながら対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第33号 市自家用有償バス設置、管理及び使用料条例の一部改正についてであります。これらは国見わらび荘線並びに滝見谷循環線を廃止すると。こいことでございます。

これについては、デマンド交通に移行するということや、学生についてはスクールバスに全部移管するということが理解はできるんですが、残念ながら、地域住民はデマンド交通が土日は運行していないということで、これを強く要望しているんですね。しかし、残念ながら土日のデマンド交通は今の諸般の事情でできないと。こういうことでございます。

これでは残念ながら、公共交通の一部後退になってしまいますので、この点については同意できないということで反対とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第20 議案第33号について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第21 議案第34号 那須烏山市土地開発基金設置及び管理条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第21 議案第34号 那須烏山市土地開発基金設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第34号 那須烏山市土地開発基金設置及び管理条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、土地開発基金の一部を処分し、他の施策の財源として有効に活用する目的から、基金の額を2億円に改めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、総合政策課長より説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、命によりまして、詳細の説明をさせていただきたいと思います。

土地開発基金につきましては、公共事業のために取得する必要がある土地につきまして、地価の上昇に備えまして先行取得することや地権者との取得交渉を円滑に行うなどの目的から創設をされたものでございます。今年度、JR烏山駅前広場の整備に当たりまして、この用地取得に本基金を活用させていただいたところでございますけれども、今般の地価の情勢、それから今後の公共事業用地の取得予定等を勘案いたしますと、合併時の3億7,000万円余の基金額を保有する必要性は薄いことから、この一部を処分いたしまして他の施策の財源として有効活用を図るため、第3条に定めております基金の額を3億7,134万575円から2億円に改めるものでございます。

なお、現在までの基金利子を含めた基金残高は、3億7,481万7,000円でありまして、1億7,481万7,000円を基金から取り崩しをいたしまして、議案第20号におきま

して御審議をいただいた庁舎整備基金に組みかえるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第21 議案第34号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第22 議案第35号 那須烏山市税条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第22 議案第35号 那須烏山市税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第35号 那須烏山市税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法

律が平成27年5月に公布をされ、平成28年4月1日に施行されることに伴い、那須烏山市税条例の一部改正が必要となったために提案をするものでございます。

主な改正点は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定において、固定資産税の非課税の対象となる法人の1つである独立行政法人労働者健康福祉機構について、組織の機構改革で名称が変更となることから、独立行政法人労働者健康安全機構に改めるものでございます。

何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第22 議案第35号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第23 議案第37号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例及び那須烏山市妊産婦医療費助成条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第23 議案第37号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条

例及び那須烏山市妊産婦医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第37号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例及び那須烏山市妊産婦医療費助成条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

重度心身障害者医療費助成制度及び妊産婦医療費助成制度に係る入院時食事療養費につきましては、対象者の経済負担の軽減及び福祉の増進を目的といたしまして、平成25年4月から助成を行っているところでございますが、現在では重度心身障害者や妊産婦に対しまして、この医療費助成以外にも手厚い各種助成や手当、サービスなどで経済的な負担軽減を図るなど、支援制度が充実をされてきましたことから、今般その助成制度を見直すことにいたしましたものでございます。

また、これらの制度の入院時の食事につきましては、心身障害者におきましては、その食事が障害の治療のためでないこと。また、施設入所者との負担の公平性。妊産婦におきましては、産科治療が主であり、治療のための食事でないことを考慮いたしまして、入院時の食事療養費の助成について廃止するものでございます。何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第37号でございますが、市重度心身障害者医療費助成条例及び那須烏山市妊産婦医療費助成条例の一部改正についてでございますが、これらは今、説明がありましたように、入院時の食事療養費の助成を廃止するというところでございますが、年間にこの重度心身障害者医療費の助成と、そして妊産婦医療費助成で何人ぐらいがこれを利用していたのか。あるいは金額は幾らぐらいかかったのか。数字がわかればお示しをいただきたいなと思います。

○議長（佐藤昇市） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） ただいま御質問のありました重度心身障害者医療費助成関係でございます。これに係るいわゆる食事療養費の助成の件数でございますが、平成26年度の実績が出ております。年間で495件、金額にして685万5,896円でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） ただいま御質問をいただいています妊産婦医療の助成の食事の部分でございますが、平成26年39名、49万1,850円になっています。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第37号 市重度心身障害者医療費助成条例及び市妊産婦医療費助成条例の一部改正については、これまで平成25年から進められてきたということですが、今般これが入院時の食事療養費の打ち切りということがございます。これは福祉の後退でございますので、私はこれは同意できないということで反対とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第23 議案第37号について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第24 議案第38号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第24 議案第38号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事

業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第38号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、厚生労働省令指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等が一部改正をされ、平成28年4月1日から施行されることに伴い、那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等について、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長より説明をさせますので、慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） 命によりまして、ただいま上程となりました議案第38号につきまして御説明申し上げます。

本案は、厚生労働省の省令改正、いわゆる指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に沿った改正であります。

地域密着型サービスの利用者は要介護認定で要介護1から5の認定を受けた方で、地域密着型介護予防サービスの利用者は要支援認定で要支援1、2の認定を受けた方が対象になります。地域密着型サービスは地域指定密着型サービスの指定を受けた事業者がサービスの提供を行い、地域密着型介護予防サービスは指定地域密着型介護予防サービス事業の指定を受けた事業者がサービスの提供を行います。

今回の主な改正内容といたしましては、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスにおいて、指定認知症対応型通所介護事業者及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、サービスの提供に当たっては地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議を設置し、おおむね6カ月に1回以上、この運営推進会議に対し活動状況を報告しなければならないとする規定を追加する改正であります。

そのほか、介護保険法の改正に伴い、各条文中の介護保険法の引用条項の移動について所要

の改正を行っております。

それでは、第1条による改正の那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正につきまして、説明を申し上げます。条例案の3ページをお開きください。第80条第1項の改正については、先ほど申し上げた運営推進会議の設置についてでございます。指定認知症対応型通所介護事業者は、サービスの提供に当たっては運営推進会議を設置し、おおむね6カ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告しなければならないとする規定を追加する改正であります。

4ページをお開きいただきたいと思います。改正前の第107条については、先ほどの第80条第1項に指定認知症対応型通所介護事業者に運営推進会議を設置する規定が追加されたことにより、指定小規模多機能型居宅介護事業者における同内容の規定を削除するものであり、5ページの第110条の改正において、第80条第1項を準用する規定を追加し、指定小規模多機能型居宅介護事業者における運営推進会議の設置について読みかえ規定をおくものであります。

6ページをお開きください。第130条の改正は、第80条第1項を準用する規定を追加し、認知症対応型通所介護を認知症対応型共同生活介護と読みかえるものであります。

7ページをお開きください。第151条の改正は、第80条第1項を準用し、認知症対応型通所介護を地域密着型特定施設入居者生活介護と読みかえるものであります。

8ページをお開きください。第179条の改正は、第80条第1項を準用し、認知症対応型通所介護を地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と読みかえるものであります。

9ページをお開きください。第191条の改正は、第80条第1項を準用し、認知症対応型通所介護を地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護と読みかえるものであります。

続いて第204条の改正は、第80条第1項を準用し、認知症対応型通所介護を看護小規模多機能型居宅介護と読みかえるものであります。

次に、第2条による改正の那須烏山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正につきまして、説明申し上げます。11ページをお開きください。

第40条第1項の改正については、運営推進会議の設置についてでございます。指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、サービスの提供に当たっては運営推進会議を設置し、おおむね6カ月に1回以上運営推進会議に対し活動を報告しなければならないとする規定を追加するものであります。

12ページをお開きいただきたいと思います。第63条の改正については、先ほどの第40条第1項に指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に運営推進会議を設置する規定が追

加されたことにより、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業における同内容の規定を削除するものであり、13ページの第66条において、第40条第1項を準用する規定を追加し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業における運営推進会議を設置することとするために、読みかえ規定をおくものであります。

14ページをお開きいただきたいと思います。第87条の改正は、第40条第1項を準用し、介護予防認知症対応型通所介護を介護予防認知症対応型共同生活介護と読みかえるものであります。

続いて、第3条における改正の那須烏山市指定介護予防支援等の事業の人員、運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正につきまして、説明申し上げます。

15ページをお開きください。こちらは介護保険法の改正に伴い、指定介護予防サービス等の定義について、引用条項の移動が生じたので、所要の整理をするものであります。

最後に附則となりますが、条例の施行日はこれらに掲げている条項の移動関係の改正については、公布の日として施行し、その他の改正については平成28年4月1日からとなります。

以上、議案第38号についての詳細説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） この地域密着型サービス事業、この介護保険のこの後提案されます予算の中にも載っていますが、今回補正して3億5,200万円ほどになります。これを計上するわけなんです、現在、この地域密着型事業としてのサービス事業者数、それと利用者数がおわかりでしたらお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） この地域密着型という言葉でございますが、その前にちょっと御説明申し上げますと、住民の皆さんが住みなれた地域で暮らせるということを理想として、地域住民の皆さん、同一市の市町村ですね、その住民が利用できる施設をいわゆる地域密着型ということで御理解をいただきたいということで、特に、例えば特別養護ですと29床以下ということですね。そういうことになっております。そういったものがいわゆる地域密着型というふうに御理解をいただきたいと思います。

それと御質問の地域密着型の施設でございますが、本市においては6カ所となっております。特別養護老人ホームが2カ所、地域密着型のグループホームが3カ所、地域密着型の小規模多機能施設として1カ所というふうになってございます。

利用者については延べ人数になりますので、それぞれでありますので、ちょっと件数の把握になりますので、後刻。ちょっと後で調べて御報告を申し上げたいと思います。

○議長（佐藤昇市） ほかにありますか。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第38号でございますが、市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正ということでございまして、今、課長のほうから指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する厚生労働省令の公布に伴い、認知症対策の通所介護等に運営推進会議を設置するための所要の改正等々出されましたが、この運営会議を設置するということが大きな改正点で、その事業所のサービス内容が何か異なるとか、今までのような介護関係のサービスの事業低下につながる、あるいは利用者の負担が重くなるというような改正なのかどうか。その辺ちょっと確認しておきたいんですが、お伺いします。

○議長（佐藤昇市） 網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） 今回の改正の主な主眼は、先ほど質問にありましたように、運営推進会議を設置することによって、運営の透明性を図ることが主眼でございます。そんな関係で地域との連携、それから運営の透明性を確保することが今回の省令改正のポイントになってございます。

また、2点目に御質問の、サービスが低下するかと、利用者に対してのいろいろな影響はあるかということでございますが、今回については、よりよく地域に密着した形で地域住民の皆さんに、より利用できるような身近なものになるということで、中身としてはサービスの後退になることはないというふうに理解しております。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第24 議案第38号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第25 議案第39号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第25 議案第39号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第39号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布をされ、平成28年4月1日以降、保育所並びに小規模保育事業所A型及び事業所内保育事業を行う事業所における保育士の数について、待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの間、特例を設けるとされたことによりまして所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、こども課長より説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） 命によりまして、議案第39号について補足説明を申し上げます。

本案は、課題となっている保育士不足解消に向けて、保育士の配置基準の一部について弾力的運用を行うため、保育所並びに小規模保育事業A型及び事業所内保育事業所における保育士

について、待機児童を解消し、保育の受け皿拡大が一段落するまでの間、特例を設けることとされたことにより所要の改正を行うものでございます。

1 ページから2 ページをごらんになっていただきたいと思います。附則の改正でございます。附則第6条の後に第7条、第8条、第9条、第10条を新設するものでございます。第7条は、保育所等では保育士を2名以上配置することが省令で定められていますが、乳児または幼児の年齢別の配置基準を超えて保育士を配置している。いわば朝夕の時間帯に限って保育士のうち1名を子育て支援研修を終了した保育士資格を持たない一定の者をもってかえることを可能としたものでございます。

第8条につきましては、必要保育士数の3分の1を超えない範囲で幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭並びに保育士、看護師、准看護師を保育士にかえて活用可能とするものでございます。

第9条は、8時間を超えて開所する場合、省令上必要とされる保育士に追加して雇い入れることが必要となる保育士、いわゆる加配人員について、子育て支援研修を終了した保育士資格を持たない一定の者をもってかえることを可能としたものでございます。

第10条は、前2条の特例を適用しても、保育士は3分の2以上置かれなければならないとしたものでございます。基準の改正により所要の改正をするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） この家庭的保育事業というのは、これは市が認可をする事業所だと思いましたがね。それで、内容は4種類に分かれているように記憶しております。まず、1点は家庭的保育事業所、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、また事業所内の保育事業とこの4つじゃなかったかと思えます。それで、それぞれ今何カ所ぐらい市内にあるのか。それと、利用人員がそれぞれ何人いるか。もしわかりましたらお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） ただいまの御質問の中で、事業所はそれぞれにございまして、今回、条例を改正するものは、小規模事業所A型及び事業所内保育所、20人以上のものでございます。現在、条例の一部改正に該当する事業所は現在該当はございません。なお、4月以降に該当する事業所が1事業所ございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） そうしますと、現在はこの家庭的保育事業所というのは市内には存在しないと、そう解してよろしいんですか。

○議長（佐藤昇市） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） 現在、事業所内保育所B型が1つございます。今回、B型については既に緩和を前回しておりますので、今回、A型またはその事業所内保育事業を緩和するものでございまして、今回の改定に当たって適用になるのは現在ございませんが、4月1日以降でございますという意味でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 15中山五男議員。

○15番（中山五男） 課長、私はこの箇所数と人数を聞いているんですよ。

○議長（佐藤昇市） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） A型は現在ございませんが、B型1カ所ございます。しかし、今回の改正では適用にならないです。A型については現在ございません。4月以降開所しますので1団体できます。それで、定員が12名でございます。3歳未満で12名定員でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第39号 市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、これらは先ほど提案理由にもありましたように、厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育等における保育士の数について特例を設けることとするための所要の改正ということでございますが、基本的に小規模保育所、小規模型事業所A型ですね、この家庭的保育については規定は2名以上となっているものを、保育士にかわって緩和してやりますよということでございます。

こういう厚生労働省令の規制緩和ということが、安かろう、悪かろう、本当は安くはないんですが、いわゆる保育の劣化やさまざまな問題を全国的に引き起こすということで、私はこれは同意できませんので反対とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第25 議案第39号について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決いたしました。

日程に入る前に、先ほどの議案第38号の那須烏山市指定地域密着型サービスに係る条例改正について、平塚議員の質問でございますが、健康福祉課長より答弁をさせます。

網野健康福祉課長。

○健康福祉課長（網野 榮） 先ほど平塚議員のほうからの質問の中で、地域密着型の……。これは中山議員でしたね、のほうからありました地域密着型サービスの利用者の人数ですね。こちらの御質問がありました。こちらの施設系で先ほどの6施設の利用者で直近の12月の月報からいきますと123名の者が多少月のうちに入出入りなどがあるとずれがありますが、おおむねということになるかと思いますが123名であります。前後しますが以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 日程に入る前に、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたしますので御了解願います。

◎日程第26 議案第40号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第26 議案第40号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第40号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、本条例中で引用する条項の移動が生じたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、都市建設課長より説明をさせますので、何とぞ慎重審議の上、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） 命によりまして、ただいま上程となりました議案第40号につきまして説明を申し上げます。

初めに、福島復興再生特別措置法についてですが、この法律は、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故による災害により、被害を受けた福島の復興、再生を推進するための特別の措置等を定めた法律でございます。この原子力災害による被災者であり、避難指示の対象となっている区域に、震災が発生した平成23年3月11日時点で居住していた者を居住制限者と定義しておりますが、このような居住制限者の住居の安定確保を図るため、通常公営住宅法では収入が一定額以下であり、かつ現に住宅に困窮していることが明らかであることが入居者の要件とされているところ、原子力災害による居住制限者については収入が幾らであるかにかかわらず、現に住宅に困窮していることが明らかであればいいとされているのが福島復興再生特別措置法の第30条で規定されており、ごらんの本市の条例においても、第6条の入居者資格の特例ということで規定していたところであります。

本案は、昨年5月の法改正により、本条例で引用している福島復興再生特別措置法第30条が第40条に繰り下がったことに伴い、引用条項の整理をするものであります。

以上、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） これ、改定前も今もですけれども、これ、該当者というのはいたんですか。教えてください。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） 福島から那須烏山市に市営住宅に入居しているという者は該当者はいません。

○2番（小堀道和） 了解。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第26 議案第40号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第27 議案第41号 那須烏山市東日本大震災復興推進基金設置及び管理
条例の廃止について

○議長（佐藤昇市） 日程第27 議案第41号 那須烏山市東日本大震災復興推進基金設置及び管理条例の廃止についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第41号 那須烏山市東日本大震災復興推進基金設置及び管理条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、東日本大震災からの復興を推進するため創設をした東日本大震災復興推進基金について、平成27年度をもって事業充当を完了することに伴い、本条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては、総合政策課長より説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、命によりまして補足の説明をさせていただきます。

本基金につきましては、東日本大震災からの復興に向けまして、平成23年度に国から公布されました8,937万円を財源として設置をしたものでございます。この金額につきましては、平成24年度から平成27年度までの4年間に、住民生活の安定や経済、産業活力の回復、災害に強い地域づくりのための事業に、この基金を活用した事業を行うことというふうに条件がつけられておりました。

本市におきましては、このほかに自然休養村の施設の被災に対しまして、町村会のほうから共済保険金が支給されております。1,669万4,000円の給付を受けておりますので、合わせまして1億606万4,000円をこの基金の財源ということで事業を実施してまいりました。

主な事業内容につきましては、住宅用太陽光発電設備設置に対する補助、被災宅地復旧工事助成事業、災害復旧等支援金、グリーンニューディール事業等の各種の事業に充当してまいりました。平成27年度、本年度をもちまして、これらの事業への充当を完了いたしまして、年度末に残額がゼロということになりますことから、本基金の条例を廃止させていただくものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第27 議案第41号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第28 議案第42号 那須烏山市農産物等加工処理施設設置、管理及び使用料条例の廃止について

○議長（佐藤昇市） 日程第28 議案第42号 那須烏山市農産物等加工処理施設設置、管理及び使用料条例の廃止についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第42号 那須烏山市農産物等加工処理施設設置、管理及び使用料条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市指定管理者選定委員会の審議結果に伴い、那須烏山市農産物等加工処理施設の指定管理を廃止し普通財産とするため、条例の廃止をしようとするものでございます。

詳細につきましては、農政課長より説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） それでは、命によりまして、議案第42号 那須烏山市農産物等加工処理施設設置、管理及び使用料条例の廃止について詳細な説明をさせていただきます。

まず、本施設は、昭和62年度の県単村づくり振興対策事業ということで、当時の南那須町が建設したものでございます。施設の概要といたしましては、まず、所在地は岩子にございます。構造は木造平屋建て、内容はみそ加工所、ジャム加工室等でございます。

建築面積が136.6平米でございます。このときの費用でございますが、工事総額が2,400万円、そのうち県の補助金が1,200万円、2分の1ございまして、残りを当時の南那須町が400万円負担して、また、南那須荒川農協、下江川農協がそれぞれ400万円、合計の2分の1を負担して設置されております。

設置の目的でございますが、市の自然的、社会的諸条件を生かして地域資源の有効活用、農産物の高付加価値化等を進め、特産品づくりに寄与するとともに、これらの生産活動を通じ、農村女性の生きがいつくり及び活動の活性化を進めるとされております。

本施設の管理につきまして、その推移でございますが、もともと建設当初から農協に管理委

託をしております。合併後、管理委託制度の廃止により、現在の指定管理者制度へと切りかえました。合併当初は1年7カ月、2期目5年、3期目が今度の平成25年から平成27年ということで、いずれも非公募により那須南農業共同組合を指定管理者としております。この3月31日をもって第3期目の指定管理が満了するところでございます。

この間、この施設の性質上、農協へ移管することが望ましいと当初から言われておりました。県と調整を進めてきたところですが、今般やっと農協との調整が整いましたので、那須南農業共同組合へ譲渡することを目途に、本条例の廃止について御提案させていただいたところでございます。御理解のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 中身はよくわかります。別にこれに文句をつけるわけじゃないんですが、私もよく調べていないのであれなんです。あの辺の土地は借りている土地から市の土地までさまざまありまして、建物下の土地、これの所有者がどうなっていて、その建物だけ渡したならば、中に入れないわけですから、当然土地、この辺の面積を無料で貸すとか、無料で貸せるのかどうかも、そういう法的なものも条例的なものもあるのかどうか。その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） お答えいたします。まず、底地についてでございますが、あそこは今、ただいま公民館等とあわせてつくっておりますあの敷地については市有地ということでございます。今般、その農協のほうにここの部分、建物のほうを移管することにつきましては、その底地の部分について、施設の性質上無料で貸すのが望ましいという指定管理者選考委員会また、公有財産運営委員会のほうでの議論がありますので、無料で貸せるように調整を進めているところでございます。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 無料で貸すのには、条例のほうで例えばこうこうこういうところだったら無料で貸していいよ。こういうふうに決まりがあるかと思うんですけども、そういうことを改正しなくても、今の状況の中で無料で貸せると。こういうことなんでしょうか。それとも、所要の改正をして無料で貸すのか。その辺のところ。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 公有財産運営委員会との中では、普通財産に変更した上で無料で貸せるというふうな解釈で進んでおります。

○8番（渋井由放） わかりました。ちょっと納得できないですね。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 1点だけお伺いします。今回の農協に無償で譲渡するんですが、これは当分の間、施設の修繕というのとはかからないのでしょうか。これはそれに対して市が負担することは今回ないのかどうか、1点お伺いします。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 施設の修繕につきましては、まず、今の加工所のほうですが、使用のピークが12月から3月ということで、今まさにピーク時期でございまして、3月31日まで目いっぱい使っているような状況でございまして、平成28年度4月以降に農協さんのほうと点検を進めて修繕箇所等を洗い出して、修繕するという方向で打ち合わせをしております。その修繕でございまして、一応平成28年度の予算としまして、つかみではございますが100万円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） よろしいですか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） この前の議員全員協議会の資料の中で、収支の状況についてありました。平成26年度末、差し引き209万円ほど現金が残っているというような報告がありました。これを使用するわけにはいかないんですか。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） こちらについても、農協との事務局レベルでの打ち合わせの段階では、こちらはその修繕または機械の新たな購入とか修理とかそういうことに充てるということで打ち合わせをしております。

○15番（中山五男） わかりました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありますか。

16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） この加工施設につきましてはかなりの利用率がございまして、もうまるっきり休みなしで活躍している施設なんですけど、実はこの間、救急車が来たのを御存じですか。聞いていないですか。攪拌機でけがをしたようなんですね。ですから、その安全対策ですね。ぜひとも引き継ぐときには、動いているときは手を入れるとか、初歩的な表示で結構ですから、ぜひ安全対策を徹底していただきたいんですよ。あれ、自分でスイッチ入れるんじゃないかと、ほかの人が入れちゃう可能性があるんですよ。ですから、私も前から危ないなとは思っていたんですが、そういう事例がありますので、ぜひとも引き継ぎの方、引き継ぎのとき、

よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第28 議案第42号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第29 議案第43号 那須烏山市国見緑地公園設置、管理及び使用料条例
の廃止について

○議長（佐藤昇市） 日程第29 議案第43号 那須烏山市国見緑地公園設置、管理及び使用料条例の廃止についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第43号 那須烏山市国見緑地公園設置、管理及び使用料条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市国見緑地公園の閉鎖、解体に伴い、条例の廃止をしようとするものでございます。

詳細につきましては、商工観光課長より説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただ

きまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） それでは、命によりまして、議案第43号 那須烏山市国見緑地公園設置、管理及び使用料条例の廃止について御説明申し上げます。

ただいま市長が提案理由で御説明したとおり、小原沢地区の那珂川国民休養地内に設置してありますキャンプ場施設、那須烏山市国見緑地公園通称サンライズ国見の施設を閉鎖し、施設解体するために条例を廃止するものであります。この施設は、平成3年7月の開設以来25年の経過とともに経年劣化が進み、現在、ロッジ、バンガロー等全ての施設に多数の損傷、瑕疵が見受けられ、利用者にとって非常に危険な状態で運営に大きな支障を来しているところであります。

平成25年度までは宿泊者を受け入れていましたが、平成26年度はバーベキュー等のみの受け入れ、そして、今年度、平成27年度からは全施設を閉鎖しております。以前、整備経過につきましては、平成22年度に、きめ細かな交付金を活用した改修計画を策定していましたが、平成23年3月の東日本大震災により計画が凍結され、現在に至ったという経過もございます。

来客者の安全面とニーズに考慮した持続可能な施設を目指すには大規模な改修工事が必要であり、時間と莫大な財政負担が生じるところであり、また、管理運営体制の見直しが必要と考えるところであります。現在、管理委託を小木須自治会、国見連絡会にお願いしているところでございますが、国見地区の高齢化が進み、現在は3軒による当番制で行っているところで、毎日の負担を考えると廃止もやむを得ないなど、今後の運営方針については市に一任ということに回答していただいております。

本市の重要な観光拠点の施設であります、利用者の動向や費用対効果を勘案して、施設を廃止するものであります。

以上で、廃止条例についての補足説明とさせていただきますので、何とぞ慎重御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第43号 市国見緑地公園設置、管理及び使用料条例の廃止に

ついてでございますが、今、提案理由の中で説明された状況のとおりだと思います。しかし、残されたバンガローというんですかね、それとバーベキュー施設、これで何か、非常に表現はよくないと思いますが、浮浪者とかそういう方々に、今後、誰も行かないわけですから、利用される危険等があるような気がするんですよ。

したがって、廃止されるのは結構ですが、地域の安全を考えた場合、バンガロー及びバーベキュー施設、これについてはなるべく廃止とともに解体をしていただきたいなど、このように考えるんですが、その辺についてはどのような考えなのか説明をお願いしたいと思います。

また、あわせてですが、これは、関連質問になってしまいますけど、あそこにビジターセンターがあるんですよ。これについても、県のほうから市のほうに運営の委託ということで頼まれている施設ではございますが、これについてもわらび荘が完全になくなりましたので、なかなか利用される方が本当にいないのではないかなと考えます。

そういう意味では、これも県のほうに返すと。そして、解体をしていただくということのほう望ましいのかなと、地元ではそんなふう考えるわけなんですけど、この辺についてはどんな見通しなのか説明を求めたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） それは2点あります。まず、解体につきましては、この条例が決定次第、来年度当初、自然休養村と同じように施設を無償で皆様に持って行っていただくことを考えておまして、その後、残ったものの施設の解体に向けて秋の9月頃を目安に、それについて設定を進め、解体のほうに進めていきたいと思っております。

長峰ビジターセンター、県の施設である駐車場の奥にあります。現在、これも国見の方が管理しておりますが、本市の国見緑地公園の解体に伴いまして、県のほうもあわせてどうするかという検討はされておまして、今、事務レベルでは二、三年のうちに市と協議して、打ち合わせして、決定していきたいということで、今、どのようになるかというのはまだ決定していないところで事務レベルでの話し合いというところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 緑地公園のほうは自然休養村同様にことしの9月ごろを目安に解体に向けて検討していきたいということでございます。ビジターセンターは、二、三年の後に方向づけしたいということでございますが、市のほうで引き続いて、あそこの入り口の開け閉め等をしながら、今後とも使うつもりがあるのか。それとも、閉鎖をして建物が残ったまま二、三年のうちにどうするか方向づけをするということなんですかね。どっちなんですか。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 国見につきましては、先ほどあの地域は那珂川国見休養地ということで、市の施設が遊歩道とかいろいろな施設が一体となっております。ですので、その関係の施設、歩道、観瀑台とかあいうものも県の施設としてありますので、その後の維持との調整も必要だと思っておりますので、今後やはり検討して、一緒に長峰ビジターセンターとともにどうするかというのを検討していきたいと考えております。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） さっきの答弁では、サンライズのほうは自然休養村同様に、この条例が廃止されれば速やかに廃止に向けて検討し、9月ごろを目安に解体をしていきたいというふうに答えていましたよね。

それとは別に、このビジターセンターについては、今後二、三年の後にどうするか方向づけをしたいと、こういうふうに答弁したと思うんですが、今の答弁では、サンライズ国見と同じに扱うのか、それともどうするのが何かあいまいな答弁だったと思うんですよ。だから、私、2回目の質問は、今まで同様にビジターセンターはあそこの鍵をあけて利用していただくのか。それとも、鍵を閉めてクローズして閉鎖状態でおくのか。そこを聞いたんですが。

もう、これで質問の回数終わっちゃうので、要するに課長の2回目の答弁は、ビジターセンターはあけて活用しながら、それをとめるための検討を図るとのことなんじゃないかな。もう一度そこを最後なのでわかるように説明してください。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 済みませんでした。長峰ビジターセンター、先ほど2回目に説明したとおり、今後も管理、利用をしていくということです。あそこに天体望遠鏡もありますので、そういうことでそれについては管理していく。（「開け閉めは市のほうでやる」の声あり）開け閉めは先ほどの国見の方に引き続きやっていただけるという話にはなっております。

○18番（平塚英教） わかりました。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 1点お伺いします。この公園の土地所有者はどなたなんですか。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） この敷地全体は国見の1人の方から借りております。借地でございます。入り口に入るところは県の土地なので、その部分は進入道路は県から一部借りております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

13番沼田邦彦議員。

○13番（沼田邦彦） 議案第43号について1点お伺いをいたします。

里山、大自然を大いにアピールしている我が市にとって、このような施設がなくなるのは非常に寂しい思いもしますが、今までこちらの施設を管理をされ、盛り上げてきてこられた国見の方々との話し合いは十分にされ、その結果、このような流れになったのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 先ほども詳細説明の中で地元自治会、管理している国見自治会、そして国見の連絡班の方と先ほども3名の方がやっていますし、自治会長とも一緒に今後についてのお話をし、市の方針に一任するというで回答をいただいています。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第29 議案第43号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第30 議案第44号 那須烏山市郷土資料館設置及び管理条例の廃止について

○議長（佐藤昇市） 日程第30 議案第44号 那須烏山市郷土資料館設置及び管理条例の廃止についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程されました議案第44号 那須烏山市郷土資料館設置及び管理条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、建物の老朽化と東日本大震災の被災により休館となっております烏山郷土資料館について、建物倒壊の危険性や防犯上の問題などから、平成27年度末をもって、施設を閉館とするために条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては、文化振興課長から説明をさせますので、何とぞ慎重な御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に担当課長の説明を求めます。

両方文化振興課長。

○文化振興課長（両方 裕） それでは、命によりまして、詳細説明を申し上げます。

烏山郷土資料館につきましては、昭和52年7月に明治時代の古民家を改修いたしまして旧烏山町の郷土資料館として開館をいたし、以来、合併後も貴重な歴史資料の保存展示を行う施設として運営を行ってきたところでございますが、建物の老朽化と東日本大震災の被害によりまして、平成26年11月からはやむなく現在まで休館としておりましたが、今般、建物倒壊の危険性や防犯上の問題がありますことから、平成27年度末をもって施設を閉館とするため、那須烏山市郷土資料館設置及び管理条例を廃止するものでございます。

なお、廃止条例の施行日は平成28年4月1日とし、建物につきましては、平成28年度に解体をする予定でございます。また、当該敷地につきましても市の所有でございますので、建物解体後は更地化をし、当面は普通財産として管理をしております。

次に、施設廃止後の対応でございますが、平成26年度に策定をいたしました仮称歴史資料館整備の基本計画につきましては、施設規模や財源確保、整備時期等について再検討を行うこととし、その間の歴史資料の取り扱い等につきましては、平成26年度に旧七合中学校の教室を利用して整備しました保存収蔵庫や空き教室を利用して保存管理に努めるとともに、積極的に学校や生涯学習活動等での活用を図るため、体験学習や移動博物館等の事業を行っております。

また、山あげ会館2階の展示室や図書館、公民館等の市の公共施設を利用した企画展等の収蔵資料の公開事業も実施してまいりたいと思います。

詳細説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） こちらの収蔵に関して、歴史資料館から中学校の保存収蔵庫のほうに移すということに関しまして、まず、そちらのほうがどの程度受け入れ体制がとれているのかなというところを確認したいんですけども、まず、七合中学校の今後どのぐらい保存する可能性があるのか。そこの中学校の使用に関してどのぐらいの期間使えるのかということと、それから、空き教室のほうにランダムに置いてあるんですけど、ある程度まとめながら置いてあるんですけども、こちらの烏山の資料が移った場合に、空き教室をどのぐらい使いながら中学校のほうを使っていくのかなというのを教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 両方文化振興課長。

○文化振興課長（両方 裕） 旧七合中学校の2階に整備をいたしました保存収蔵庫につきましては、基本的には全部あそこに収蔵するというわけではございませんで、あくまでも劣化が進んでしまうような和紙類であったり、衣類であったり、そういったものを収蔵する予定でございます。現に、もう既に収蔵してございますので、烏山資料館の資料につきましても、既に休館状態がもう1年以上ございましたので、できるものについてはもう移動してございますので、そこら辺の受け入れのほうの旧七合中学校のスペースは十分あるものと思っております。

あとこれからどのぐらい使うかということにつきましては、あそこの建物自体は新しい耐震基準の建物でございますので、当面は保存できるのかなと思っております。あと、特に1階ですね、今、乱雑に置いてあるものにつきましては、主に民具類が多いんですけども、その辺につきましても、今度棚等を利用して、空き教室はそんな数は要らないと思うんですけど、2教室ぐらいあれば保存ができるのかなということでもありますので、そちらで保存をしながら、収蔵展示みたいなものができればなどは思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） 防犯のほうは七合中学校のほう、大丈夫という形で、あと防火対策のほうの完備などはいかがですか。

○議長（佐藤昇市） 両方文化振興課長。

○文化振興課長（両方 裕） 防火につきましては、耐震、耐火には建物自体はなっていると思うんですが、保存収蔵庫につきましては、整備するに当たりましては耐火の基準を上げまして、燃えないということではないんですけども、その消失するまでの時間が稼げるような内壁ということになってございます。

○議長（佐藤昇市） 5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） 最後の質問ですが、そうしますと、多分保存収蔵庫っていうものが

空調設備から何からしっかりしなければいけないということなんですけれども、その停電等のときに対する設備なんかはしっかりと、もしなかったとしても今後、設備を充実していきたいというような考えはございますか。

○議長（佐藤昇市） 両方文化振興課長。

○文化振興課長（両方 裕） 保存収蔵庫につきましては、停電等についても対応できるようにはなっているかと思うんですが、ただ、何かエアコンが調子が悪かったとか、そういったものについてのこちらのほうに知らせるようなものができていないものですから、そこら辺についてはちょっと今後検討していく必要があるのかなと思っております。

○議長（佐藤昇市） ほかに。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 課長に1点お伺いしたいんですが、先ほどの説明ですと、平成28年度から移動博物館事業、これを企画するということでしたね。それで、そうしますと、この展示用のケースが必要だと思うんですが、これは平成28年度の予算の中に載っているのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 両方文化振興課長。

○文化振興課長（両方 裕） 展示ケースにつきましては、既存のものがございますので、当面はそちらのほうで利用して、必要なときには随時予算化をしてみたいと思っております。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第30 議案第44号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時26分

再開 午後 5時39分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程に入る前に、議案第31号 那須烏山市職員給与条例の一部改正について答弁漏れがございましたので、総務課長より答弁させます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 医師の給料表格付について先ほど答弁できませんでした。医療職の給料表の3級を運用しております。なお、医師2名ですので、号級については個人情報もありますので公表は差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤昇市） 時間も過ぎておりますので、質問、答弁は簡潔明瞭にお願いしますよう皆さんにお願いを申し上げます。

日程第31 議案第10号から日程第38 議案第17号までの平成27年度那須烏山市一般会計補正予算第4号、国民健康保険特別会計補正予算第2号、熊田診療所特別会計補正予算第1号、介護保険特別会計補正予算第2号、農業集落排水事業特別会計補正予算第1号、下水道事業特別会計補正予算第3号、簡易水道事業特別会計補正予算第3号、水道事業会計補正予算第4号の8議案については、いずれも補正予算に関するものでありますことから、一括して議題といたしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

◎日程第31 議案第10号 平成27年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について

◎日程第32 議案第11号 平成27年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第33 議案第12号 平成27年度熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について

- ◎日程第34 議案第13号 平成27年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算
(第2号)について
- ◎日程第35 議案第14号 平成27年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計
補正予算(第1号)について
- ◎日程第36 議案第15号 平成27年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予
算(第3号)について
- ◎日程第37 議案第16号 平成27年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正
予算(第3号)について
- ◎日程第38 議案第17号 平成27年度那須烏山市水道事業会計補正予算(第
4号)について

○議長(佐藤昇市) よって、議案第10号から議案第17号までの8議案について一括し
て議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長(大谷範雄) ただいま一括上程となりました議案第10号から第17号までの提案
理由の説明を申し上げます。

議案第10号は、平成27年度那須烏山市一般会計補正予算第4号についてであります。本
案は、平成27年度一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ4億4,600万円を増額し、補正後
の予算総額を126億4,602万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、国の補正予算に伴う地方創生関連事業及び年金生活者等支援臨時福祉給付金
事業や普通交付税、国、県補助事業等の精算・確定に伴うものでございます。なお、人件費に
つきましては、人事院勧告及び諸手当等の精算、退職手当組合負担金等の増額補正をあわせて
行いました。

また、山あげ行事ユネスコ無形文化遺産登録を契機とした、まちの賑わい無限大プロジェク
ト事業を初めとする地方創生加速化交付金対象事業など、翌年度への繰越明許費や新たな債務
負担行為の追加など、所要の予算を措置いたしております。

主な内容につきまして御説明を申し上げます。まず、歳出予算についてであります。

議会費であります。人事院勧告に伴う議員報酬の精査によるものであります。

総務費は、庁舎整備基金費といたしまして、新たに積立金を計上するものでございます。

地域振興事業費は、地域おこし協力隊の活用に係る費用であります。

行政情報化推進事業費は、マイナンバーの本格運用に向けてセキュリティ強化を行うための経費であります。

民生費は、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費といたしまして、平成27年度に実施されました臨時福祉給付金該当者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方を対象に、1人当たり3万円を支給するための所要の予算を計上するものであります。

国民健康保険特別会計事業勘定繰出金は、医療給付費の精算見込みからルール分の金額を追加補正するものであります。

障害者総合支援事業費は、障害者介護給付、訓練等給付扶助費の利用者増により増額補正するものであります。

介護保険特別会計繰出金、児童手当給付費及び私立保育施設運営委託事業につきましては、それぞれ事業の精算に伴う減額補正でございます。

衛生費は、予防事業費といたしまして、各種予防接種業務委託料を計上しておりましたが、子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨を差し控えておりますことから、当初の受診見込み数を下回ったため減額をするものでございます。

環境対策事業費は、再生可能エネルギー機器等設置費補助金の申し込み件数の減少やグリーンニューディール基金事業費の精算等により減額となりました。

農林水産事業費は、各種事業の精算が主だったものでありますが、果樹経営支援対策事業費につきましては、梨新技术等利用生産拡大事業として、梨棚の設置、防霜ファン整備に対する補助金を計上したものであります。

林業振興費は、とちぎ材需用創造事業といたしまして、八溝材の販路拡大を目的とした情報誌とのタイアップを行うための業務委託費の計上であります。

商工費は、地方創生加速化交付金対象事業が主だったものであります。

商業振興対策費は、チャレンジショップ運営及び商業動向調査業務委託の所要額を計上したものであります。

観光振興費は、まちなびサイン制作及び設置に要する経費、鹿沼市との連携による地域文化活用促進協議会への負担金、ユネスコ無形文化遺産登録に関連する記念イベントの実行委員会への交付金などを新規計上いたしました。

山あげ会館施設整備費につきましては、展示の内容のリニューアルなどに要する大規模改修費を計上いたしております。

土木費は、事業費の精算によるものでありますが、道路維持管理費につきましては、降雪等による路面凍結に備えるために、除排雪業務委託料の増額でございます。

中心市街地整備事業費は、現在進めておりますJR烏山線駅前広場整備に係る舗装整備、給

排水及び電気設備の整備に係る費用を計上するものであります。

消防費は、常備消防費といたしまして、広域行政事務組合の消防指令センター及び消防救急デジタル無線整備事業負担金の精査などによるものでございます。

教育費は、地方創生加速化交付金対象事業といたしまして、社会教育事業費につきましては、なすから英語塾を実施し、外国人観光客に対するツアーガイド養成費などの経費を計上いたしております。

また、文化財保護費につきましては、ユネスコ無形文化遺産登録に伴う所要の経費を計上いたしました。

ジオパーク構想推進事業費は、ジオパーク認定に向けた組織づくり、認定申請作成に係る所要額を計上いたしました。

武道館施設整備費につきましては、平成28年度中の本体完成に向けて外構整備に係る所要額を計上いたしております。

災害復旧費は、事業の精算によるものでございます。

公債費は、償還元利金の10年利率見直しに伴うものでございます。

次に、歳入予算についてでございます。

市税は固定資産税現年課税分において、増収が見込まれますことから補正するものでございます。普通交付税、地方特例交付金は、額の確定に伴う増額でございます。

国、県支出金は、ほとんどが事業費の確定に伴う精算でございますが、地方創生加速化交付金、情報セキュリティ強化対策事業費補助金、臨時福祉給付金補助金は、国の補正予算に伴う国庫補助金でございます。

繰入金は、市有施設整備基金を事業充当するとともに、土地開発基金を一部処分したことにより増額をするものでございます。なお、財政調整基金につきましては、取り崩し額を減額する予算を計上いたしました。

寄附金は、ふるさと応援寄付金といたしまして、東京都大田区石川浩之様、栃木県宇都宮市中山和夫様、東京都中央区羽鳥広宣様、大阪府寝屋川市大喜智明様、栃木県下野市金子隆浩様、神奈川県横浜市黒澤郁弘様、ほか12名の匿名希望者様からでございます。

社会福祉事業費寄附金は、那須烏山商工会工業部会長佐藤正明様、烏山燦陶会会長瀧田功一様からでございます。

児童福祉事業費寄附金は、栃木県那須烏山市吉田フク様からでございます。教育総務費寄附金は、東京都小平市秋山久様、南那須地区工業者懇話会会長中村恵之様、烏山ロータリークラブ会長萩原宣子様からでございます。それぞれの趣旨に沿った形で予算措置をいたしております。御芳志に深く敬意を表し、御報告申し上げる次第でございます。

次に、議案第11号 平成27年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算第2号についてでございます。本案は、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定の予算を補正するものでございます。まず、国民健康保険特別会計事業勘定について御説明申し上げます。予算の歳入歳出1,510万4,000円を増額し、補正後の予算総額40億7,507万1,000円とするものであります。

主な内容は、職員人件費、国報告システム改修等業務委託料の増額、一般被保険者療養給付費、高額療養費、退職被保険者等療養給付費・療養費の増額、特定健康診査委託料、人間ドック検診補助金の増額、前年度療養給付費等負担金等の確定に伴う償還金の増額及び出産育児一時金、後期高齢者支援金及び介護納付金の精査に伴うものでございます。これらの財源は、一般会計繰入金、財政調整基金、前年度繰越金及び諸収入をもって措置をいたしました。

次に、診療施設勘定でございます。予算の歳入歳出をそれぞれ36万円増額し、補正後の予算総額を7,422万7,000円とするものでございます。主な内容は、職員人件費の増額でございます。財源は診療収入をもって措置をいたしました。

議案第12号 平成27年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算第1号についてでございます。本案は、熊田診療所特別会計の予算を補正するものでございます。予算の歳入歳出を32万4,000円を増額し、補正後の予算総額4,992万1,000円とするものでございます。

主な内容は、職員人件費の増額でございます。財源は診療収入をもって措置をいたしました。

議案第13号 平成27年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算第2号についてであります。本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ8,375万3,000円を減額し、補正後の予算総額25億7,301万8,000円とするものであります。主な内容につきましては、各事業費の精査に伴い過不足が見込まれる保険給付費及び地域支援事業費などの補正でございます。

歳入は、保険料、国庫・県支出金及び支払基金交付金等の精査による充当財源の補正でございます。

議案第14号 平成27年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてであります。本案は、農業集落排水事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ16万1,000円を増額し、補正後の予算総額を5,886万1,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、人件費の精査に伴う増額であります。なお、財源につきましては、前年度繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額する措置を講じました。

議案第15号 平成27年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算第3号についてであり

ます。本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ1,452万2,000円を減額し、補正後の予算総額4億8,251万4,000円とするものでございます。歳出の主な内容は、精査に伴う人件費及び下水道管理費の増額、また国庫補助金額の交付決定による下水道整備費の減額であり、これに伴い歳入の精査による国庫補助金、一般会計繰入金、市債を減額し、消費税還付金及び前年度繰越金を増額する措置を講じております。

議案第16号 平成27年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算第3号についてであります。本案は、簡易水道事業特別会計の予算の歳入歳出をそれぞれ300万円増額し、補正後の予算総額を1億1,352万7,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、漏水及び施設の修繕対応に伴う増額によるものであります。なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第17号 平成27年度那須烏山市水道事業会計補正予算第4号についてでございます。本案は、水道事業会計予算の精査によるもので、収益的収入につきましては、営業収益を21万8,000円増額し、営業外収益を9万9,000円減額して、補正後の予算総額を5億7,296万6,000円とするものでございます。収益的支出につきましては、営業費用418万2,000円増額して、補正後の予算総額を5億5,173万円とするものでございます。

収入の主な内容は、消火栓維持管理費負担金の増額、また、支出では、修繕費の増額などがございます。

資本的収入は、加入金の142万1,000円の増額で、補正後の予算総額4,998万5,000円といたしました。

資本的支出におきましては、精査によりまして建設改良費を354万5,000円を減額し、また、企業債償還金を3,723万8,000円増額し、補正後の予算総額3億4,410万円といたしております。

以上、議案第10号から議案第17号まで一括して提案をさせていただきました。何とぞ慎重に御審議を賜りまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 平成27年度3月補正予算に関する質問をさせていただきます。

本来であればいっぱい聞きたいところなのですが、もう1時間も押しているので1点に絞って質問させていただきます。

補正予算書19ページの企画費の中に営業戦略事業費として97万7,000円が計上されております。これは前の6ページにいくと全額繰り越しということで次年度ということになっていますが、これはどのような事業内容なのか伺います。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 19ページの営業戦略事業費97万7,000円、どういう内容かということですね。これにつきましては、地域創生加速化交付金で鹿沼市と連携いたします下野の国二大祭り×2市＝まちの賑わい∞（無限大）プロジェクトのPR活動をするため、営業戦略部隊がそれをPR活動するための経費として計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） その営業戦略部隊という、下野の国の二大祭り×2市＝まちの賑わい∞（無限大）プロジェクトの取り組みであるということはわかりました。これ、営業戦略推進部隊、市長肝いりで設置された実践部隊であると私は認識しております。商工観光課が所管する観光PR事業とどこが違うのでしょうか。明確に説明していただきたいと思うんですが。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 今、滝口議員からの御質問、商工観光課がやるPR活動と、営業戦略部隊がやるPR活動の違いだと思います。営業戦略推進部隊は、各課から若い職員を選んで隊員としております。約31名。今回の97万7,000円は、営業戦略部隊の魅力発信班の経費でございます。やはり昨年7月に宇都宮駅とか那須塩原駅で営業戦略部隊の魅力発信班が山あげ祭のPRをやりました。ああいうふうに、若い職員、営業戦略部隊の若い職員が実践的にPR活動をするという部分でございます。その点が大きな違いだと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 若い職員がやるのにプラスアルファで、別にふだんから商工観光課でPRを一緒にやればいけないかと思うのは、私だけじゃないと思います。それに特化してやる事業ということで、その時期だけ通年でやっているとしても、山あげ祭のPRはうまくいっても、那須烏山市のPRは全然していないと思うんですね、それは。山あげ祭イコール那須烏山市というのはまた畑が違うという話だと思うんですが、これは商工観光課とまちづくり課が所管になると思いますので、これも商工観光課の部分がこちらへ来てやるのかもしれませんが、やはりこの戦略をうまく練って協力をしてやっていただけるよう、改めて要望してこの質問を終わりにします。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 大分時間が押しておりますので、私も1点に絞って伺いたいと思います。

10款の教育費2目の文化財保護費、補正額で1,291万4,000円、これの財源の内訳が国、県支出金、これは1,254万1,000円というふうにあります。それでまた、節のほうを見ると委託料が655万3,000円、説明のほうを見るとジオパーク構想推進事業費965万3,000円、これは今年度から来年度に繰越明許する事業費だと思うんですが、この国、県支出金はどういう名目で1,254万円いただいているのか。また、節の部分の委託料というこの655万3,000円はどういうものに使う委託料なのか。恐らくですよ、ジオパーク構想推進事業費の965万3,000円の中から、この委託料が支払われるのではないのかなと思うんですが、そうすると差し引き310万円ぐらい余るわけですが、それも含めてジオパーク事業というのはこの1,000万円近いお金をどのようにやるのか。その3点について伺いたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 両方文化振興課長。

○文化振興課長（両方 裕） それではまず、財源のほうの1,200万円のほうでございしますが、こちらにつきましては、地方創生の加速化交付金のほうで文化財保護費の341万3,000円のうち317万9,000円、ジオパーク推進事業費につきましては、965万3,000円のうち947万5,000円ですね、こちらを充当して平成28年度に繰越予定でございします。

あと委託料655万3,000円でございますが、こちら、久保居議員お見込みのとおり、思うにはジオパーク構想の推進事業費のほうで、約350万円ほどはジオパークのほうの委託料になっています。内訳はジオパーク構想も平成28年度は3年目を迎えるということで、推進協議会ですね、官民一体になった推進協議会を立ち上げまして、今度は平成28年度からは推進協議会の事業として今まで行ってきたような教室を開いたり、バスツアーを行ったり、そういうことをやっていきながら、平成29年度に認定申請を行う予定になってございますので、その準備といたしまして平成28年度は事業を行いながら、その委託料を使いましてホームページを整備したり、ジオサイトの整備といいますか、下草を刈ったり、あとはもう1点大きなところでは、ジオサイトの申請書をつくるに当たりまして公開プレゼンテーションがありますので、それに向けた映像とか写真などを撮影したり、そういうことで約350万円ほど使う予定で委託料の主だったものについては、以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 特定財源の出資については、今、課長の説明で了解いたしました。ジオパーク構想事業に推進事業委員会に関するものに三百何十万円使うという話ですね。そ

れから、ジオパークを再来年度、ジオパーク認定のための委託だということでありましてけれども、今、滝口議員が質問したように、ことし山あげの行事のユネスコ無形文化遺産登録があるわけですよね。文化振興課はやはりそれにもうちちょっと、山あげ会館とかそういう上物の整備は着々と私はやっていると思うんですよ。本当のおもてなし、なすから英語塾とかそういうのもやっていますが、外人が果たして何人来るのか。外人、日本人問わず、来た人にどれだけの感動を与えることができるのかとか、そういうほうにもうちちょっと集中して私はやるべきじゃないのかなと、もっともっとその手前の平成28年度に大きなそういう認定される事業があるわけですから、そっちのほうにやるべきであって、このジオパークのことは、まあこれは好きでやっているんでしょうけども、決してやることは悪いことじゃないですよ。だけども、やっぱりそういう集中をしないと、片方で集中と選択と言っているながら、またこれに1,000万円近い金をつぎ込んで、あっちもやらなくちゃならない、こっちもやらなくちゃならない。それじゃあ、課長を初め文化振興課長初め職員の方は大変だと思いますよ。

だから、使っちゃいけないというんじゃないですが、やはりそういう部分もしっかりと計画を立てて、それからジオパークというのが果たしてどれだけの経済効果があるのか。これ、やるのには行政はそうです、みんなそうです。やるからにはこういう目的でとか、こういう計画で、こういう効果が得られる。こういう効率的かつ効果的な使い方をするとか、みんな言いますが、あしたもまた質問しますけども、そんなあれじゃなくて、一点集中で。本気になって私はやるべきだと思います。ごめんなさい。そういう意味で今質問させてもらいました。答弁はいいです。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 私も一般会計1点に絞って質問したいと思います。

まずは、中心市街地の関係ありましたよね。これは駅前整備に集中してやるということでの理解でよろしいんでしょうかね。それが1点。駅前整備についても同僚議員のほうで質問が用意されていますので、それは質問しませんので。この補正予算との絡みの中で、その事業の中身を説明していただきたい。

2つ目は、この山あげ会館の整備費なんですけれども、まず28ページ、この山あげ会館のほうは整備費に1億1,984万8,000円ということですが、この繰越明許費を見ますと、1億2,984万8,000円とあるんですよ。どうしてなんだろうかなと思って、この間、2月23日にいただいた山あげ会館改修についての説明を見ますと、山あげ会館の設備の設計費委託料、これが1,000万円当初予算についているんですね。つまり、この当初予算の1,000万円と今回の補正予算の加速化も含めた改修費込みで繰越明許すると。こういうことなんですよ。

何でこれ、設計費まで繰り越さなくちゃならないのか。そこがよくわからないんですけど、どういう事由に基づいて、この1,000万円の設計費及び工事管理業務委託費、これを繰り越さなくてはならないのか、説明いただきたいと思います。

なお、この議員全員協議会でいただいた資料を見ますと、この設計書が完成されるのが5月31日ということなんですよ。改修の工事管理業務委託、これは6月から11月末までになっているんですよ。つまり、山あげ祭が開催されるときには工事中で、山あげ会館及びその周辺は使えないと。しかも、山あげ祭は当番町金井町なんだよね。自分の庭としても山あげ会館が利用できないと、こういうユネスコ無形文化遺産でよろしいんでしょうかね。

だから、前から私、言っているように、山あげ会館は山あげ会館で成功させて、そして、本来なら山あげ行事がユネスコ無形文化遺産登録になるまでの改修と、そして、なったら本格的な改修をして、次の山あげ祭に間に合わせると。こういう方法でやれなかったのかなと。この辺が余りにも山あげ祭本番を無視した山あげ会館改修の方法ではないのかなと、このように考えるんですが、この辺は全く矛盾はないでしょうか。どうなのでしょう。御答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） ただいまの最初の質問ですね。中心市街地整備事業は烏山駅前の整備かというようなことなんです。はい、烏山駅前の整備です。主な内容なんです。多目的広場の整備ですね、これが舗装とか照明設置、あとは電気とか水道、排水整備などが主な内容になっています。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 2点目の山あげ会館の改修事業ということで御説明したいと思います。

先ほど繰越明許費が1億2,984万8,000円、今回の補正の工事費がそれと1,000万円違う。その1,000万円の違いは何かということで平塚議員のほうからありましたけど、そのとおり、当初に1,000万円設計を計上していましたが、今回、一緒に繰り越しさせてもらってほしいと。当初から計上しているのになかなか今度繰越明許となるのはどういふものかなということなんです。いろいろこの前、議員全員協議会の中の資料でありましたように、説明は5月ごろから始まって意見を聞き、また山あげ祭が終わってからまた説明会をやるとか、皆さんとの意見交換をしたんですが、そして12月の18日にある程度市の方針を出させていただきました。

いろいろ皆さんから意見を聞きますと、大規模な改修のお話をされたこともあり、なかなか

最終的に皆さんに修理の提案が出せる時期が遅くなり、結果的には1月の議員全員協議会で説明させていただきましたように、設計がその後、入札ということになりました。設計のほうの入札、2月になってからということで、とりあえずは3月25日までの契約をして、その後、今回の議会における繰越明許費として通りましたならば、5月いっぱいまでということでの入札に関する事前の連絡ということでの仕様書で進めていたところでございます。金額的には設計額が決まったときに設計の期間は最低50日必要ということになります。50日プラス計算に基づき何日というのがあって、それに基づき5月31日までの期間で、業者の方には条件で設計をしていただくようになっておりますので、そういうことでの繰り越しする理由ということで調整がもっと早くいろいろやるべきだった中で、調整がなかなか、大規模な山あげ行事に合ったふさわしい施設を改修するに当たっては、なかなか意見をまとめ、そして1億2,000万円ほどの改修工事を来年度まで絞り込むという時間がなかったことよっての設計の入札のおくれということでの、今回の繰り越しということになっています。

なかなか私たちもこの大事な時期に大事なこの山あげ会館の改修をどのように無形を有形にあらわすかというのが大変難しく、試行錯誤しているところでございまして、今後もまだいろいろ改修に当たっては関係者との打ち合わせをしながら、改修にもっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 老婆心ながら、そういうことじゃないかなとは思ったんですが、いずれにしても、やっぱりユネスコ無形文化遺産に登録される前は、いわゆる外構のほうだけに特化する、あるいは建物内部でもトイレ改修ぐらいにすると、そしてユネスコ無形文化遺産に登録されたらば、今度は本格的な改修にかかる。こういうことであれば、山あげ祭にぶつからなくても十分できたのではないのかなと、なぜそういう総合的な段取りができないのかなと、山あげ祭の本番中に山あげ会館が工事中で使えないと。こういうことではまことに残念だということを申し上げて、答弁は結構です。

○議長（佐藤昇市） ほかにありますか。

7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） 続けて山あげ会館について1点。改修していただけることはありがたいんですけど、最初は空調とトイレの整備だったと思うんですよ、最初持ち上がった話が。その中でトイレの改修をすることもわかっているし、空調もするということもわかっているんですが、空調を地元にある矢崎さんの木質ペレットで使うという話が出ていると思うんですが、これをかなり検討していただいたんでしょうか。

電気で作るのだけだったら、スイッチを押せばそのまま毎日使えますし、修繕と燃料補給とかはないわけですが、この木質ペレットにすると、供給を必ずしなきゃいけないし、あとはかなり灰が出てくるそうなので、その灰を肥料とか飼料に使えるという話もあるんですが、その搬入とか、そういうのも決めてかかっているのか。

かかっていないなら、かかっていないで構いません。長くしゃべらなくていいですから。それを言うだけでありがたいなと思います。なぜかという、矢崎さんを使うのはもちろん地元の産業なのでありがたいですけど、電気屋さんも最初、空調のとき電気屋だと言われたので、電気業界の人は何となく自分たちが頼まれると思っていた節もあるので、それが急に変わったという気持ちもあるので、できましたら納得できるような、こういうものがよくて選びました。例えば環境にいいというのを全面に出す地域だ。または、木質ペレットを使うことによって、地元の林業を盛んにさせたいという理由があるとか、何か裏づけみたいなのをとって利用するのかをお答え願いたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 確かに最初は12月の説明のときは、電気ということでやっていたんですが、その後、市民の方からの意見等、計画書を出した後にいろいろな意見があって、再生エネルギーの推進事業をしている本市であるので、その地元産業を使ってやってもいいんじゃないかという案があって、今現在、それに対してランニングコストについては大体わかってきて、ほとんど変わらないので、その設置事業については、設置費について、今、設計の中で業者のほうに設計してもらって、その後の金額によって費用対効果、そして、その全体的な運営についての検討をしてみたいと思っています。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） かなり検討していただいて案を出していただきたいと思います。私自身も先月の4日に那珂川町のほうに木質ペレットをつくっている工場を見学させていただきました。とてもよかったし、地元の廃材も使っていただけるし、こんないいことはないなと思っていますので推進したいのもありますが、ただそれが本当に頓挫しないで済むようなシステムにできるかどうかだけをよく考えていただけたらありがたいなと思います。環境にもいいのでぜひともよろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） 29ページの都市公園管理費についてちょっとお伺いしたいんですけども、先日、南那須図書館の前の公園を少し見せていただこうと思って散歩してきたんですけども、トイレのほうが悪れているんですね。その修繕について何か、やっぱりなかなか

か厳しいという話を、入ってきたときに、でも、都市公園管理費としてこちらのほうが出ているということは、南那須図書館の前の管理がいまだ福祉のほうですよ、そちらの予算ではできない。でも、こちらの都市建設課のほうでは管理費として計上しているということを考えると、管理を何か都市建設課のほうに移すとか、もしくは考えていただけたらなというふうに思っているんで、まず、この都市公園管理費の内容についてちょっとお伺いしながら、今後、公園の管理を少し移すというようなお考えももしあるならば、御回答いただきたいなと思います。

○議長（佐藤昇市） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤新一） 今回の補正の内容でございます。都市公園管理費なんですけど、こちら、大桶の運動公園の管理費でございます。11節の需用費は水道料の年度末の不足分と、あと備品購入費につきましては、公園を管理するための草刈り機等の購入の費用でございます。

○議長（佐藤昇市） 5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） ありがとうございます。多分管轄しているところによって情報が共有できていないのだと思うんですね。やはり市民の使うところがきれいに修繕されている状態が維持されるようにぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありますか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 今回の補正予算はしめて20点の質問事項がありましたが、そのうち私のほうで担当する部分は後で聞くとしまして、4点だけお伺いしたいと思います。

まず、15ページの県補助金ですが、ここに畜産担い手育成事業の補助金、これ、当初予算で3,000万円をとったのがほとんどの額の、今回2,584万5,000円を減額しております。およそ500万円ほど残りましたが、この1年間かけて、なぜこの事業が実施できなかったのか、この理由についてひとつお伺いします。

次2点目です。28ページ、山あげ会館、私も1点お伺いします。1億2,000万円ほど今回補正予算上がりましたね。この改修に当たりましては、もう既に議員全員協議会の中で課長のほうから説明があり、我々議会議員のほうからもさまざまな意見がありました。

そこで伺いたいのは、議会の意見というのを取り入れた中での改修になるのか。全く意見を入れなかったのかお伺いします。

次に下水道会計についてお伺いします。下水道会計の8ページに今回事業費で1,300万円ほど減額をすることになりました。これはいいのですが、お伺いしたいことは加入率の対策、これ、問題なんですけど、どうなんですか。進んでいるのでしょうか。

それともう1点、水道事業のほうでも漏水対策について進展しましたか、今年度中ですね。
以上4点についてお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 1点目の15ページの農業補助金のところですね。畜産担い手育成総合整備事業費補助金の減額でございます。こちらにつきましては、国庫補助の事業でございます。本市では5戸の畜産関係の農家に採択がされております。内容は草地造成と畜産関係の設備の整備ということでございますが、こちらについて採択はされておりますが、今年度中の国の配分のほうが補正の金額ですね、こちらまでしかつかなかったということで、事業がそこまでしかできないということで、この減額の補正をさせていただきます。その減額された分ですが、これがなくなるわけではなくて、平成28年度以降、この分が使われることになります。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 私からは山あげ会館の整備について、議員からの意見等についてという話でございますが、議員とともに12月の3、4日、1泊2日、秩父のほうも見学しながら、担当と私、文化振興課、いろいろな方と一緒にあって秩父の祭りを見ながら往復の中でいろいろな話し合いをし、現地での相手の担当とも話しながら、山あげ会館の改修について、私は議会と一緒にいろいろな意見を聞いたと思っておりますし、帰ってからも意見を聞いたと思っておりますし、その後、12月18日に山あげ会館改修説明会に計画を出した後にその都度意見を聞いて決定し、そして1月の議員全員協議会をやった今回の補正額ということで、トイレの計画とか空調の話など聞きながら、今回、計画を進めてきたと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） 中山議員の質問にお答えします。

まず、下水道ですけれども、加入率対策として12月から個別訪問による加入推進を中央1丁目、2丁目において実施をしております。また、3月中にも、初音地区の個別訪問を実施します。

続きまして、水道事業ですが、漏水対策ですけれども、漏水事故が多発する神長の烏山自動車学校付近、また、大金の荒川小学校体育館付近の水道管の布設替工事を実施しました。また、道路上や宅内のメーター直前までの漏水修理を随時実施しております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番(中山五男) 1点だけ山あげ会館についてお伺いします。そうしますと、担当常任委員会のほうで課長と一緒に現地を見て説明をし、協議をし、それで担当常任委員会のほうはこれでよしということになったのでしょうか。

○議長(佐藤昇市) 堀江商工観光課長。

○商工観光課長(堀江功一) 常任委員会ということではなく、山あげ会館保存会と関係者との打ち合わせをしながら説明し、その後、計画についてはその都度皆様からの意見を聞いて1月25日に議員全員協議会に出し、その後1カ月間かけて設計を実施したという流れになっております。

以上です。

○議長(佐藤昇市) 15番中山五男議員。

○15番(中山五男) そうしますと、もう1回聞きますが、議会の意見は取り入れたところがあるのかどうか。

○議長(佐藤昇市) 堀江商工観光課長。

○商工観光課長(堀江功一) いろいろな意見が出た中で取り入れて、今回、設計に委託していると理解しております。

○議長(佐藤昇市) 2番小堀道和議員。

○2番(小堀道和) 時間がなくて済みません、1つだけちょっと確認させてください。

去年は台風の被害というのがどのぐらいかというのは、今後のこともあるのでやっぱり確認しておきたいと思うんですけども、今回、補正予算でどのぐらいの予算で今、工事、工事中のやつもあるんでしょうけど、総額どのぐらいかということと、あとは全て終わって来年の持ち越し、平成28年度に予算を組むというのはないのかどうかも含めて、どのぐらいの規模かというのを、これ該当するところは都市建設課、あと農政課かな、ちょっとわかる範囲で教えてください。

○議長(佐藤昇市) 高田都市建設課長。

○都市建設課長(高田喜一郎) 都市建設課関係の災害ですね。去年は国庫補助対象はありませんでした。市単独で細かいところを混ぜると10カ所程度で、事業費で約500万円ぐらいでした。

以上です。

○議長(佐藤昇市) 糸井農政課長。

○農政課長(糸井美智子) 農地災害及び農業施設災害につきましては4件でございます。国庫災害が4件でございます。全て発注済みで金額のほうは最終的に777万7,800円という数字でございます。

それから、これが国庫補助分ですが、そのほかに国庫補助に該当しない市単独の災害もございまして、市単独の農地のほうの災害が8件で344万円でございます。それから、農業用施設のほうも8件で382万1,000円でございます。さらに、自費というか自力で対策したところもありまして、こちらは概算でございますが報告があったものでございますが、7件で376万円ほどと換算しております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 規模はわかりましたけれども、ただちょっと不審に思うのは、今、荒川関係、随分河川を工事しています。今、工事の看板の中に必ず受注金額が載っていますけれども、うちの前だけで1,490万円と3,000何がしの2カ所の工事をやっているんですけども、それと今の金額が余りにも乖離しているので、これはどういうことなんでしょうか。これは要するに、今、説明があったのが、市での分担した金額という意味なので、僕の知りたかったのは全体規模と、あとうちが負担した分という意味でお願いします。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） 平成27年度の災害は、上流側で大雨が降ったものですから、荒川が増水して荒川で4カ所ですか、県の災害工事をやっています。この辺はそれほど雨が降らなかったものですから、それほどの災害にはならなかったということで、かなりの差があるわけですが、県の工事費については今のところちょっとわかりませんので、済みません。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 大体規模がわかりましたので。去年の災害では市に影響というのがこのぐらいあるんだなというのが、これから参考にしたいと思っておりますのでありがとうございました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第10号から議案第17号までの8議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。
採決いたします。

日程第31 議案第10号 平成27年度那須烏山市一般会計補正予算第4号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第32 議案第11号 平成27年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第33 議案第12号 平成27年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第34 議案第13号 平成27年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第35 議案第14号 平成27年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第36 議案第15号 平成27年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算第3号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第37 議案第16号 平成27年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算第3号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第38 議案第17号 平成27年度那須烏山市水道事業会計補正予算第4号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第39 議案第1号 平成28年度那須烏山市一般会計予算についてから日程第47 議案第9号 平成28年度那須烏山市水道事業会計予算についてまでは、いずれも平成28年度当初予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

◎日程第39 議案第1号 平成28年度那須烏山市一般会計予算について

◎日程第40 議案第2号 平成28年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について

◎日程第41 議案第3号 平成28年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について

◎日程第42 議案第4号 平成28年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第43 議案第5号 平成28年度那須烏山市介護保険特別会計予算について

◎日程第44 議案第6号 平成28年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について

◎日程第45 議案第7号 平成28年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について

◎日程第46 議案第8号 平成28年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算について

◎日程第47 議案第9号 平成28年度那須烏山市水道事業会計予算について

○議長（佐藤昇市） したがって、議案第1号から議案第9号までの平成28年度当初予算については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第9号までの当初予算の説明を申し上げたいと思います。

議案第1号 平成28年度那須烏山市一般会計予算についてであります。本市の財政状況は、市債償還額や扶助費が増加し、それに伴い、経常収支比率が年々高率に推移をしております、財政の硬直化に直面をしているところでございます。

国においては、経済財政運営と改革の基本方針2015いわゆる骨太の方針で示された経済・財政再生計画に基づき、本格的な歳出改革に取り組みつつも、経済再生なくして財政健全化なしの基本哲学に沿って、一億総活躍社会の実現や人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯どめをかけるまち・ひと・しごとの創生を目指しているところであります。

そのような状況下で、平成28年度の地方財政計画では、前年度の水準を下回ることはないよう、61兆7,000億円の一般財源総額を確保されたところであります。

さて、本市の平成28年度の一般会計予算でございますが、歳入では普通交付税の合併算定替えの縮減開始を初め、国、県補助金の縮減、廃止など財源の確保がますます困難な状況にあります。

一方、歳出では、合併特例債の発行により、市債償還金の増加や、医療給付費の増加による国民健康保険への繰出金の増加など、今後ますます厳しい財政運営が続くものと予想されます。

このような中で、引き続き市民福祉の向上と安心安全なまちづくりを進めるために、市中長期財政計画、市総合計画後期基本計画、公共施設再編整備計画といった主要な計画に基づきながら、厳しい財政運営を念頭に、選択と集中の基本的な考え方のもと、歳出の見直しに労力を傾注し、予算規模の縮減に努めてまいりました。

また、その一方で、市の最重要課題であります人口減少問題の克服に取り組むために、まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った各種施策を予算に反映いたしました。

以上のことから、平成28年度当初予算を総括をさせていただくならば、財政健全化と地方

創生の両立予算であります。

この結果、平成28年度一般会計の歳入歳出予算総額は、前年度比2億900万円減額、率にいたしまして1.8%マイナスの114億8,400万円といたしました。

主な内容を申し上げます。歳入でございます。市税は、前年度比1億2,365万9,000円、4.4%増といたしまして、総額で29億4,806万2,000円といたしました。主要な税目では、市民税は個人・法人市民税とも若干の増額を見込み、固定資産税は、償却資産の伸びから1億825万9,000円増額を見込みました。

地方交付税は、地方財政計画や合併算定替えの縮減、国勢調査人口の減を勘案し、前年度比2.2%減の44億円といたしました。うち、普通交付税は39億円とし、前年度確定額43億284万6,000円に対しまして9.4%の減であります。

国庫支出金は、旧下江川中学校大規模改修事業の公立学校施設整備補助金の事業完了に伴う減額等によりまして、前年度比1億1,463万7,000円、10.6%減の9億6,501万円といたしました。

繰入金は、財源不足を財政調整基金等から繰り入れるものでございますが、予算規模の縮減に努めた結果、前年度比3億346万7,000円、51.2%減の2億8,929万円といたしました。

市債は、武道館施設整備事業、道路整備事業などの事業が主でございまして、前年度比5,010万円、5.9%増の8億9,840万円といたしました。ただし、合併特例債につきましては、前年度比2億3,290万円、136.7%減の8,540万円といたしました。

臨時財政対策債は、国の地方財政計画等を勘案し、前年度同額の5億円といたしました。

次に、歳出につき申し上げます。議会費は、市議会議員共済負担金等の減額により、前年度比1,482万8,000円、9.2%減の1億4,658万9,000円といたしました。

総務費は、国見わらび荘線、滝見谷循環線運行管理費の路線廃止、国勢調査費の減額によりまして、前年度比1,308万3,000円、1.0%の減、12億4,059万4,000円といたしました。

民生費は、国民健康保険特別会計繰出金の増額はあるものの、保健福祉センター施設整備費などの減によりまして、前年度比1,331万4,000円、0.4%減の34億8,511万9,000円といたしました。

衛生費は、グリーンニューディール基金事業費や水道事業会計繰出金などの減によりまして、前年度比4,795万1,000円、3.3%減の13億9,637万1,000円といたしました。

労働費は、雇用対策事業の増額により、前年度比680万円、1297.7%増の732万

4,000円といたしました。

農林水産業費は、農村環境改善センター施設整備費の減額はあるものの、畜産振興費などの増によりまして、前年度比642万3,000円、1.4%増の4億7,163万2,000円といたしました。

商工費は、商工振興対策費や企業誘致事業費などの増により、前年度比3,749万円、9.3%増の4億4,111万1,000円といたしました。

土木費であります。社会資本整備総合交付金、合併特例債等を活用した道路整備費や下水道事業特別会計繰出金の減によりまして、前年度比1億7,390万5,000円、21.3%減の6億4,333万4,000円といたしました。

消防費は、消防施設整備費の減額によりまして、前年度比2,579万6,000円、4.2%減の5億8,134万4,000円といたしました。

教育費は、南那須中学校施設整備費や国体開催整備事業、武道館施設整備費などの増によりまして、前年度比2,377万1,000円、1.5%増の15億9,235万円といたしました。

以上の結果、歳出予算の目的別構成比では、民生費30.3%、教育費13.9%、公債費12.7%、衛生費12.2%の順となっております。

また、性質別構成費では、補助費等が21.4%を占め、以下、人件費17.3%、物件費15.5%、扶助費13.8%となっております。

議案第2号 平成28年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算についてであります。

国民健康保険は、他の医療保険事業に比べ高齢者及び低所得者層を多く抱える構造的な体質を持っておりまして、その運営は極めて厳しい状況にございます。このため、国民健康保険税率を改正するとともに経費の節減合理化を図りつつ予算を編成いたしております。

まず、国民健康保険特別会計の事業勘定から御説明を申し上げます。平成28年度事業勘定の歳入歳出予算総額は、前年度比2.1%増の40億5,130万5,000円でございます。

歳出の主な内容は、保険給付費が予算総額の57.6%を占め、次に、共同事業拠出金22.8%、後期高齢者支援金等11.7%、介護納付金5.8%であります。

主な財源は、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金であります。このうち国民健康保険税は、前年度比3.2%増の8億8,700万円を計上いたしております。なお、財源不足につきましては、財政調整基金繰入金より2,000万円、一般会計より繰入金6,691万6,000円を措置をいたしております。

次に、診療施設勘定であります。平成28年度診療施設勘定歳入歳出予算総額は、前年度とほぼ同額の7,388万8,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費が予算総額の61.6%を占め、次いで医業費が34.1%でござ

いまして、主な財源は診療収入でございます。

議案第3号 平成28年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算についてであります。平成28年度熊田診療所特別会計の歳入歳出予算総額、前年度比47万6,000円、1.0%増の5,007万3,000円でございます。

歳出の主な内容は、総務費が67.6%を占め、続いて医業費が31.3%でございます。これら財源は、診療収入及びへき地診療所補助金をもって措置し、不足財源につきましては一般会計繰入金をもって措置をいたしました。

診療所は、地域の一次医療機関といたしまして、地域住民の医療の確保と健康増進に大きな役割を担っております。経営につきまして厳しい状況にございますが、今後とも健全運営に努めてまいり所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

議案第4号 平成28年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。平成28年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比4.7%増の3億2,740万3,000円であります。

歳出の主な内容は、保険料等の広域連合納付金が89.2%を占め、次いで健康診査事業9.2%でございます。

主な財源は、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金でございます。このうち後期高齢者医療保険料は、前年度比3.7%増の1億9,586万5,000円でございます。繰入金は、国民健康保険と同様に、低所得者や被用者保険の被扶養者に対して減額をした保険料額を補填するため、県及び市が負担する保険基盤安定繰入金を9,612万5,000円、事務費繰入金は1,357万6,000円を計上いたしました。

なお、後期高齢者医療の被保険者見込数は4,846人でありまして、今年度上半期の平均被保険者見込数4,798人の1%増といたしております。

議案第5号は、平成28年度那須烏山市介護保険特別会計予算についてであります。平成28年度介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は前年度比6,020万円減の2.4%減でございます。25億5,200万円でございます。

歳入につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費の財源といたしまして、第1号被保険者介護保険料を初め国、社会保険診療報酬支払基金、県及び市の負担金が主なものであります。

また、歳出につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費などであります。

平成28年度は、那須烏山市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の2年目となりますが、引き続き介護給付費の適正化に努めるとともに、本年4月からは地域支援事業において、介護予防・日常生活支援総合事業を開始いたします。第6期、平成27年度の介護保険制度の

改正において、これまで介護予防給付に位置づけられていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業に位置づけられることになりまして、新たに訪問型サービス、通所型サービスとして実施されることになります。

今後において予想されるさらなる高齢化社会に対応するため、介護サービスの充実と質の向上及び介護保険事業の円滑な運営に努めてまいり所存でございます。

議案第6号 平成28年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。平成28年度農業集落排水事業特別会計の歳入歳出予算の総額、前年度比30万円、0.5%増の5,900万円であります。

歳出の主な内容は、水処理センター等施設の維持管理費及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。財源につきましては、事業加入金、使用料、一般会計繰入金及び市債等をもって措置をいたしました。

興野地区の農業集落排水事業は、平成12年1月の供用開始以来、施設の維持管理及び水洗化率の向上に取り組んでおりまして、平成27年3月末水洗化率は86.6%となっております。

議案第7号 平成28年度那須烏山市下水道事業特別会計予算についてであります。平成28年度下水道事業特別会計の歳入歳出予算総額、前年度比1億1,970万円、25.14%減の3億5,640万円であります。

歳出の主な内容は、水処理センター等の維持管理費、管渠築造工事費、南那須水処理センター耐震補強工事費、管渠工事及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。

財源は、受益者負担金、下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債等であります。

下水道事業は、平成25年3月に全体計画の見直し及び認可区域の拡大を行いました。烏山中央処理区における平成27年3月末の整備面積は105.5ヘクタールで、水洗化率は33.5%、年間汚水処理量は15万10立方メートルであります。

また、南那須処理区は、平成25年3月末までに全体計画区域63.8ヘクタール全ての整備が完了しておりまして、水洗化率は88.2%、年間汚水処理量21万1,094立方メートルであります。

今後は、烏山中央処理区の整備を進めるとともに、引き続き水処理施設の良好な維持管理と水洗化率の向上に努めてまいり所存でございます。

議案第8号 平成28年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算についてであります。簡易水道事業は、安心安全な水道水の供給に、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、円滑な事業運営と水道施設の維持管理に万全を期してまいり所存であります。

本会計の予算総額は9,476万円でございます。支出の主なものは、建設改良費として上

境地区配水管布設替工事、延長171メートルを計上するほか、簡易水道の人件費、維持管理費、市債の償還に伴う元金及び利息となっております。

これらの財源につきましては水道使用料、加入金、一般会計繰入金等をもって措置をいたしました。

議案第9号 平成28年度那須烏山市水道事業会計予算についてであります。水道事業につきましては、市民生活を支える重要な公共インフラでありますことから、引き続き健全な運営と公共の福祉の増進に心がけまして、良質で安全な水道水を安定的に供給をすることにより、多くの市民から信頼される水道事業経営を推進をしまいたいと思います。

また、その事業経営におきましては、収納率の向上、経費の節減など、なお一層の企業努力を重ね、利用者の利便性とサービスの向上を図るとともに、自然災害に対する備えにも十分配慮しながら、今後も公衆衛生の維持と安定供給のため、施設の管理や整備等に努めてまいり所存でございます。

平成28年度当初予算の業務の概要でございます。給水戸数8,653戸、年間給水量230万3,538立方メートル、1日の平均給水量6,311立方メートル、主な建設改良事業費は3,195万3,000円でございます。

収益的収入の主なものは、水道料金、他会計補助金等で5億6,583万3,000円でございます。収益的支出の主なものは、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、支払利息等で5億1,835万5,000円であります。

投資的経費であります資本的収入の主なものは、他会計出資金等で4,485万2,000円でございます。

資本的支出の主なものは、建設改良費といたしまして、福岡地内の配水管の布設替事業費等でございます。その他事業債償還元金等を含めまして2億9,902万2,000円を計上しております。

以上、議案第1号から議案第9号まで一括をして提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑については、議会運営委員会の決定に基づく日程のとおり、3月8日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、平成28年度当初予算の質疑については、3月8日に行うことといたします。

◎日程第48 議案第45号 字の名称の変更について

○議長（佐藤昇市） 日程第48 議案第45号 字の名称の変更についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第45号 字の名称の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地籍調査事業の実施に伴い、現地に符号しない字の区域、飛び地が生じたために、字名変更において、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

当該地は、平成26年度に実施いたしました大里地内の地籍調査事業で、隣接する同じ字名の中に他の字名の地番を存在しているため、字の名称変更を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、都市建設課長より説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） それでは、字の名称の変更につきまして補足説明を申し上げます。

地籍調査事業につきましては、平成26年度に大里地内の一部80ヘクタール、443筆を実施してきたところであります。まず、最初に資料の中の変更調書がございます。これを見ますと、変更前の大字、小字の地番7筆が、変更後の字名に赤色と緑色に変更されることとなります。

なお、該当する地番が地籍調査により合筆されてなくなる地番は5筆、赤色。存続する地番が2筆、緑色で表示してあります。

次のページに行きまして、実施区域の図が載っております。これでこの色が着いている除外地区、これは圃場整備やったところ以外のところを地籍調査をやったところのわけです。字名変更に係る区域図を青丸が変更区域となり、さらに次のページは地籍図をつけてございます。

次のページに地籍図が載っているわけですが、ここで表示されています旧字名を黒枠、新字

名を赤枠で表示してありまして、新字名に変更する地番を赤色で表示してあります。これが2筆ということですね。そのほかのところについては、字は変わっても地番が合筆されてなくなっているというようなことで表示はされていません。

以上のとおり補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第48 議案第45号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第49 議案第46号 那須烏山市民ふれあい農園の指定管理者の指定について

○議長（佐藤昇市） 日程第49 議案第46号 那須烏山市民ふれあい農園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第46号 那須烏山市民ふれあい農園の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び施行規則に基づき、那須烏山市民ふれあい農園の指定管理者の指定をするものでございます。

当施設は、都市生活者等に対し、農園での農作業体験を通し、土と親しみ収穫をする喜びを実感をしてもらうことによりまして、農業に対する理解を深めて、あわせてふるさと観光づくりを進めるために、平成6年度農業農村活性化農業構造改善事業において整備をされたものでございます。

当施設は、平成25年4月1日より平成28年3月31日までの3年間、一般財団法人那須烏山市農業公社を指定管理者として指定をいたしております。このたびの指定管理期間満了に伴い、当施設の円滑かつ効果的な運営を図るためにも、引き続き一般財団法人那須烏山市農業公社を指定管理者として指定をし、活動の活性化を進め、地域の農業振興を目指すものでございます。

詳細につきましては、農政課長より説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） それでは、命によりまして、議案第46号 那須烏山市民ふれあい農園の指定管理者の指定について詳細説明をさせていただきます。

本施設は、平成6年度国庫補助事業、農業農村活性化農業構造改善事業として、当時の南那須町が実施建設したものでございます。施設の概要は、ほかの加工販売施設及びいちご園等を含む那須烏山市民ふれあい体験交流館の1施設でございます。

その施設内容は、1区画30平米の貸し農園30区画と、管理棟がございます。

設置の目的でございますが、農産物等の地域資源の有効活用、農産物の高付加価値化等を進め、特産品づくりに寄与するとともに、これらの生産活動を通じ、農村住民の生きがいづくりと都市と農村の交流による地域活性化を進めるとされております。

さて、本施設の管理につきましては、建設当初から合併まで農業公社が委託、管理しておりました。そして、また、合併後は、管理委託制度の廃止によりまして、現在の指定管理者制度へと切りかえられ、合併後1年7カ月、非公募により引き続き農業公社が管理して、2期目の5年間につきましては、プロポーザルによる公募ということで2者の公募があったところ、農業公社のほうで指定管理を受けております。そして、現在3期目3年間の指定管理ということで、これは非公募によりまして那須烏山市農業公社のほうで管理してきております。

このたび3月31日をもって第3期目の指定管理期間が満了するところでございますので、市の指定管理者選考委員会によりまして検討しました結果、円滑で効果的な運営を図るためには公募によらず、引き続き実績のある一般財団法人であります那須烏山市農業公社を指定管理者として指定することが妥当だというふうなことで、今回、提案させていただきました。

なお、指定期間につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日として、那須烏山市ふれあい農園の管理に関する仮協定を取り交わしております。

また、利用者の減少や管理棟の老朽化、それに敷地のほうが全て借地であるというようなことを懸念するところが多々ありますことは承知しておりまして、ほかの2施設と合わせましてふれあい体験交流館全体の計画見直しについて、検討調整をしているところでございますので、本協定締結の際には、この期間につきましては変更可能とする旨の1文を加えたいと考えております。

以上、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま上程されております、きょう最後の議案でございます。これについて1点質問したいと思っております。

ただいま農政課長から詳細な説明がございました。今、農政課長が言われたように、このふれあい農園とふれあい体験交流館とあるかと思うんですが、農園については合併当初から、市になってからずっとお荷物になっていて、30区画あるものの大体3割ぐらいしか利用者がいないという状態でずっと指定管理されてきたわけですね。最後のころ、今、農政課長が言われましたけれども、この指定管理期間中にでももっと改善するような、ここは地代も発生しているわけでございますから、それから、ふれあい体験館も大変老朽化をしておりますので、その辺のこともこの期間内に改善のほうに向けて最大の努力をしていただきたいなというふうに思っております。

それで、ふれあい農園の指定管理は今回限りというぐらいの覚悟で取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 久保居議員がおっしゃるとおりの気持ちで取り組んでおります。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 市長はいかがでしょう。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） これは評議員、理事会等がございますので、そういったところにも今の意見は当然やはり尊重して申し上げたいと思いますし、また、構造改善事業で県との支援事業もいただいておりますから、県との協議も必要なこともちょっと御理解いただきたいと思います。そのような農政課長が答弁した形で進められればよろしいのかなと私も思っています。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 検討委員会の意見を尊重するのは当然でございますけれども、やはり市長あたりもこういう施設についての決断もひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。答弁は結構でございます。

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論はありませんか。討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第49 議案第46号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（佐藤昇市） 以上で、本日の日程は全部終了しました。長時間にわたりましての時間延長、大変御協力ありがとうございました。

次の本会議は明日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

〔午後 7時11分散会〕